

# 八潮市学校適正配置指針・計画

令和2年3月

八潮市教育委員会



## 目次

第1章 計画の位置付け等	1
1. 計画の位置付けと策定の目的	1
2. 計画の対象	1
3. 計画期間	2
4. 計画策定の進め方と計画書の構成	3
第2章 現状と課題	5
1. 児童生徒数・学級数の推移と将来推計	5
（1）児童生徒数・学級数の推計方法	5
（2）市立小・中学校の児童生徒数の将来推計	6
2. 学校施設の概況	14
（1）学校施設の配置と通学区の状況	14
（2）学校施設の保有状況	17
3. 通学路・通学距離	23
4. 開発動向	28
（1）北部	28
（2）中央部	28
（3）南部	28
5. 現状と課題のまとめ	30
第3章 学校規模・配置についての意向	31
1. アンケート調査概要	31
（1）調査の目的	31
（2）調査要領	31
（3）調査項目	31
2. 調査結果の概要（抜粋）	32
（1）学年の適正規模	32
（2）適正な通学時間	35
（3）小規模校対策の手法	38
（4）大規模校対策の手法	44
（5）施設一体型・隣接型の小中一貫校整備	48
（6）学校教育に望むもの	50
（7）学区の検討で重視すべき事項	52
（8）今後地域が担うべき役割	56
3. 学校規模・配置についての意向のまとめ	58
4. アンケート調査結果から見る地域別・学校別の実態	59
（1）北部	59
（2）中央部	59
（3）南部	60
第4章 適正規模・適正配置の基本的な考え方（指針・基準）	62
1. 国の動向	62

(1) 教育課程	62
(2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省）	62
2. 八潮市が目指す学校教育	63
(1) 小中一貫教育の実践	63
(2) 目指す児童生徒像	65
3. 教育環境のあり方	66
(1) 教育環境の視点から	66
(2) 環境教育の視点から	66
(3) 地域の中の学校という視点から	66
(4) 避難場所としての視点から	66
(5) 通学区域の視点から	67
(6) 適正規模という視点から	67
(7) 校舎の耐用年数の視点から	68
(8) 校舎の長寿命化の視点から	69
(9) 小学校予定地への学校建設という視点から	69
(10) 中学校予定地への学校建設という視点から	69
4. 学校の適正規模についての考え方（指針・基準）	70
(1) 学校規模適正化の必要性	70
(2) 学校の規模適正化の考え方（指針・基準）	71
5. 学校の適正配置についての考え方（指針・基準）	73
(1) 学校適正配置の必要性	73
(2) 学校適正配置についての考え方（指針・基準）	73
第5章 適正配置の方向性の検討	75
1. 11小の今後の方向性について	75
(1) 11小を取り巻く児童数の現状及び見込み	75
(2) 11小の必要性	77
(3) 今後の11小の方向性	77
2. 南部地区内における教室不足への対応について	78
(1) 新設小・中学校を取り巻く児童生徒数の現状及び見込み	78
(2) 大規模校対応の必要性	81
(3) 今後の対応の方向性	81
第6章 適正配置の方向性（計画）	82
1. 地域別方向性	82
(1) 北部	82
(2) 中央部	84
(3) 南部	85
2. 適正配置の方向性まとめ	87
第7章 計画の見直し等について	89
1. 計画の見直し	89
2. 今後の進め方	89
参考資料	90

# 第1章 計画の位置付け等

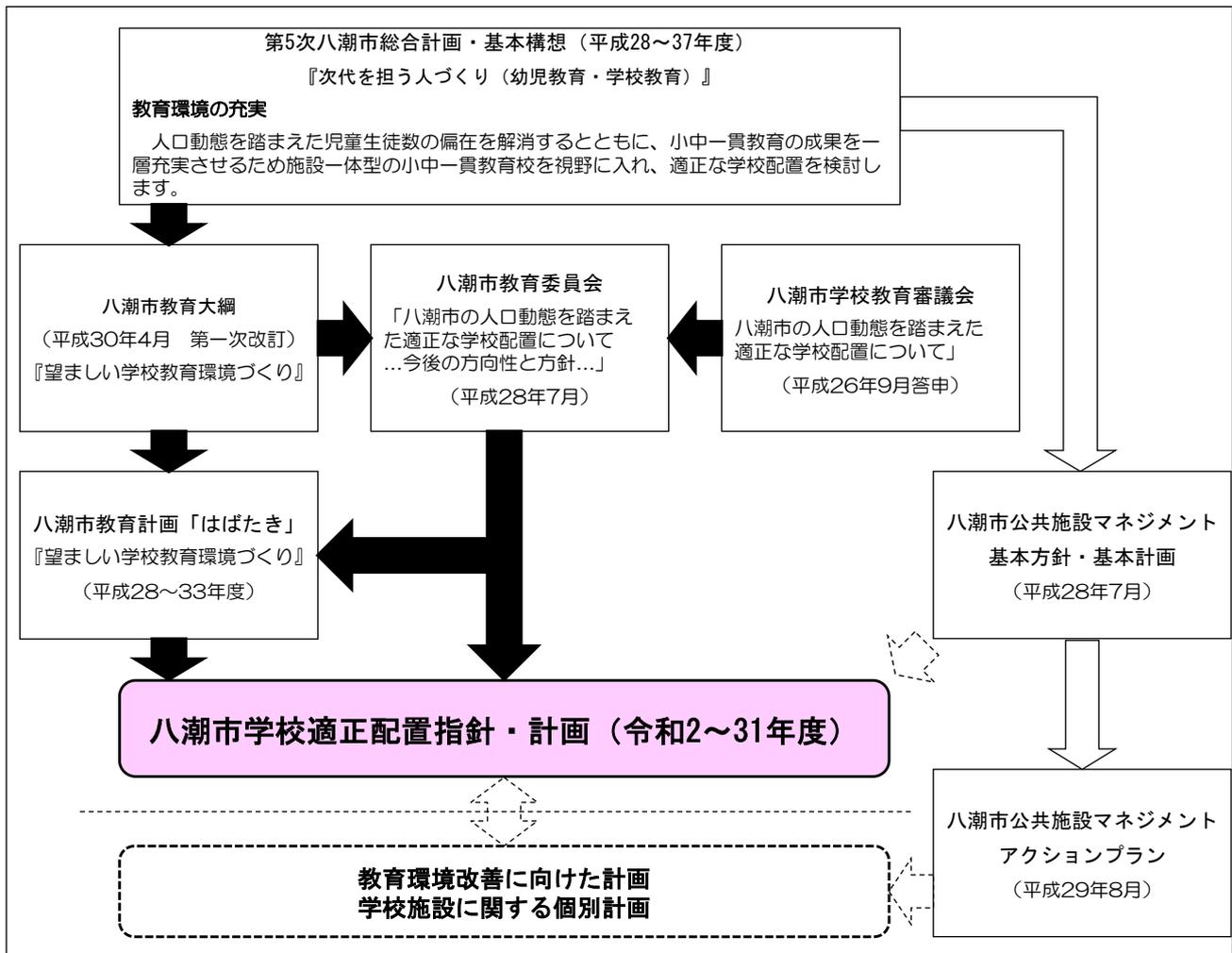
## 1. 計画の位置付けと策定の目的

「八潮市学校適正配置指針・計画（以下、「本計画」という。）」は、第5次八潮市総合計画・基本構想、八潮市教育大綱を踏まえた計画として策定します。

本計画は、本市の市立小中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、児童生徒数の急激な変化、開発の動向、通学距離等の課題、学校の耐用年数を踏まえ、小中一貫教育のさらなる推進等に向けた新たな学校づくりに対応し、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すことを目的とします。

なお、本計画と連動して、別途、教育環境改善に向けた計画、さらに、長寿命化等の学校施設に関する個別計画等に繋げるよう、本市のアセットマネジメントの取り組みとも整合した、実現性・実効性の高い計画を目指します。

図表 計画の位置付け



## 2. 計画の対象

市立小学校 10 校、市立中学校 5 校、計 15 校と併せて、土地区画整理地内における学校予定地についても対象とします。

図表 計画対象一覧

(平成30年5月1日現在)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	児童生徒数 (人)		学級数(学級)		
					普通 学級	支援 学級	普通 学級	支援 学級	
小学校	八條小学校	鶴ヶ曽根1	22,508	5,238	昭和47年	388	9	12	2
	潮止小学校	南川崎822	16,071	6,590	昭和48年	716	7	22	1
	八幡小学校	中央四丁目21-16	15,259	5,688	昭和41年	382	11	12	2
	大曽根小学校	垢527	20,700	6,016	昭和45年	563	13	18	2
	松之木小学校	緑町三丁目9-1	15,281	5,554	昭和48年	436	14	14	2
	中川小学校	大瀬1516	11,553	4,316	昭和48年	228	3	8	1
	八條北小学校	八條1150	18,910	5,357	昭和51年	92	3	6	1
	大瀬小学校	大瀬三丁目9-1	14,755	5,908	昭和52年	730	12	22	2
	大原小学校	八潮七丁目42-1	17,580	5,318	昭和53年	622	4	19	1
	柳之宮小学校	柳之宮140	12,935	4,688	昭和54年	262	3	10	2
	11小学校予定地※	鶴ヶ曽根二丁目地区	15,257	-	-	-	-	-	-
	新設小学校予定地	南部西地区	17,514	-	-	-	-	-	-
	小学校 計		198,323	54,673		4,419	79	143	16
中学校	八潮中学校	中央一丁目1-2	27,936	8,694	平成2年	451	6	12	2
	大原中学校	八潮五丁目9-1	23,274	10,216	昭和48年	557	9	15	2
	八條中学校	八條555	24,141	5,955	昭和52年	158	7	6	2
	八幡中学校	緑町四丁目19-1	20,970	5,801	昭和53年	390	13	12	3
	潮止中学校	古新田530	22,125	5,372	昭和55年	491	11	14	2
	新設中学校予定地	南部東地区	21,065	-	-	-	-	-	-
中学校 計		139,511	36,038		2,047	46	59	11	
小・中学校 合計		337,834	90,711		6,466	125	202	27	

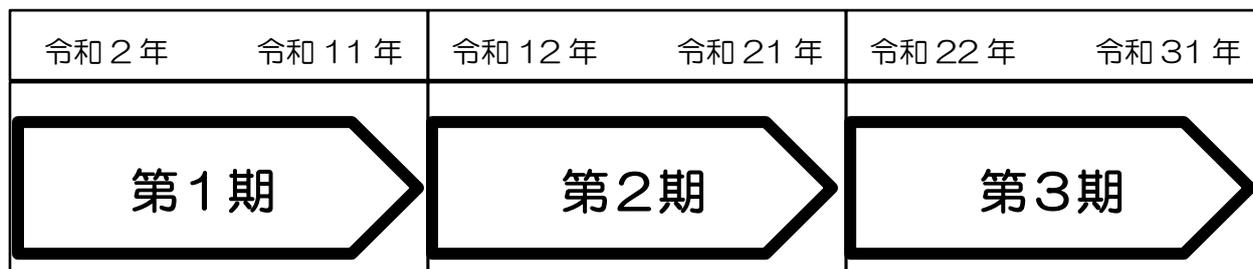
※「建築年度」は、校舎棟(又は特別教室棟など主要棟)で最も古い建築年度を記入

※「11小学校」は、鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定している学校のこと。以下、「11小」という。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和31年度(2049年度)までの30年間とし、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間の第1期、令和12年度(2030年度)から令和21年度(2039年度)までの10年間の第2期、令和22年度(2040年度)から令和31年度(2049年度)までの10年間の第3期とします。

なお、様々な社会的要因の変化に的確に対応していくため、概ね5年ごとに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



#### 4. 計画策定の進め方と計画書の構成

##### (1) 本計画策定の進め方・考え方

子どもたちは、まちの宝物、その子どもたちが学ぶ学校は、また地域のコミュニティの場としてあります。

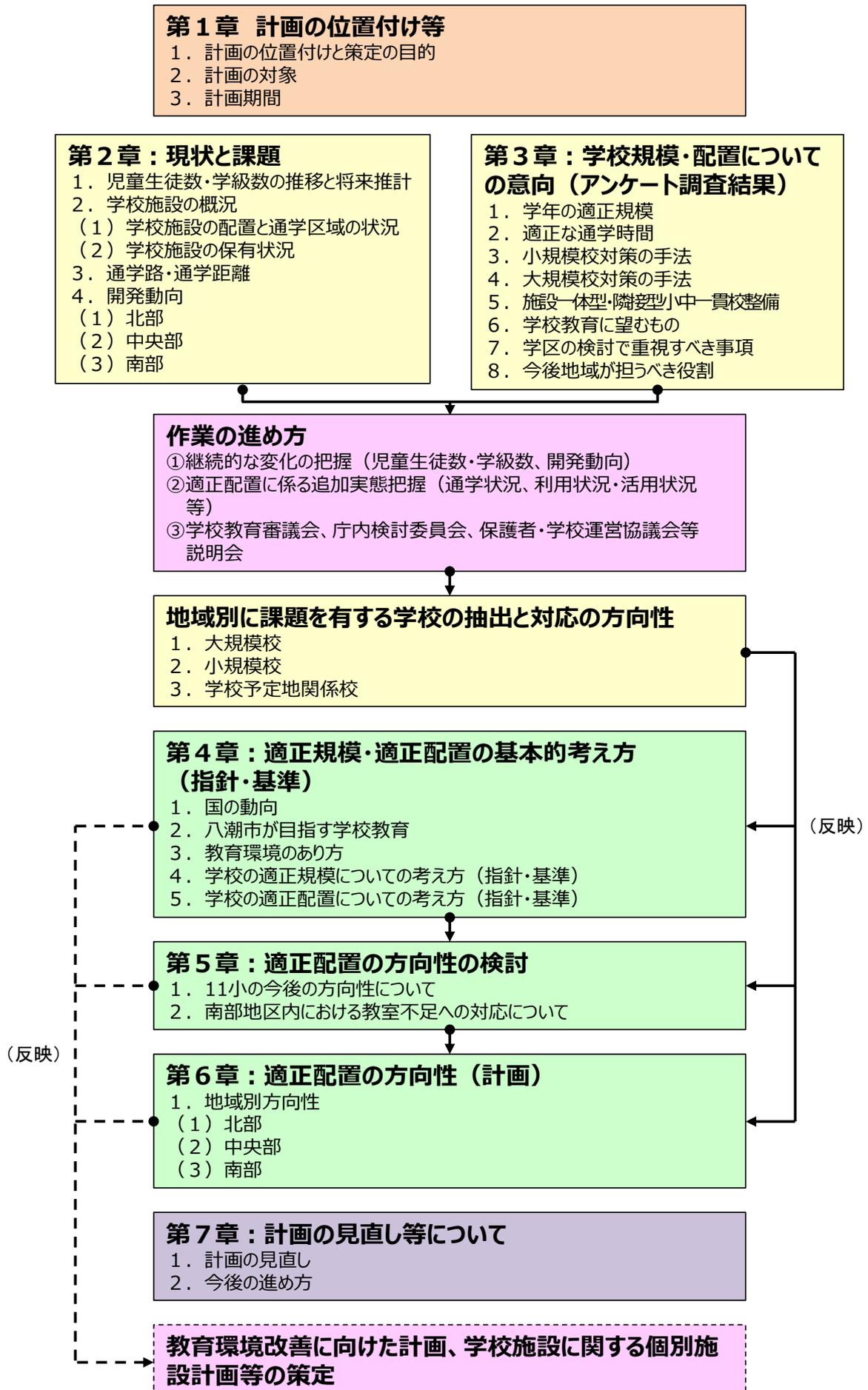
まちの宝物である子どもたちを育むために、多くの地域の方々の支援が必要です。子どもたちが地域の大人と深く関わることは、地域への愛を育み、それは郷土愛へと昇華し、心豊かな人格形成へとつながっていきます。

このことは、まちづくりという視点からも必要不可欠な要素であると考えます。

したがって、学校規模の適正配置や統合に関する具体的な検討にあたっては、行政のみならず、できる限り保護者や地域の方々と活発な意見交換を重ね、地域住民の声を尊重し、共に考えていく姿勢が肝要です。

そして、児童生徒数の推移等の現状と将来展望、また、児童・生徒・保護者等のアンケート結果、開発動向など多面的な要因を踏まえ、教育上の視点を最優先に、将来にわたって八潮市の子どもたちに良質な教育環境の維持向上を保証する観点から、様々な可能性を視野に入れた検討を行います。

図表 計画策定の進め方と計画書の構成



## 第2章 現状と課題

### 1. 児童生徒数・学級数の推移と将来推計

#### (1) 児童生徒数・学級数の推計方法

- ①平成30(2018)年4月1日現在の住民登録による学齢人口(0~49歳)を基準人口として、各通学区域・各年齢・各年度ごとに令和31(2049)年まで、コーホート要因法※を用いて推計しました。
- ②死亡に関する仮定値(生残率)は、社人研「日本の将来推計人口」(平成29年7月)の男女、年齢別将来生命表の死亡率に平成27(2015)年の生命表の埼玉県と全国の死亡率の比を乗じて補正することにより、八潮市の死亡率とし、これを1から減じることで、生残率の仮定値としました。
- ③出生に関する仮定値のうち、出生率については、社人研「日本の将来人口」(平成29年7月)の女性の年齢各歳別出生率に厚生労働省の統計である人口動態保健所・市町村別統計の平成20~24年の5歳階級別出生率の八潮市と全国の比を乗じて補正することにより、八潮市の出生率の仮定値としました。
- ④出生に関する仮定値のうち、出生性比については、社人研「日本の将来人口」(平成29年7月)の八潮市の仮定値を用いました。
- ⑤転入出に関する仮定値(純移動率)は、社人研「日本の将来人口」(平成29年7月)の八潮市の年齢5歳階級別、5年ごとの純移動率の仮定値を、各年齢、各年に適用することで、純移動率の仮定値としました。
- ⑥土地区画整理事業による計画人口の増加分については、八潮市人口ビジョンの八潮市推計と同様の方法で令和31(2049)年まで算出し、事業の施行地域により、各地域に振り分けました。平成22(2010)~30(2018)年の転入者人口の年齢3階級別の構成比の平均値によって0~14歳と15~64歳の増加人口として算出し、0~14歳人口を15等分、15~64歳人口を50等分することで、0~49歳の各地域別、各年齢別増加人口としました。さらに、各地域別、各年齢別増加人口を、平成30年の各通学区域別の構成比で按分することにより、各通学区域別、各年齢別増加人口としました。
- ⑦直近で児童生徒数に大きく影響を受ける見込みとなっている、大瀬小学校と潮止中学校の通学区域内にある大規模集合住宅による児童生徒数の増加数については、類似大規模マンションの児童生徒数の増減率、当該集合住宅の販売会社からの情報、及び八潮市人口ビジョンにより推計し、加算しました。
- ⑧学級数の算出においては、児童生徒数から通常の学級数を算出し、これに特別支援学級の学級数の仮定値を加算しました。学級編制については、小学校では1、2年生は35人学級、3~6年生は40人学級、中学校では1年生は38人学級、2、3年生は40人学級としました。いずれも小数点第1位以下は切り上げました。特別支援学級については、過去の学級数の実績から、各校2学級と仮定しました。
- ⑨学校配置の地域区分は、次ページの通りとしました。

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化を、その要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。

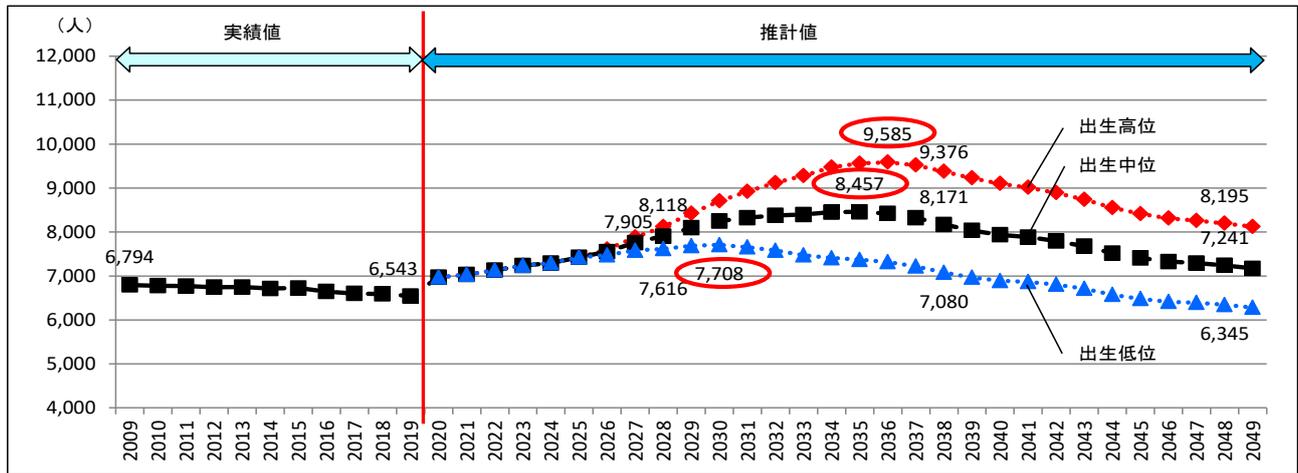
図表 学校配置の地域区分

地区	小学校	中学校
北部	八條小学校、八條北小学校	八條中学校
中央部	八幡小学校、松之木小学校、柳之宮小学校	八潮中学校、八幡中学校
南部	潮止小学校、大曾根小学校、中川小学校 大瀬小学校、大原小学校	大原中学校、潮止中学校

(2) 市立小・中学校の児童生徒数の将来推計

①児童生徒数の推移と将来推計

図表 児童生徒数の推移と将来推計



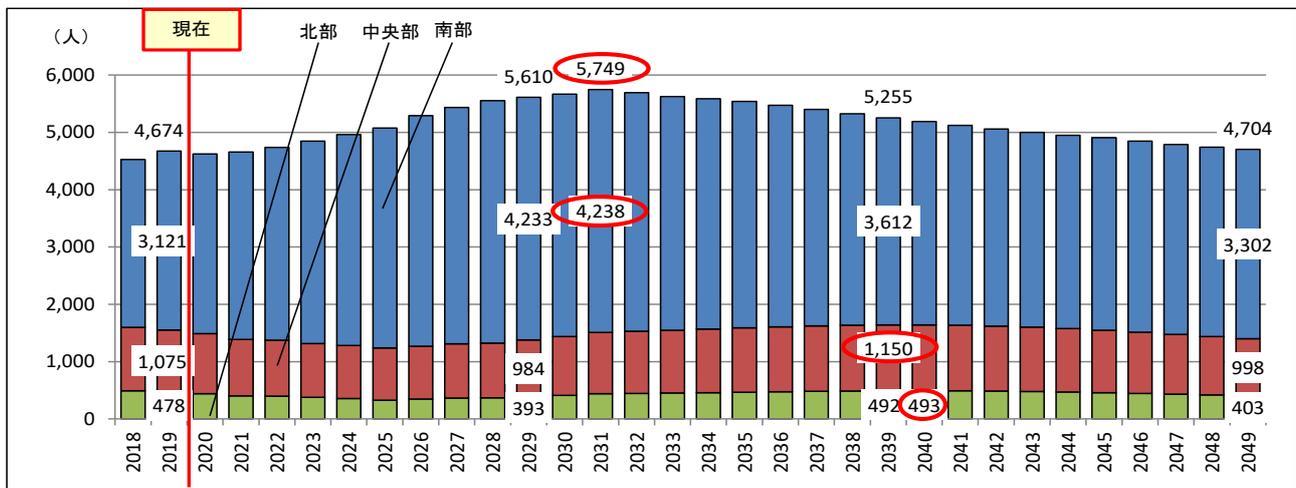
※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

※社人研の将来推計では、将来の死亡推移及び出生推移については不確定要素が大きいため、それぞれ中位、高位、低位の3つの仮定を設けている。将来人口推計において最も不確実性を高めている要素は、出生率仮定の設定であるとされていることから、本推計では、死亡については中位の仮定として、出生について3つの推計（出生中位、高位、低位）を行った。

- ✓ 児童生徒数は、過去10年間、微減で推移してきたが、今後約10～20年間は増加し、その後減少に転じる見込み。
- ✓ 今後のピーク時の児童生徒数は、最低で約7,700人、最大で約9,600人の範囲になる見込み。

## ②地域別児童数の将来推計（小学校）

図表 地域別児童数の将来推計（小学校：出生中位仮定）

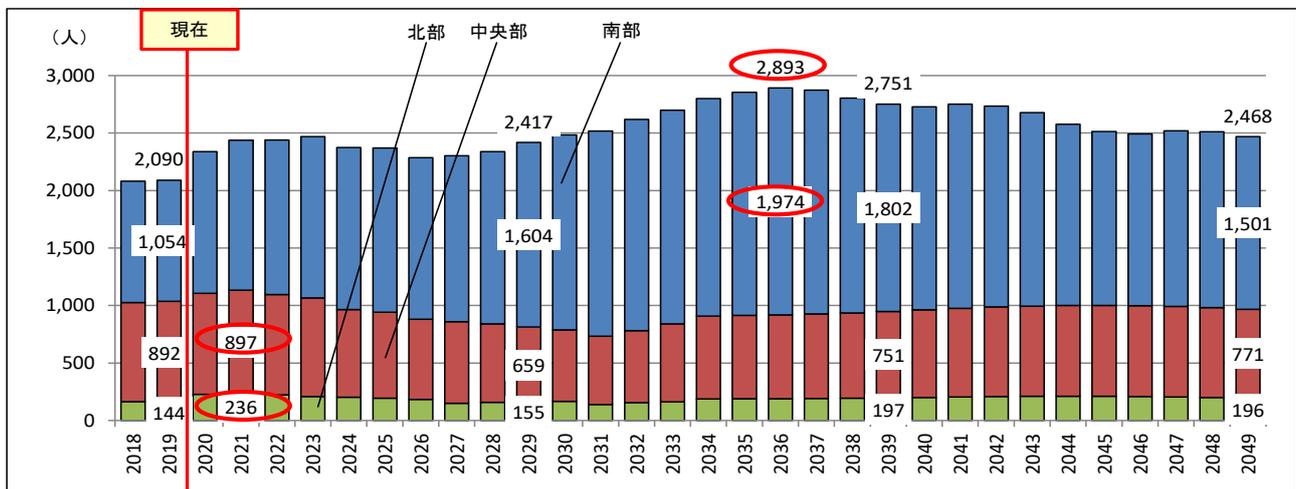


※児童数には、特別支援学級在籍児童数を含む。

- ✓ 市全体の小学校の児童数は、2031年まで増加し、以後減少に転ずる見込み。
- ✓ 北部及び中央部では、概ね10年程度の周期で減少→増加→減少の傾向を示す見込み。
- ✓ 南部では、児童数は2031年まで増加し、以後減少に転ずる見込み。

## ③地域別生徒数の将来推計（中学校）

図表 地域別生徒数の将来推計（中学校：出生中位仮定）



※生徒数には、特別支援学級在籍生徒数を含む。

- ✓ 市全体の中学校の生徒数は、増減の波はあるものの、2036年にピークに達し、その後減少に転じる見込み。
- ✓ 北部及び中央部では、生徒数は2021年まで微増し、その後は若干の増減の波が生じる見込み。
- ✓ 南部では、生徒数は2036年まで増加し、以後微減に転じる見込み。

#### ④学校別児童生徒数・学級数の将来推計と最大教室数

※出生中位仮定による推計値を示す。

※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

※学級数には、特別支援学級（各校2学級で仮定）を含む。

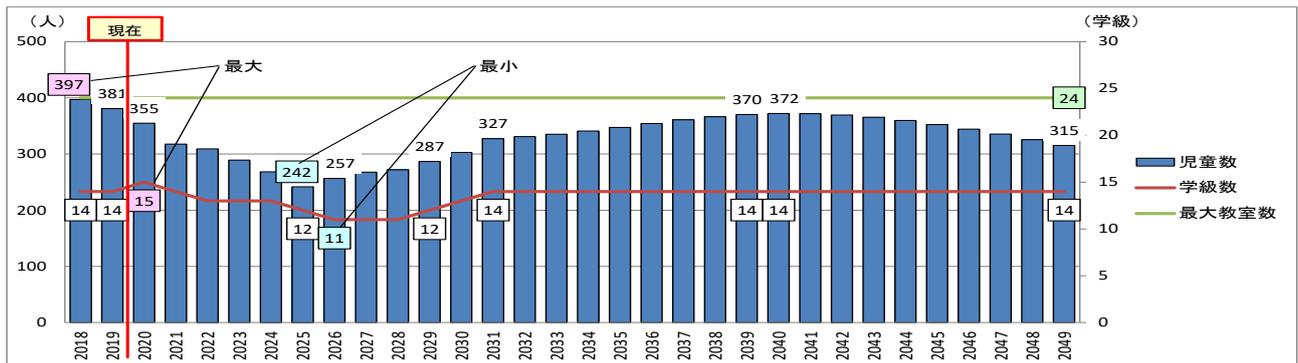
※最大教室数は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

※2018年、2019年の値は実績値。2020年以降は推計値。

※推計値については、就学指定校の変更、区域外就学、私立学校への進学等を加味していない。

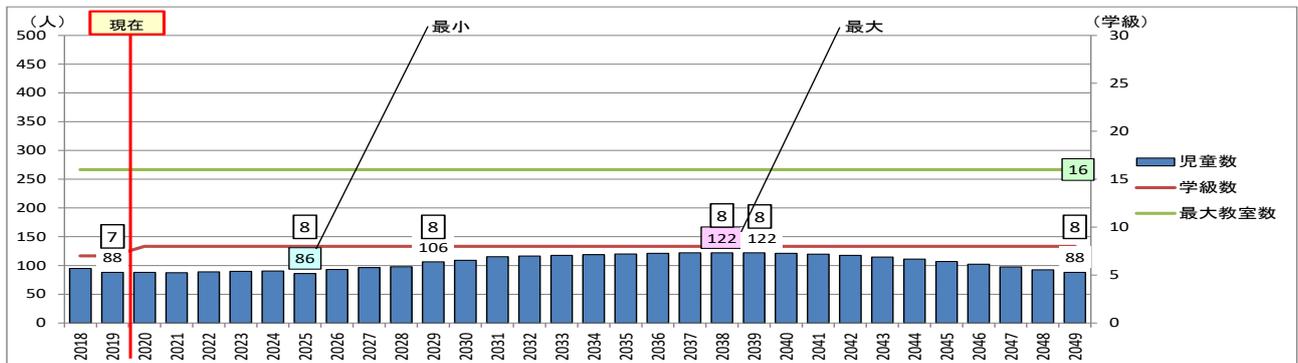
### I. 北部

図表 八條小学校



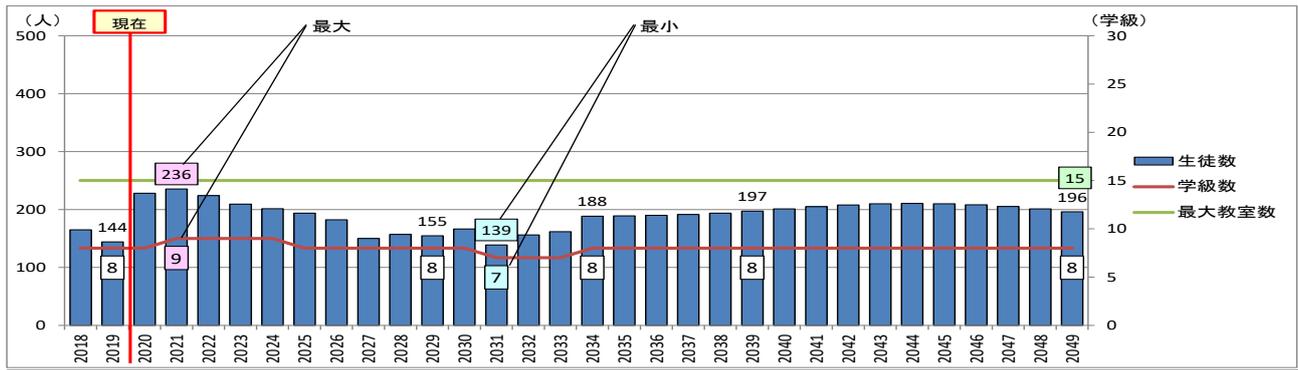
- ✓ 今後7年間程度、児童数は急減するが、その後15年程度は増加した後、再度減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、11～15学級で推移する見込み。

図表 八條北小学校



- ✓ 児童数は、100人前後で増減を繰り返す見込み。
- ✓ 通常学級数は、今後30年間、6学級を維持する見込み。小規模校のまま推移していく。

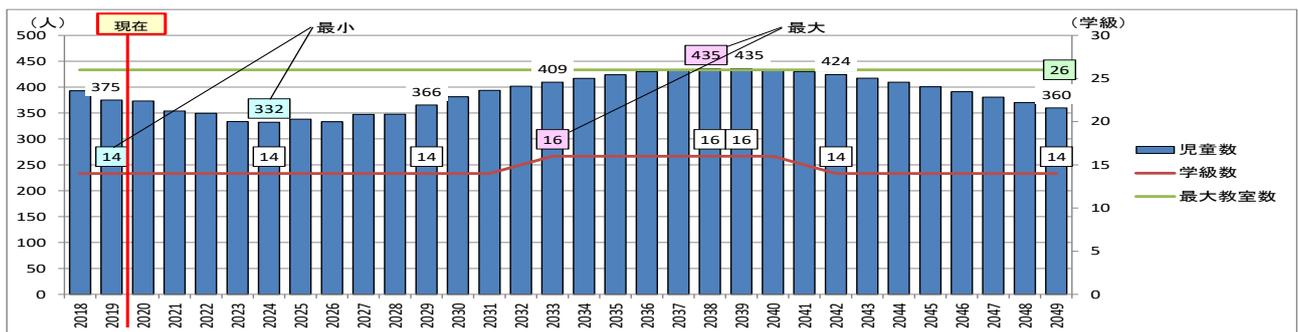
図表 八條中学校



- ✓ 生徒数は、今後3年程度増加するが、その後は10年程度減少、以後は200人程度、概ね横ばいで推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、7~9学級で推移する見込み。

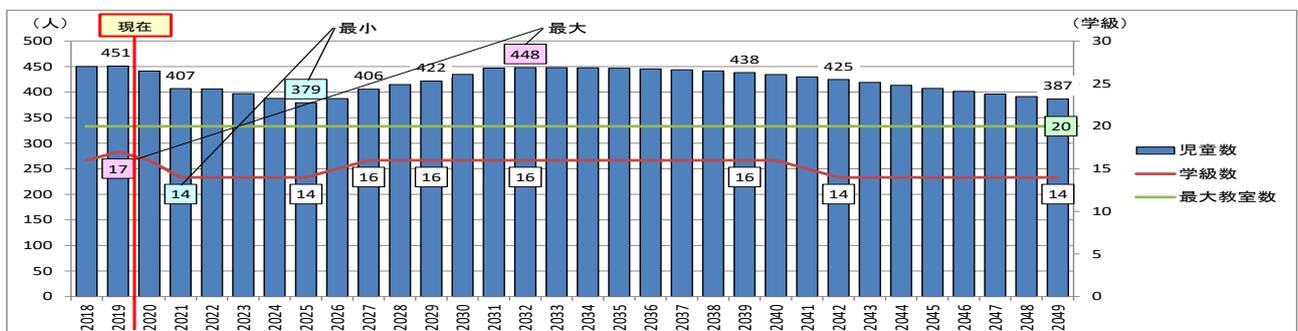
## II. 中央部

図表 八幡小学校



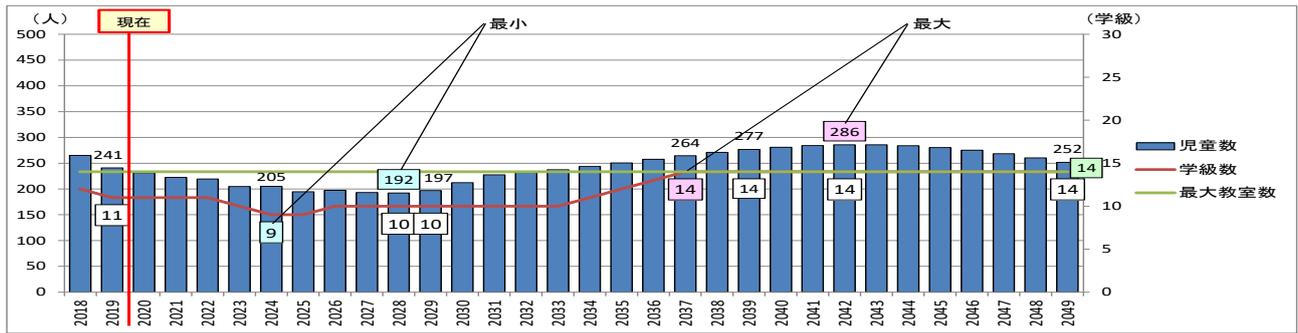
- ✓ 児童数は、今後6年程度漸減した後、増加に転じるが、2038年をピークとして、再度減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、14~16学級で推移する見込み。

図表 松之木小学校



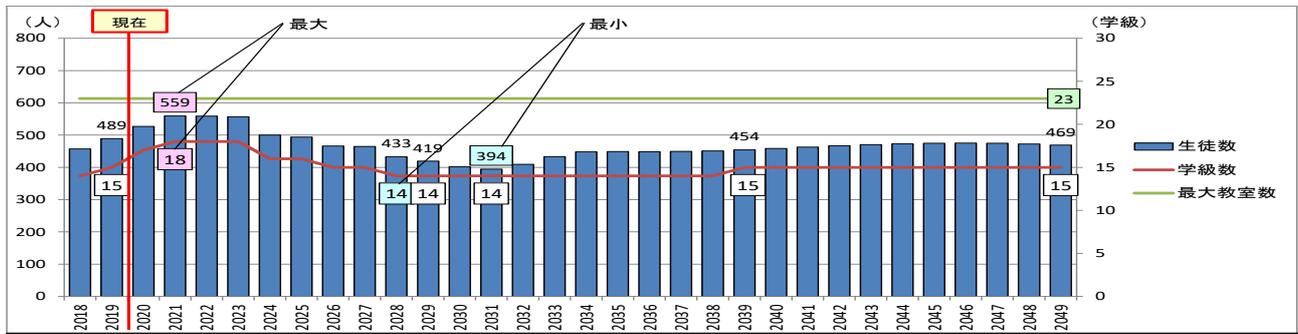
- ✓ 児童数は、今後7年程度漸減した後、増加に転じるが、2032年をピークとして、その後は再度減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、14~17学級で推移する見込み。

図表 柳之宮小学校



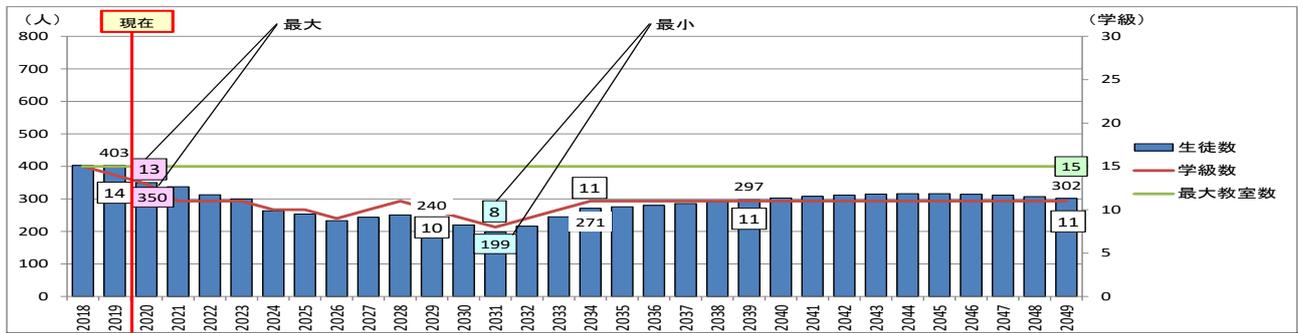
- ✓ 児童数は、今後 10 年程度漸減した後、増加に転じるが、2042 年をピークとして、その後は再度減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後 30 年間、9~14 学級で推移する見込みで、今後約 20 年程度は小規模校のまま推移する見込み。

図表 八潮中学校



- ✓ 生徒数は、2021 年をピークに 2031 年まで減少し、以後は 450 人前後で推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後 30 年間、14~18 学級で推移する見込み。

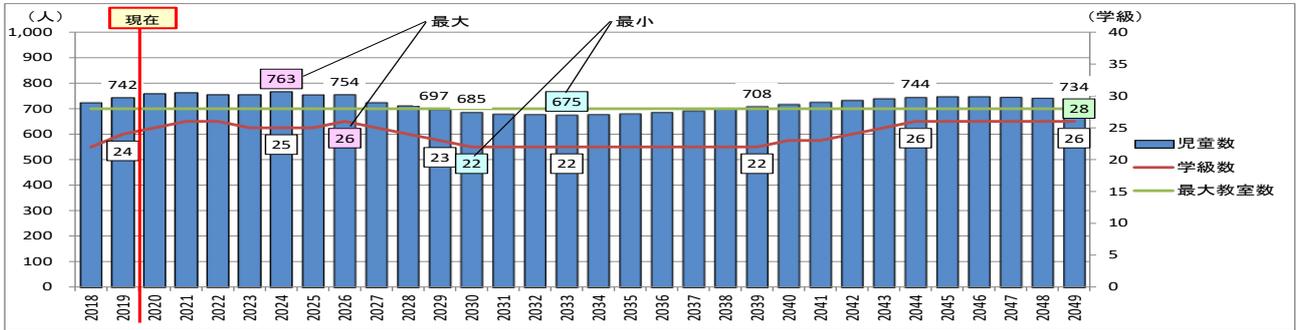
図表 八幡中学校



- ✓ 生徒数は、2020 年をピークに 2031 年まで減少、以後は微増で推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後 30 年間、8~13 学級で推移する見込みで、小規模校となる恐れがある。

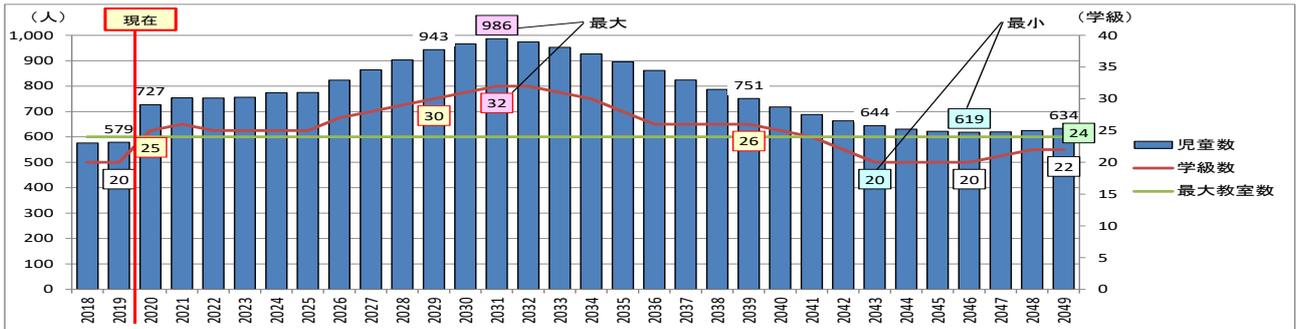
### Ⅲ. 南部

図表 潮止小学校



- ✓ 児童数は、増減の波はあるものの、概ね横ばいで推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後 30 年間、22～26 学級で推移する見込み。

図表 大曽根小学校



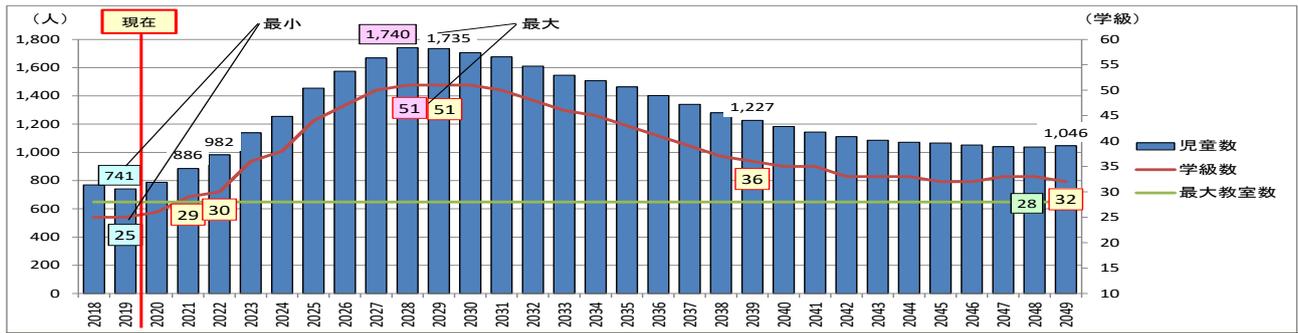
- ✓ 児童数は、2031 年をピークに増加を続け、その後減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後 30 年間、20～32 学級で推移する見込み。
- ✓ 教室不足が発生する恐れがあるとともに、31 学級以上の過大規模校となる恐れもある。

図表 中川小学校



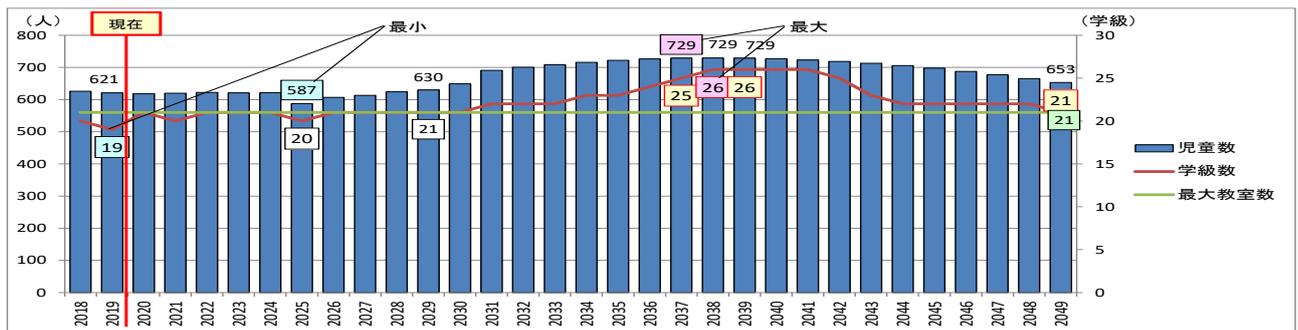
- ✓ 児童数は、2026 年をピークに微増し、その後 2036 年まで減少、以後、再度微増する見込み。
- ✓ 学級数は、8～14 学級で推移する見込み。また、一時期教室不足が発生する恐れがある。

図表 大瀬小学校



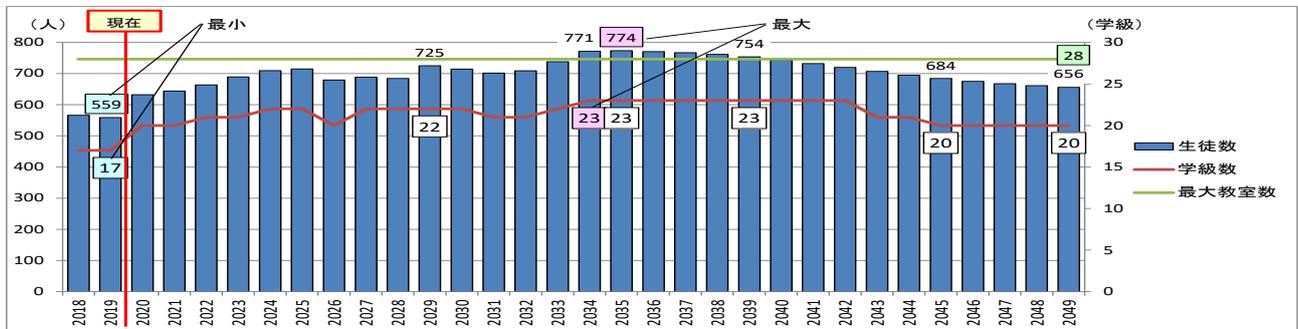
- ✓ 児童数は、大規模集合住宅の影響により、2028年まで急増し、その後減少に転じるが、1,000人以上の児童数で推移する見込み。
- ✓ これに伴い学級数も増加し、教室不足が発生する恐れがある。また、31学級以上の過大規模校となる恐れもある。
- ✓ 令和元年5月1日現在の住民基本台帳人口でも、数年で教室不足が発生する恐れがある。

図表 大原小学校



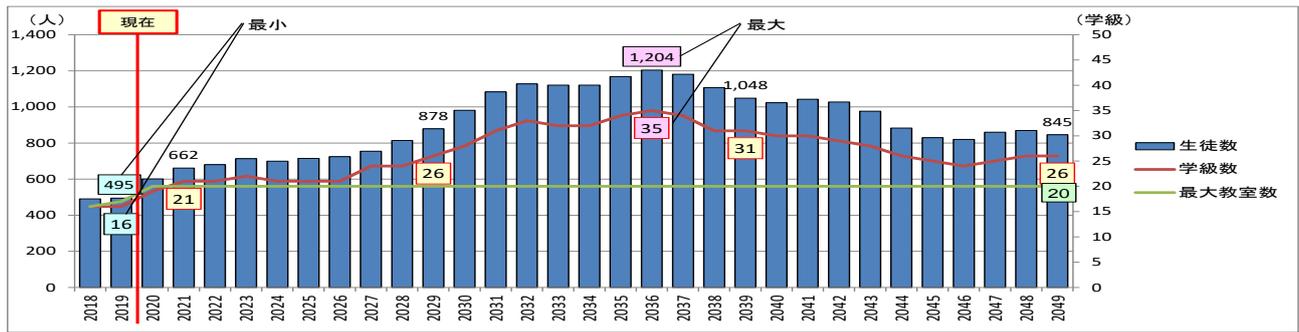
- ✓ 生徒数は、2025年まで微減した後2037年をピークに増加、その後は微減に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、20~26学級で推移する見込み。教室不足が発生する恐れがある。

図表 大原中学校



- ✓ 生徒数は、増減の波はあるが2035年をピークに増加し、その後減少に転じる見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、19~23学級で推移する見込み。

図表 潮止中学校



- ✓ 生徒数は、2036年をピークに増加が続き、その後減少に転じる見込み。
- ✓ これに伴い学級数も増加し、教室不足が発生する恐れがある。
- ✓ 令和元年5月1日現在の住民基本台帳人口でも、数年で教室不足が発生する恐れがある。

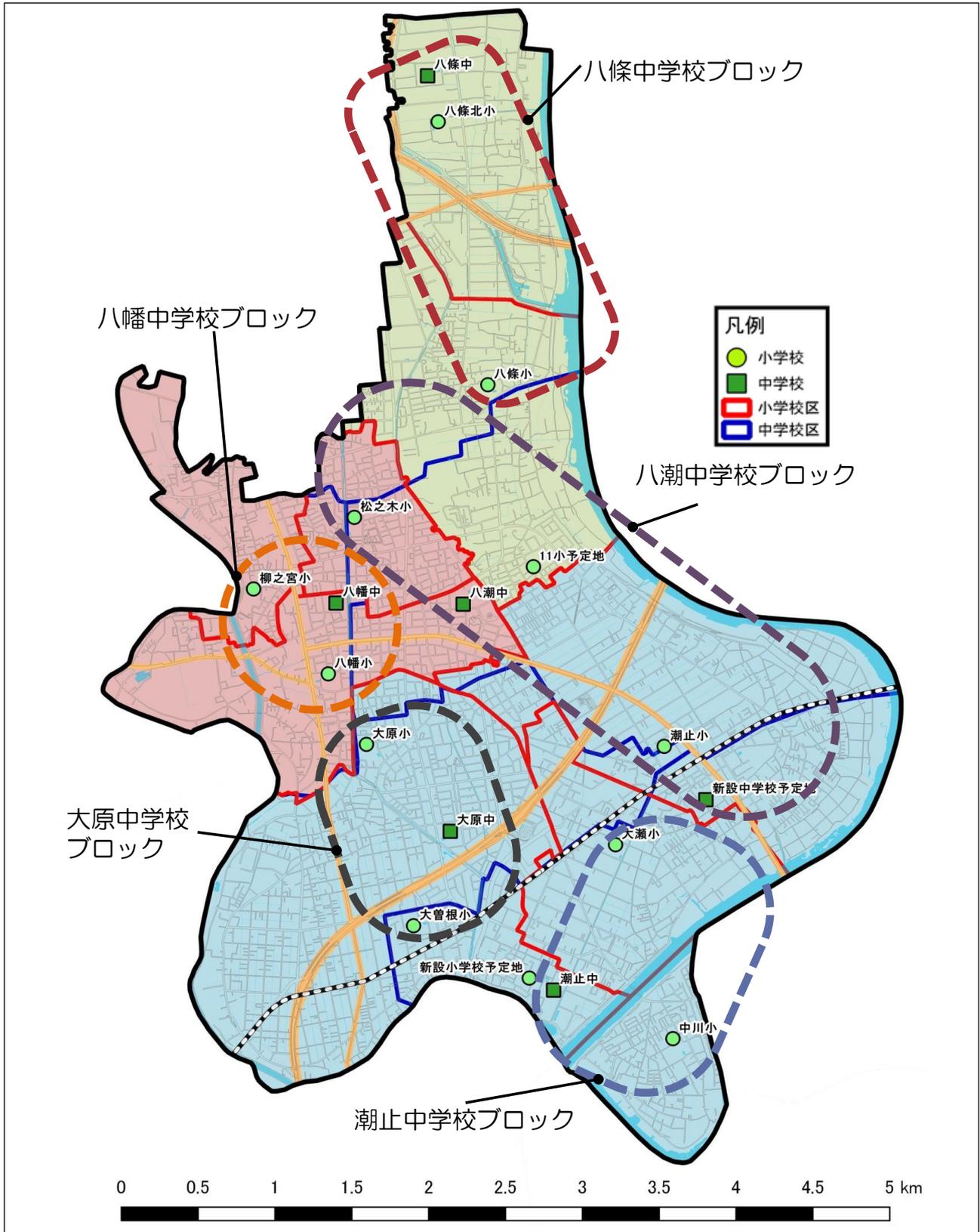
## 2. 学校施設の概況

### (1) 学校施設の配置と通学区域の状況

市立小中学校施設の配置と通学区域の状況は、以下に示す通りとなっています。

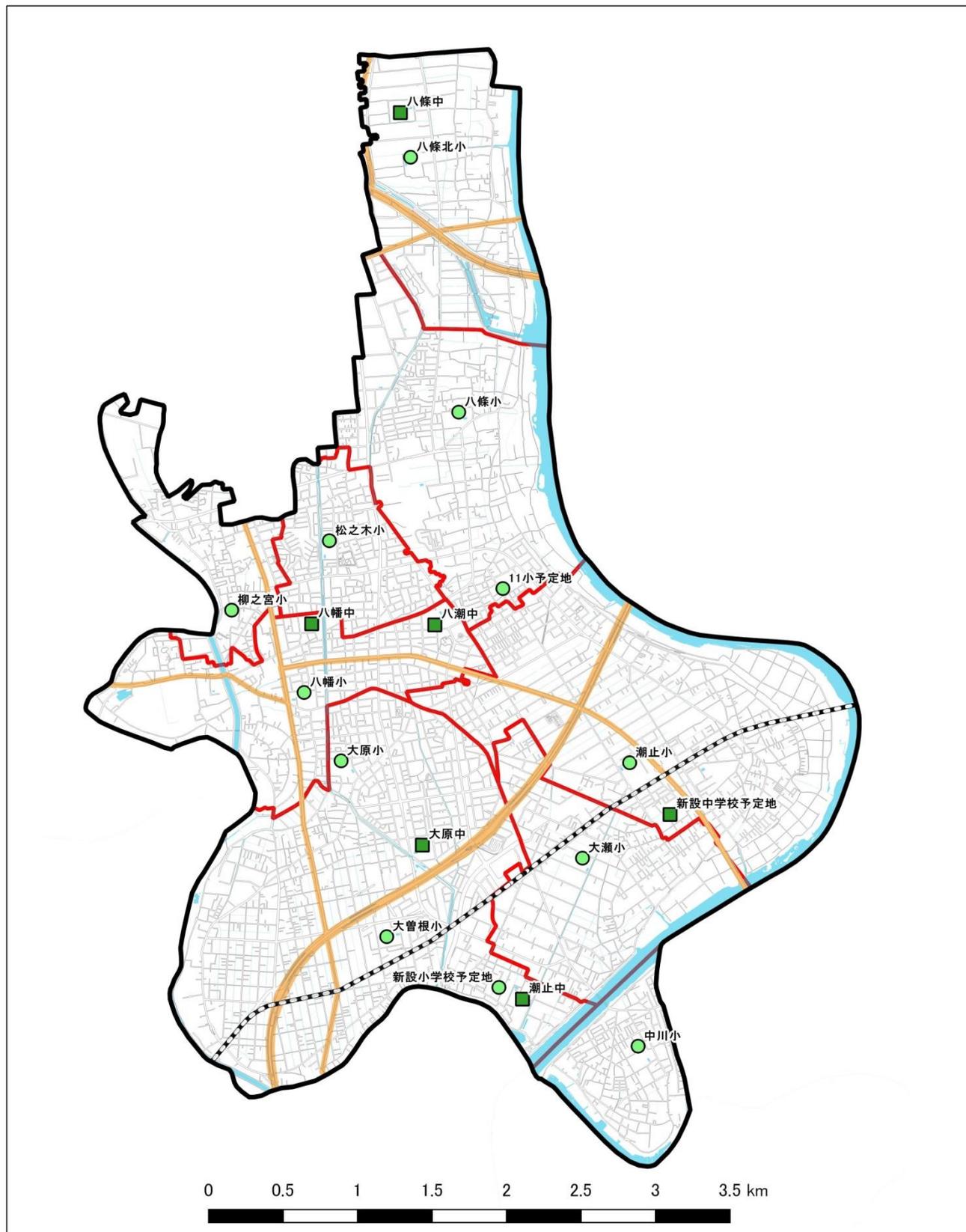
小中一貫教育の推進のため、5つの中学校ブロックが構成されています。

図表 学校施設の配置と通学区域の状況



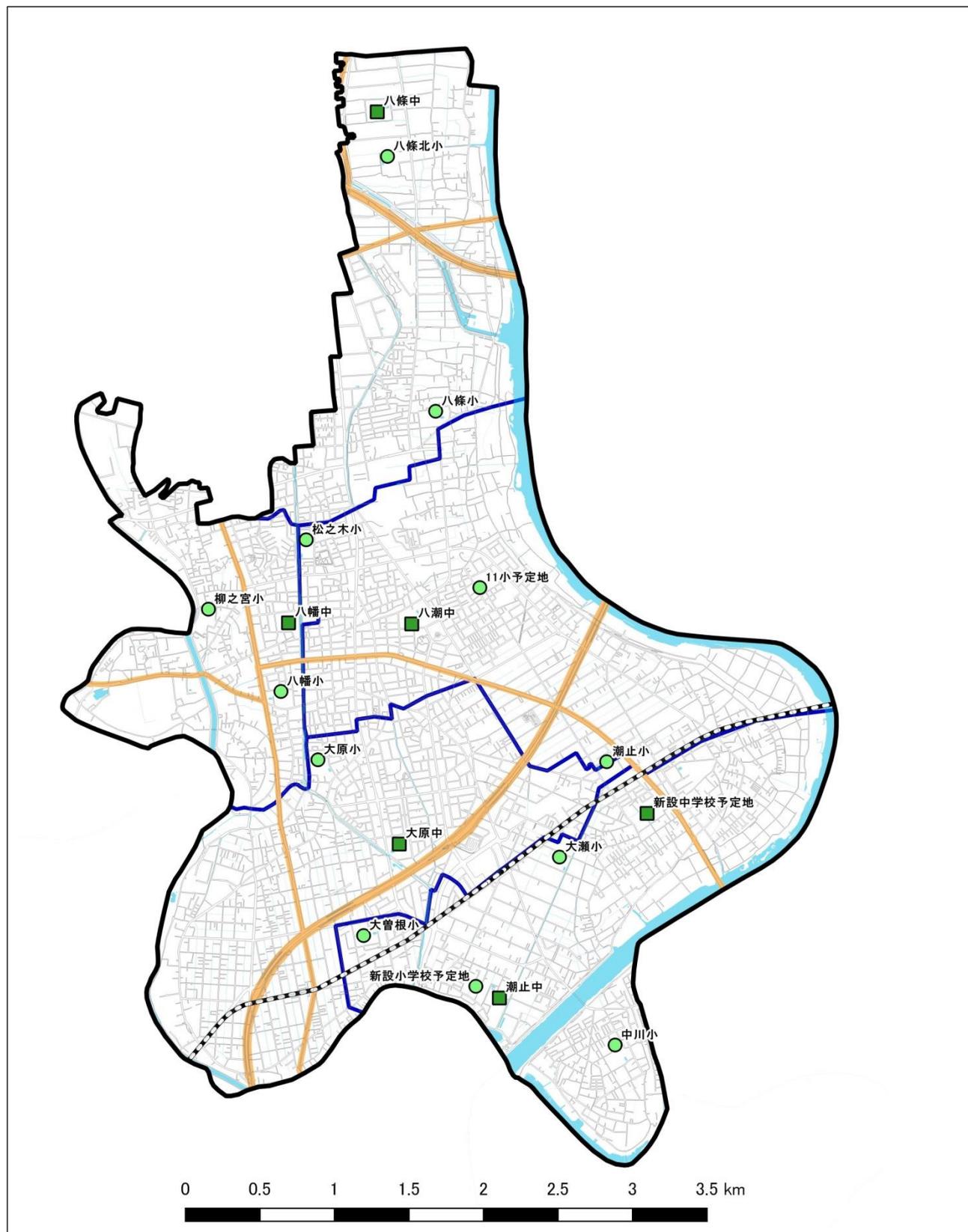
市立小中学校施設の配置と小学校通学区域の状況は、以下の通りとなっています。

図表 学校施設の配置と小学校通学区域



市立小中学校施設の配置と中学校通学区域の状況は、以下の通りとなっています。

図表 学校施設の配置と中学校通学区域



## (2) 学校施設の保有状況

### ①普通教室の状況

普通教室は、通常の授業を受けるための教室で、各学級ごとに教室が割り当てられ、児童・生徒は一日の大半を教室で過ごします。

図表 小中学校の普通教室の状況

区分	学校名	学級数			最大 教室数
		通常学級	特別支援 学級	合計	
小学校	八條小	12	2	14	24
	潮止小	22	1	23	28
	八幡小	12	2	14	26
	大曽根小	18	2	20	24
	松之木小	14	2	16	20
	中川小	8	1	9	13
	八條北小	6	1	7	16
	大瀬小	22	2	24	28
	大原小	19	1	20	21
	柳之宮小	10	2	12	14
中学校	八潮中	12	2	14	23
	大原中	15	2	17	28
	八條中	6	2	8	15
	八幡中	12	3	15	15
	潮止中	14	2	16	16

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数。

※「最大教室数」は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

### ②特別教室等の状況

学校の授業の時間は、小学校で45分・中学校で50分となっており、限られた時間内で効率よく授業を展開しなければなりません。このため、音楽室や理科室等、特別な道具や器具を利用するために、用途を固定した特別教室が必要となります。

また、きめ細かな指導や支援を実践するには、少人数教室等が重要なスペースとなります。

児童会室・生徒会室や教育相談室等については、児童・生徒の自主的・社会的な体験をしたり、悩み等を相談したりする、児童・生徒のためのスペースです。

文部科学省の『小学校設置基準』及び『中学校設置基準』第9条には「校舎に備えるべき施設」として、次のように定めています。

1. 教室（普通教室、特別教室等とする。）
2. 図書室、保健室
3. 職員室

また、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』において、特別教室の種類は、次の通りとされています。

図表 特別教室の種類

学校の種類	特別教室の種類
小学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

市立小学校の特別教室等については、児童数の増加等により普通教室を確保するため、教育相談室、プレイルーム、児童会室等が確保できないことから、他の教室と兼用している学校もあります。

図表 小学校の特別教室等の状況

学校名 (学級数)	特別 教室数	内容
八條小 (14)	11	音楽室・図工室・図書室(2)・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・少人数指導教室(2)・児童会室
潮止小 (23)	15	音楽室(2)・図工室・図書室・家庭科室・理科室(2)・コンピュータ室 生活科室・算数教室(2)・日本語教室・視聴覚室・プレイルーム※・ 教育相談室
八幡小 (14)	13	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・少人数指導教室(3)・児童会室・プレイルーム
大曾根小 (20)	11	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 算数教室(2)・通級教室・進路相談室・教育相談室
松之木小 (16)	10	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・算数教室・日本語教室
中川小 (9)	8	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 教育相談室(2)
八條北小 (7)	11	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・児童会室・視聴覚室・教育相談室
大瀬小 (24)	10	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・算数教室・児童会室・プレイルーム
大原小 (20)	8	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 算数教室・通級教室
柳之宮小 (12)	9	音楽室・図工室・図書室・家庭科室・理科室・コンピュータ室 生活科室・算数教室・児童会室

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数(特別支援学級を含む)。

※プレイルーム：特別支援教室と一体的又は近接して設置される。

市立中学校においても、生徒数の増加等により普通教室を確保するため、一部の特別教室が不足していたり、他の教室と兼用していたりする学校もあります。

特に、八幡中学校や潮止中学校では、調理室と被服室を兼ねた家庭科室が設置され、理科室、音楽室はそれぞれ1教室しかなく、教育活動に支障を来しています。また、準備室も十分な広さが確保されていないため、備品や教材等を教室内に置かざるを得ない状況となっています。

特に、潮止中学校では南部地区の開発に伴い、生徒数が急増し教室が不足したため、平成27年度に生徒会室、進路指導室を普通教室に転用しています。大規模校として建設されていないため、通常学級数16に対して特別教室が8室と、他の中学校と比較して、音楽室、美術室、理科室などの特別教室の数が十分とは言えない状況にあります。

図表 中学校の特別教室等の状況

学校名 (学級数)	特別 教室数	内容
八潮中 (14)	17	音楽室(2)・美術室(2)・図書室・理科室(2)・コンピュータ室 技術室(2)・調理室・被服室 少人数室(2)・生徒会室・通級教室・さわやか相談室
大原中 (17)	16	音楽室(2)・美術室・図書室(2)・理科室(2)・コンピュータ室 技術室(2)・調理室・被服室 生徒会室・視聴覚室・教育相談室・さわやか相談室
八條中 (8)	14	音楽室・美術室(2)・図書室(2)・理科室(2)・コンピュータ室 技術室・調理室・被服室 生徒会室・教育相談室・さわやか相談室
八幡中 (15)	10	音楽室・美術室・図書室・理科室・コンピュータ室 技術室・家庭科室 生徒会室・進路相談室・さわやか相談室
潮止中 (16)	8	音楽室・美術室・図書室・理科室・コンピュータ室 技術室・家庭科室 さわやか相談室

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数(特別支援学級を含む)。

### ③図書室(学校図書館)の状況

図書室(学校図書館)は、1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすく配置することができる面積、形状とすることとされています。

しかし、大曾根小学校、中川小学校、八條北小学校、柳之宮小学校、潮止中学校については、普通教室の同程度の広さの図書室に書架及び閲覧箇所が配備され、また、その他の多くの小中学校においても十分な広さが確保されていません。

また、蔵書数については、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を学級数により定めていますが、これと比較すると、八條小学校、潮止小学校、大曾根小学校、柳之宮小学校では蔵書数がやや少なく、潮止中学校では、標準の半分以下の蔵書数であるとともに、中学校の中で最も小さい図書室面積となっています。

図表 図書室の面積・蔵書数

学校名	通常の 学級数	図書室面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	学校図書館 図書標準 (冊)	学校名	普通 学級数	図書室面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	学校図書館 図書標準 (冊)
八條小	12	124.8	8,580	8,760	中川小	8	64.0	7,913	7,000
潮止小	22	124.8	11,069	11,360	八條北小	6	63.0	6,586	5,080
八幡小	12	94.5	9,601	8,760	大瀬小	22	124.0	12,671	11,560
大曾根小	18	67.5	10,234	10,760	大原小	19	126.0	11,015	10,760
松之木小	14	126.4	11,931	9,960	柳之宮小	10	63.0	7,081	8,360
					平均値	—	97.8	9,668	—

学校名	通常の 学級数	図書室面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	学校図書館 図書標準 (冊)	学校名	普通 学級数	図書室面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	学校図書館 図書標準 (冊)
八潮中	12	95.6	14,538	12,160	八幡中	12	90.0	15,277	12,160
大原中	15	137.7	23,003	13,120	潮止中	14	75.0	5,663	12,160
八條中	6	144.0	9,978	8,480	平均値	—	108.5	13,692	—

※「通常の学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数。

※「蔵書数」は、平成29年度末現在の蔵書数。

#### ④運動場（校庭）・体育館（屋内運動場）の状況

運動場（校庭）は、屋外で行う体育や運動会のほか、休み時間の児童生徒の遊び場、クラブ活動などで使用する場です。

小学校の運動場面積は、平均で 7,122 m<sup>2</sup>ですが、児童一人当たりの面積で見ると、最も狭い潮止小学校と最も広い八條北小学校では 10 倍以上の開きがあります。

中学校では、南部地区の大原中学校、潮止中学校が、他の中学校の運動場面積よりも狭くなっています。

体育館（屋内運動場）は、教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放における各種活動、儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童の学習・研修成果の発表等に使用する場です。

小学校の体育館面積は、児童数の大小には関係なく、概ね 750 m<sup>2</sup>前後となっています。

一方、中学校では、八潮中学校、大原中学校の体育館面積は、他の3校の約2倍以上になっています。また、生徒一人当たりの面積を見ても、八幡中学校、潮止中学校は非常に狭く、入学式・卒業式、全校生徒が参加する行事や部活動等に支障が出ています。

図表 運動場面積

学校名	児童数 (人)	運動場面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)	学校名	児童数 (人)	運動場面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)
八條小	397	6,648	16.75	中川小	231	6,457	27.95
潮止小	723	5,828	8.06	八條北小	95	8,697	91.55
八幡小	393	4,761	12.11	大瀬小	742	7,427	10.01
大曽根小	576	9,300	16.15	大原小	626	9,217	14.72
松之木小	450	6,455	14.34	柳之宮小	265	6,427	24.25
				平均値	450	7,122	23.59

学校名	生徒数 (人)	運動場面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)	学校名	生徒数 (人)	運動場面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)
八潮中	457	10,598	23.19	八幡中	403	11,560	28.68
大原中	566	9,671	17.09	潮止中	502	10,194	20.31
八條中	165	15,705	95.18	平均値	419	11,546	36.89

※「児童数」、「生徒数」は、平成 30 年 5 月 1 日現在の児童数、生徒数（特別支援学級を含む）。

図表 体育館面積

学校名	児童数 (人)	体育館面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)	学校名	児童数 (人)	体育館面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)
八條小	397	721	1.82	中川小	231	683	2.96
潮止小	723	813	1.12	八條北小	95	766	8.06
八幡小	393	738	1.88	大瀬小	742	742	1.00
大曽根小	576	738	1.28	大原小	626	760	1.21
松之木小	450	742	1.65	柳之宮小	265	789	2.98
				平均値	450	749	2.40

学校名	生徒数 (人)	体育館面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)	学校名	生徒数 (人)	体育館面積 (m <sup>2</sup> )	1人当たり (m <sup>2</sup> /人)
八潮中	457	1,541	3.37	八幡中	403	857	2.13
大原中	566	2,835	5.01	潮止中	502	893	1.78
八條中	165	851	5.16	平均値	419	1,395	3.49

※「児童数」、「生徒数」は、平成 30 年 5 月 1 日現在の児童数、生徒数（特別支援学級を含む）。

## ⑤職員室の状況

松之木小学校、大瀬小学校、大原小学校、八幡中学校、潮止中学校では、職員一人当たりの職員室面積も狭く、教職員一人ひとりに机を割り当てられない、通路が確保できない等の状況が見られる学校もあります。

図表 職員室面積・教職員数

学校名	職員室面積 (㎡)	教職員数(人)			教職員 1人当たり (㎡/人)
		定数	定数外	計	
八條小	94.8	19	2	21	4.5
潮止小	187.2	27	5	32	5.9
八幡小	94.5	19	2	21	4.5
大曽根小	137.0	25	2	27	5.1
松之木小	96.0	22	3	25	3.8
中川小	100.5	14	2	16	6.3
八條北小	105.8	10	2	12	8.8
大瀬小	124.1	28	4	32	3.9
大原小	99.3	25	4	29	3.4
柳之宮小	100.4	18	1	19	5.3
小学校計	1,139.6	207	27	234	—
小学校平均	114.0	20.7	2.7	23.4	5.1
八潮中	127.5	26	6	32	4.0
大原中	202.5	28	5	33	6.1
八條中	108.0	16	2	18	6.0
八幡中	108.0	26	5	31	3.5
潮止中	108.0	26	3	29	3.7
中学校計	654.0	122	21	143	—
中学校平均	130.8	24.4	4.2	28.6	4.7
小中学校計	1,793.6	329	48	377	—
小中学校平均	119.6	21.9	3.2	25.1	5.0

※「教職員数」は、県費負担の教職員であり、市費負担の教職員は含まれていない。

## ⑥その他施設

その他の学校施設としては、保健室、進路指導室、教材室、児童会室・生徒会室、研修室等がありますが、これらの部屋が確保されていない、または確保されていても十分な広さがなく、入りきらない教材、備品等は他の部屋等に分散して収納されている学校もあります。

部室棟がない中学校（大原中学校、八幡中学校）では、部活動で用具・器具等の置き場に苦慮しています。

また、校舎や体育館のトイレの洋式化等、バリアフリー化を進める必要があります。

### ⑦これからの教育に必要とされる小中学校の施設

学習指導要領の改訂に伴い、新学習指導要領が、小学校においては平成30年度、令和元年度を移行期間として令和2年度から全面実施、中学校においては平成30年度、令和元・2年度を移行期間として令和3年度から全面実施となります。

今回の改訂では、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」を方向性として、学びに向かう力・人間性の涵養及び生きて働く知識・技能の習得、更に未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成が求められています。また、道徳の教科化、外国語教育が小学校において新しく位置付けられました。そして、ICTの充実、プログラミング教育の実施等が盛り込まれています。

そこで、これからの教育に対応するための望ましい学校施設は次の通りと言えます。

図表 これからの教育に対応するための望ましい学校施設

	施設名
小学校	普通教室 特別支援教室（知的・情緒・プレイルーム） 音楽室（準備室を含む） 理科室（準備室を含む） 家庭科室（準備室を含む） 図工室（準備室を含む） 生活科室（準備室を含む） 外国語室 習熟度別学習室 情報センター（パソコンルームと図書室の一体化） 保健室 教材室（4） 日本語指導教室 児童会室 学年集会室 教育相談室 ランチルーム 校長室 職員室 会議室 業務主事室・ランチスタッフ室 職員更衣室 事務室・印刷室 放送室
中学校	普通教室 特別支援教室（知的・情緒・プレイルーム） 音楽室（歌唱・器楽・各準備室・楽器保管室） 美術室（絵画・彫塑・各準備室・構内画廊） 理科室（第1分野・第2分野・各準備室・大型器具庫） 家庭科室（被服・調理・各準備室） 情報センター（コンピュータ室と図書室・学習室の一体化） 保健室 日本語指導教室 通級指導室 研修室 郷土資料室 教材室（各学年） 学年会議室（各学年） 生徒会室 進路資料・指導室 さわやか相談・スクールカウンセラー室 学年集会室（各学年） 校長室 職員室 会議室 業務主事室・ランチスタッフ室 職員更衣室 事務室・印刷室 放送室

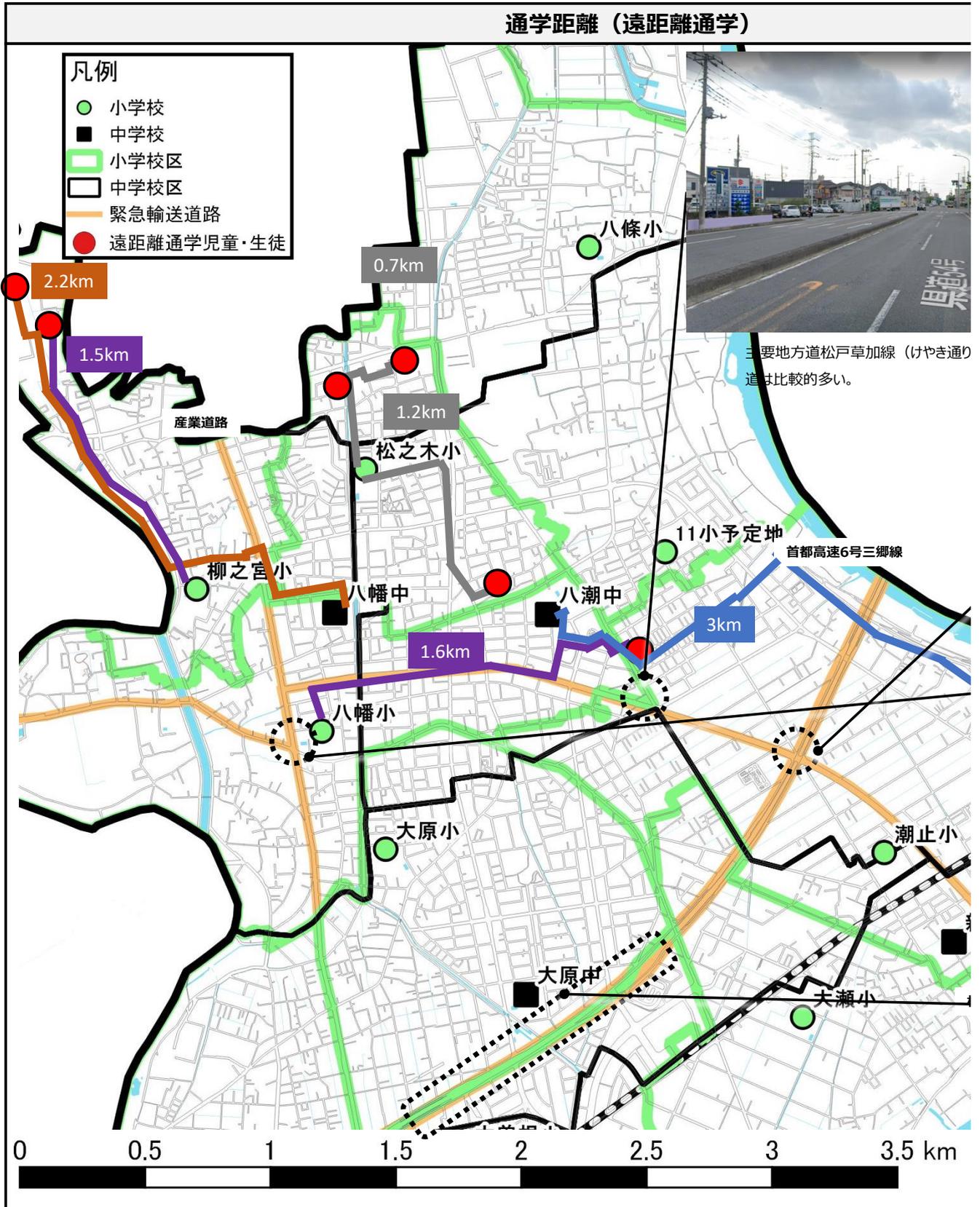
### 3. 通学路・通学距離

現状の市立小中学校の通学路・通学距離は、以下に示す通りとなっています。

図表 現状の通学路・通学距離（北部）

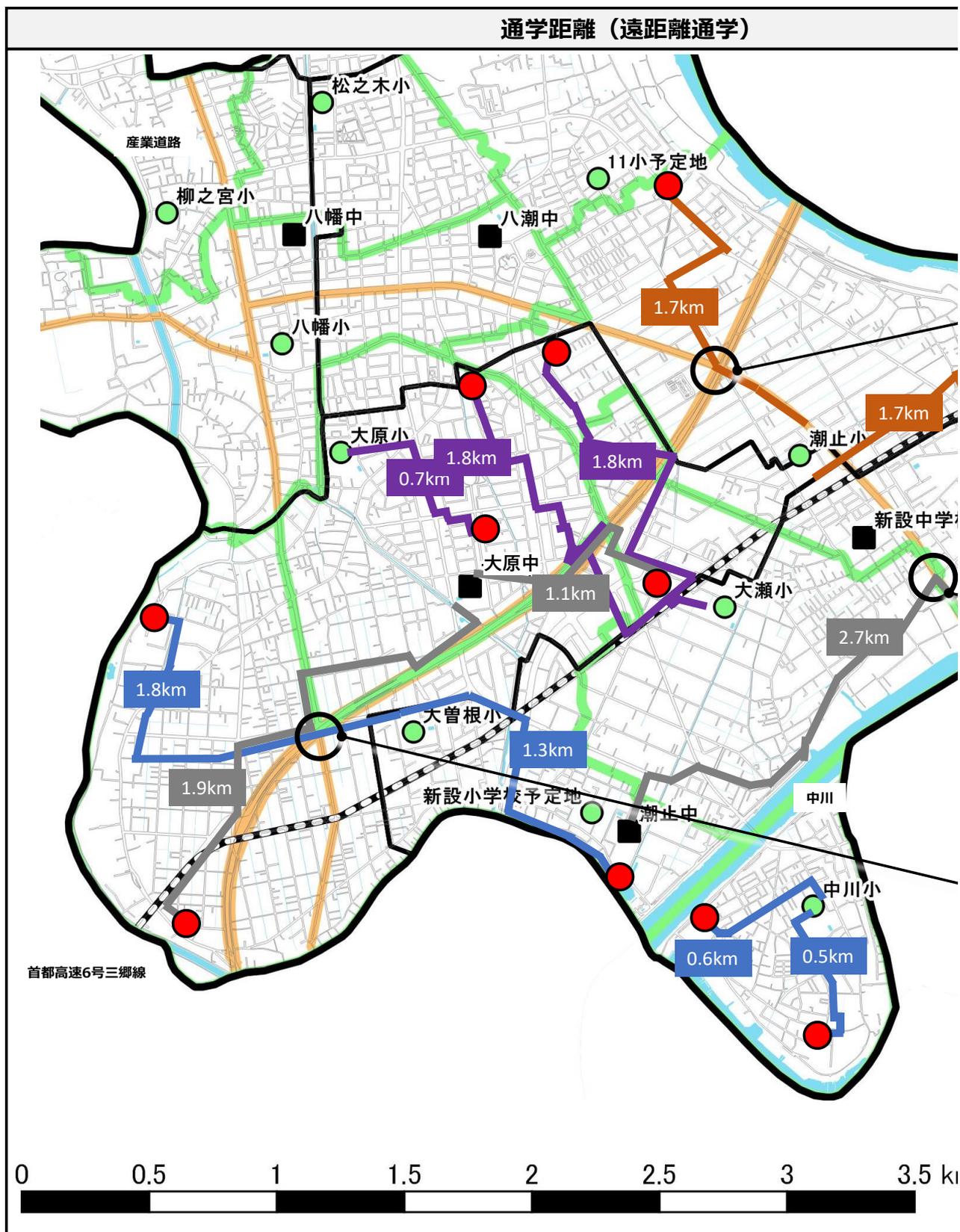


図表 現状の通学路・通学距離（中央部）



	実態・課題等	
 <p>2) : 交通量は多い。横断歩</p>  <p>新設中学校予定地 松戸草加線</p>	<p>【通学距離】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>松之木小学校の遠距離通学は最長で約1.2km。</u>歩道が未整備の道路が多い。</li> <li>● <u>八潮中学校の遠距離通学は最長約3km。</u>基本的に歩道が整備されており、交差点も信号が多い。今年から<u>一部自転車通学を認めている。</u></li> <li>● <u>八幡小学校の遠距離通学は最長で約1.6km。</u>学校周辺及び児童自宅付近以外は歩道が整備されている。</li> <li>● <u>柳之宮小学校の遠距離通学は最長で約1.5km。</u>学校の周辺以外は基本的に歩道が整備されている。</li> <li>● <u>八幡中学校の遠距離通学は最長で約2.2km。</u></li> <li>● <u>八幡小学校、柳之宮小学校、八幡中学校への通学では、車の交通量の多い産業道路を横断する必要のある児童生徒もいる。</u></li> </ul>	 <p>けやき通りと県道八潮三郷線の交差点：児童は歩道橋により通学する。</p>  <p>産業道路（県道越谷八潮線）と主要地方道松戸草加線の交差点：交通量は多い。</p>  <p>県道八潮三郷線：交通量が多く、横断できる場所は少ない。</p>

図表 現状の通学路・通学距離（南部）



	実態・課題等	
 <p>つくばエクスプレス</p> <p>松戸草加線</p> <p>学校予定地</p> <div data-bbox="178 1630 491 1915"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校</li> <li>■ 中学校</li> <li>□ 小学校区</li> <li>□ 中学校区</li> <li>— 緊急輸送道路</li> <li>● 遠距離通学児童・生徒</li> </ul> </div> <p>km</p>	<p>●<b>小学校の遠距離通学児童で最も遠いのは、大曽根小学校と大瀬小学校で、それぞれ約1.8km。</b></p> <p>●<b>潮止小学校及び大曽根小学校、大瀬小学校の遠距離通学児童は、首都高やつくばエクスプレスを横切る必要がある。</b></p> <p>●<b>中川小学校は最もコンパクトな通学区域</b>となっている。</p> <p>●<b>中学校の遠距離通学生徒で最も遠いのは、潮止中学校の約2.7kmで、松戸草加線を横断する必要がある。</b></p>	 <p>首都高速6号線高架下：歩道橋により通学。</p>  <p>新中川橋・伊勢野交差点</p>  <p>産業道路（県道越谷八潮線）と首都高速6号線交差点：歩道橋により通学。</p>

#### 4. 開発動向

つくばエクスプレス開通以後、八潮駅周辺では土地区画整理事業の進捗等により、市の人口動向に特に大きな影響を与えていることから、今後の開発動向について調査し、整理しました。その結果は、下記の通りです。

##### (1) 北部

北部における開発動向は、下記の通りとなっています。

図表 北部の開発動向

- ・ 開発は、市街化調整区域のため、住宅開発に関連する計画はない。
- ・ 北部拠点まちづくり推進地区においては、都市計画マスタープランなどで、外環道のパーキングエリア、スマートインターチェンジの整備が計画されているが、産業立地中心で、児童生徒数には影響せず、交通量の増加等、通学環境への影響が懸念される。
- ・ UR 八潮団地は、UR では改善の方向性や手法について検討中であり、未確定の状況にあるが、今後の動きについて注視する必要がある。

##### (2) 中央部

中央部における開発動向は、下記の通りとなっています。

図表 中央部の開発動向

- ・ 一部土地区画整理事業（鶴ヶ曾根・二丁目、稲荷伊草第二、西袋上馬場）を除き、開発計画等はない。
- ・ UR 八潮伊草団地は分譲住宅のため、新たに住民が大きく流入する動きはない。

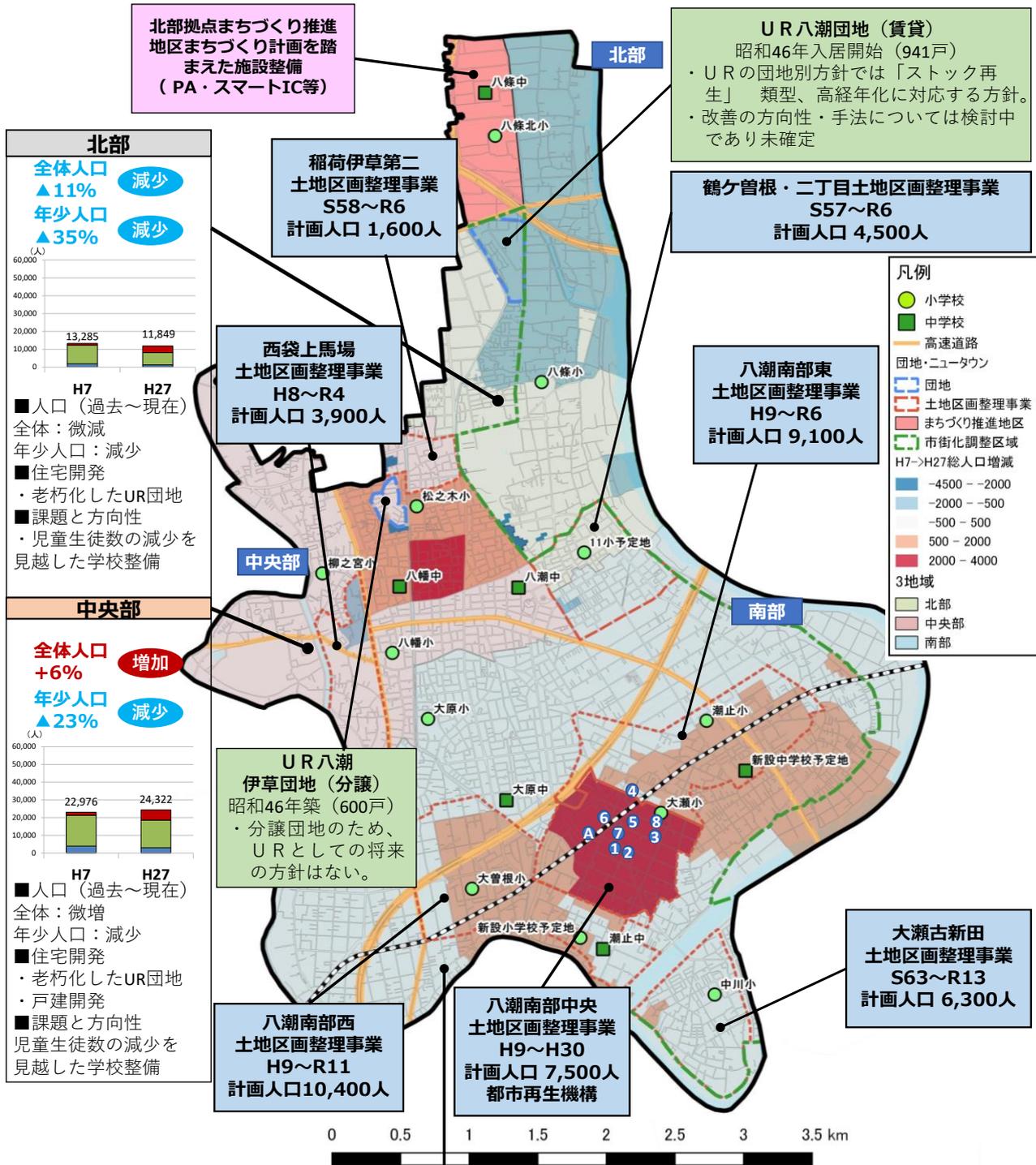
##### (3) 南部

南部における開発動向は、下記の通りとなっています。

図表 南部の開発動向

- ・ 南部中央土地区画整理事業が事業完了。
- ・ 3つの土地区画整理事業（大瀬古新田、南部東、南部西）が進行中。239.5ha、計画人口25,800人。
- ・ 大型の住宅開発計画がすべて南部の八潮駅周辺に集中。
- ・ 戸建の住宅開発は南部東地区と南部西地区において増加。

図表 市内の開発動向



大規模集合住宅の状況

No	戸数/延床面積
1	66戸 5,286㎡
2	23戸 1,129㎡
3	18戸 1,067㎡
4	45戸 2,557㎡
5	72戸 3,700㎡
6	84戸 5,933㎡
7	34戸 1,508㎡
8	493戸 37,811㎡
A	343戸

No.Aは既に児童生徒の増加に影響

## 5. 現状と課題のまとめ

### ○北部（八條小学校・八條北小学校・八條中学校）

- ・ 八條小学校は、最大教室数と学級数の乖離幅が広く、教室数に大きな余裕がある。
- ・ 八條北小学校は、全学年単学級の状態が継続するが、現在のところ、複式学級となる恐れはない。
- ・ 八條中学校は、小規模校の状態が継続する。

### ○中央部（八幡小学校・松之木小学校・柳之宮小学校・八潮中学校・八幡中学校）

- ・ 八幡小学校は、最大教室数と学級数の乖離幅が広く、教室数に大きな余裕がある。
- ・ 松之木小学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 柳之宮小学校は、小規模校の状態が継続し、全学年単学級となる恐れがある。
- ・ 八幡中学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。また、体育館が生徒数に比して狭く、入学式・卒業式や全校生徒が参加する行事、部活動等に支障が出ている。

### ○南部（潮止小学校・大曾根小学校・中川小学校・大瀬小学校・大原小学校・大原中学校・潮止中学校）

- ・ 大曾根小学校は、一時期、教室不足が発生する恐れがある。
- ・ 中川小学校は、小規模校の状態が継続し、約 18 年後に全学年が単学級となる恐れがある。一方で一時期、教室不足が発生する恐れがある。
- ・ 大原小学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 大瀬小学校は、数年で教室不足が発生し、31 学級以上の過大規模校となる恐れがあるとともに、1,000 人以上の児童数で推移していく見込み。また、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 潮止中学校は、数年で教室不足が発生する恐れがある。また、特別教室が不足しており、教育活動に支障をきたしているほか、教職員一人当たりの職員室面積が狭い、図書室の蔵書数が少ない、体育館が生徒数に比して狭く、入学式・卒業式や全校生徒が参加する行事、部活動等に支障が出ている、などの課題がある。

### 第3章 学校規模・配置についての意向

#### 1. アンケート調査概要

##### (1) 調査の目的

八潮市立小中学校の適正規模・適正配置を検討するにあたり、学級人数や学級数、通学距離、適正配置の具体的手法、地域と学校との関わり等に関する学校の幅広い関係者の考えや意向を把握し、適切な教育環境の実現につなげることを目的としました。

##### (2) 調査要領

##### ①対象校・対象者

	児童・生徒	保護者	教職員	地域
対象校・対象者	市立小学校5年生 市立中学校2年生	市立小学校2年生・5年生 令和元年度市立小学校入学 予定未就学児 市立中学校2年生	市立小中学校教職員	各小中学校の学校運営協議 会委員（教職員、保護者を 除く）

##### ②調査方法

調査票の配布・回収によるアンケート調査

##### ③調査期間

平成31年1月～2月

##### ④配布数・回収数

	児童	生徒	小学生 保護者	未就学児 保護者	中学生 保護者	教職員	学校運営 協議会委員
配布数	731	678	1,469	751	678	388	100
回収数	648	585	962	448	377	296	90
回収率	88.6%	86.3%	65.5%	59.7%	55.6%	76.3%	90.0%

##### (3) 調査項目

	児童生徒保護者・ 未就学児保護者	教職員	地域住民（学校運 営協議会委員）	児童生徒
(1) 学校の規模について				
①現在の学校の学級数に対する評価とその理由	○	○		
②現在の学校の学級人数に対する評価とその理由	○	○		○
③適切と考える一学年の学級数	○	○	○	
(2) 通学距離・通学時間について				
①現在の通学距離・時間に対する評価	○			○
②小学校の望ましい通学距離・通学時間	○	○	○	
③中学校の望ましい通学距離・通学時間	○	○	○	
④バス通学の利用希望	○			
(3) 小規模校や大規模校の対策について				
①適当と考える小規模校対策	○	○	○	
②適当と考える大規模校対策	○	○	○	
③一体型・併設型小中一貫校化への評価	○	○	○	
(4) 学校教育について				
①学校教育に対して望むこと	○	○	○	
(5) 学校区や地域コミュニティについて				
①学校区を検討する際に重視すべき点	○	○	○	
②現在の学校の地域活動における役割・評価	○	○	○	
③今後の地域活動において学校に期待する役割	○	○	○	

## 2. 調査結果の概要（抜粋）

### （1）学年の適正規模

設問：1つの学年は何学級が適当だと思いますか？

#### ①小学校

##### 【全体】

「3学級以上」が約7割を占め、次いで高い「2学級」は3割未満となっている。

##### 【小学生保護者】

全体では、「3学級以上」が約7割を占めたが、現状で1～2学級の八條小、中川小、八條北小、柳之宮小では、「2学級」が5割以上となった。また、「1学級」との回答は全体では2%であったが、八條北小のみ25%となった。

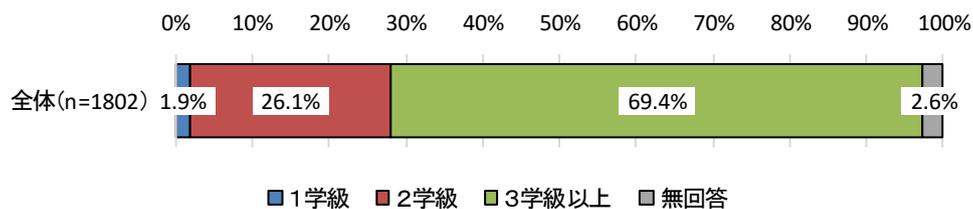
##### 【未就学児保護者】

全体では、「3学級以上」が約6割を占めたが、現状で1～2学級の八條小、八幡小、中川小、柳之宮小では、「2学級」が5割以上となった。また、「1学級」との回答は全体では4.5%であったが、八條北小では6割を超えた。

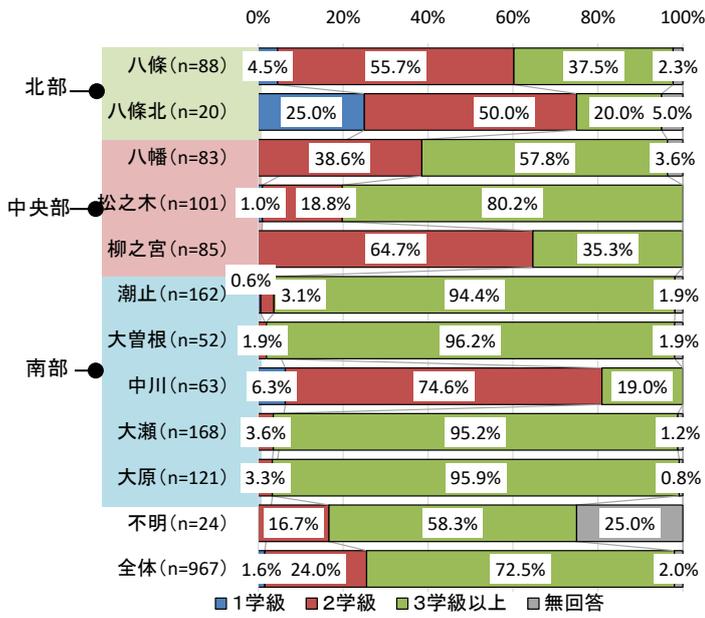
##### 【教職員】

全体では、小学校の規模に対しては「3学級以上」が8割近くとなったが、中川小で約6割、八條北小で約4割が「2学級」となった。

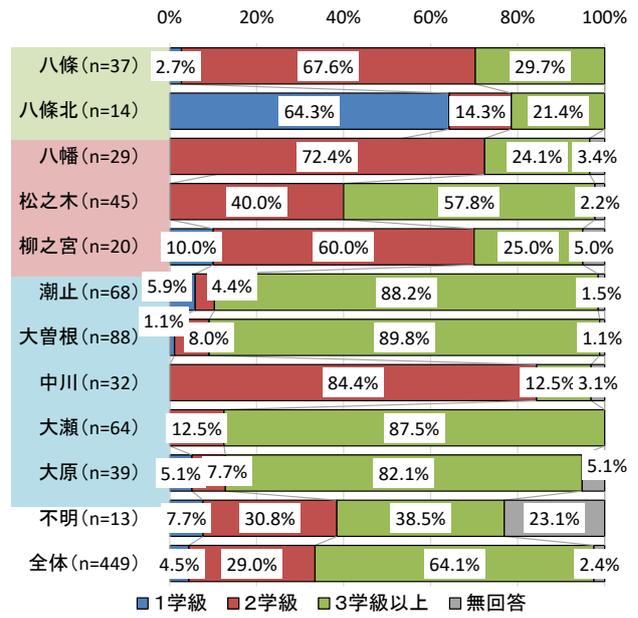
##### 【全体】



【小学生保護者】

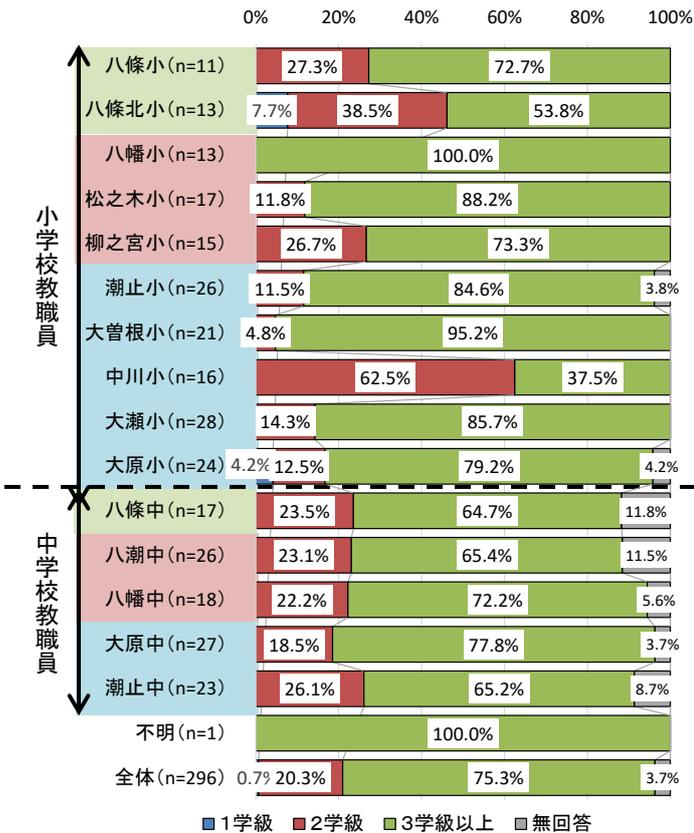


【未就学児保護者】



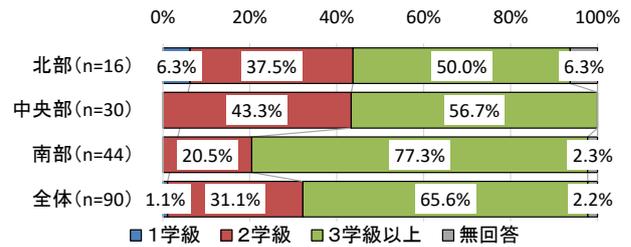
【教職員】

(小学校の規模に対する回答)



【学校運営協議会委員】

(小学校の規模に対する回答)



## ②中学校

### 【全体】

「3～5学級」の回答が9割近くとなっている。

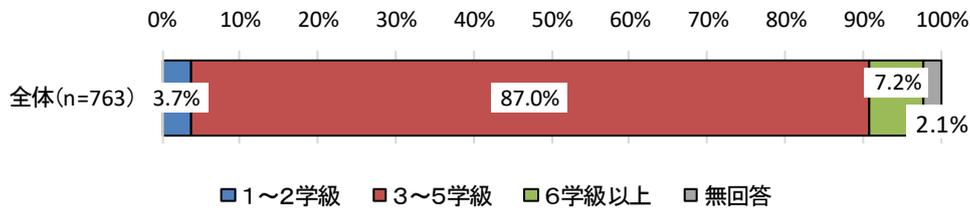
### 【中学生保護者】

全体では、約9割が「3～5学級」と回答し、八條中のみ約6割にとどまり、「1～2学級」との回答が4割近くあった。

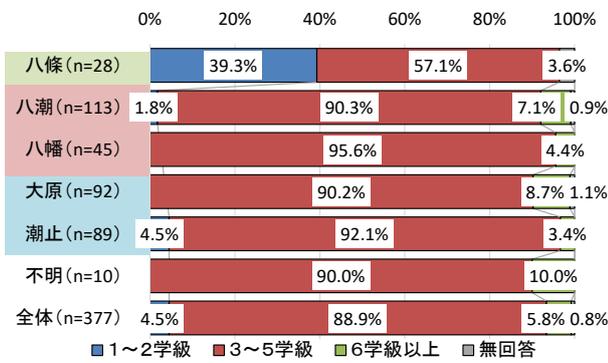
### 【教職員】

全体では、約9割が「3～5学級」となった。

### 【全体】

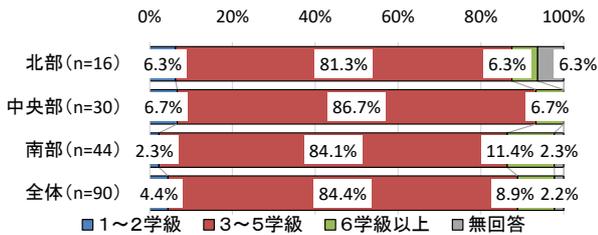


### 【中学生保護者】



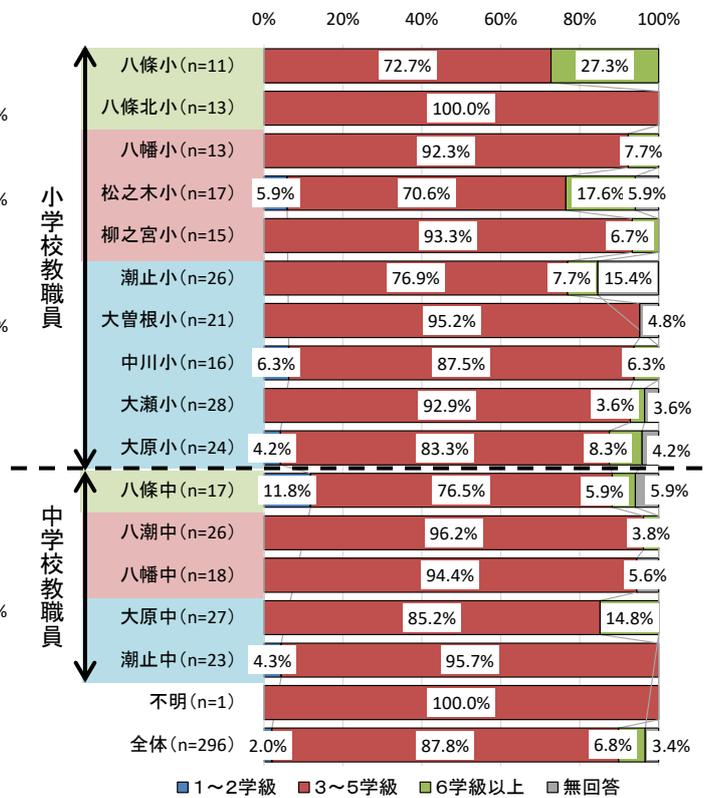
### 【学校運営協議会委員】

#### (中学校の規模に対する回答)



### 【教職員】

#### (中学校の規模に対する回答)



## (2) 適正な通学時間

設問：通学時間は、どのくらいがちょうど良いと思いますか？

### ①小学校

#### 【全体】

「15分以内」が約5割、「30分以内」が約4割で、全体の殆どを占めている。

#### 【小学生保護者】

全体では、「15分以内」が約7割となったが、潮止小、八條北小では「30分以内」「45分以内」が5割前後を占めた。

#### 【未就学児保護者】

全体では、「15分以内」が約6割となったが、八條小、潮止小、八條北小では、「30分以内」との回答が約6割となった。

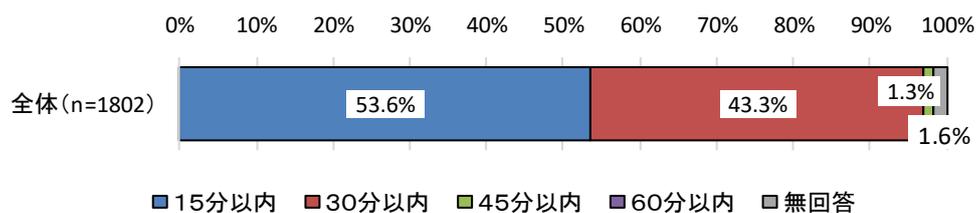
#### 【教職員】

全体では、「15分以内」が約4割、「30分以内」が5割強となった。潮止小、八條北小、大曾根小、八條中では、「30分以内」とする回答が6～7割となった。

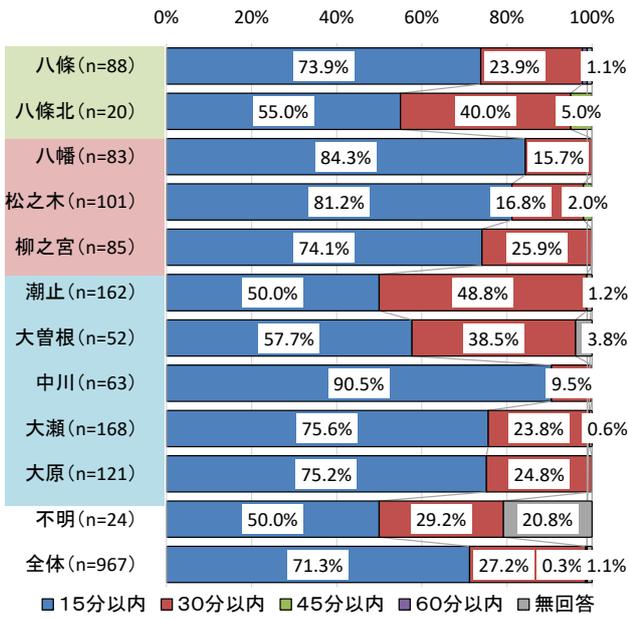
#### 【学校運営協議会委員】

全体では、「15分以内」が4割強、「30分以内」が約5割となった。

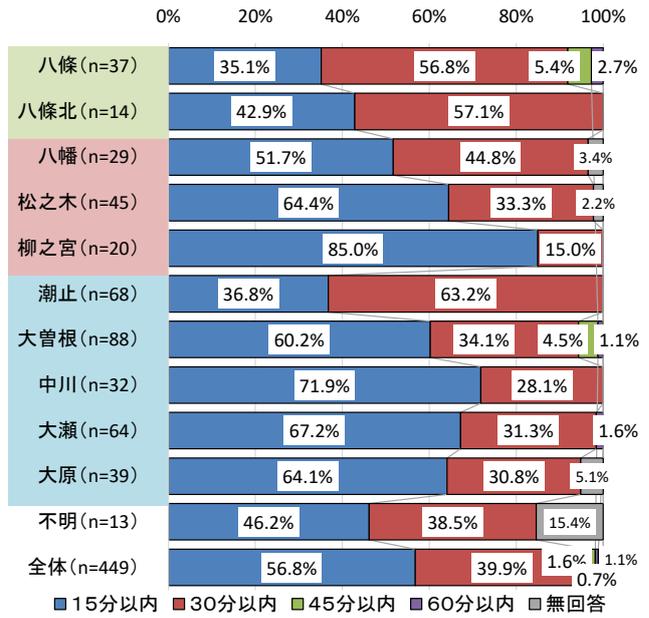
#### 【全体】



【小学生保護者】

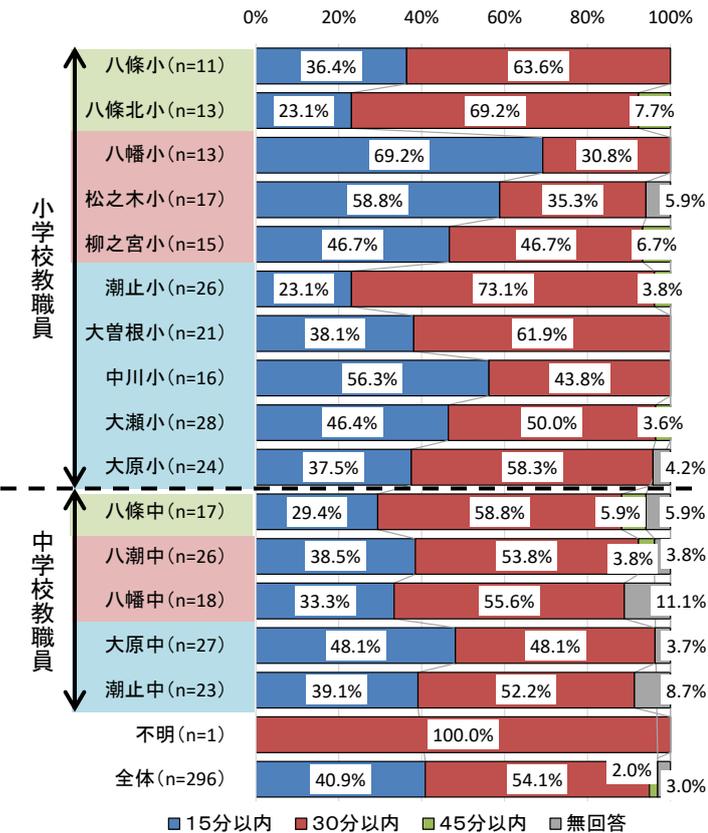


【未就学児保護者】



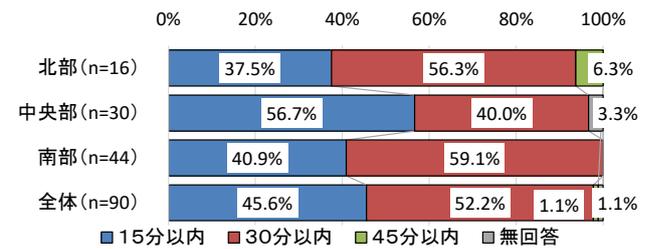
【教職員】

(小学校の通学時間に対する回答)



【学校運営協議会委員】

(小学校の通学時間に対する回答)



## ②中学校

### 【全体】

「15分以内」と「30分以内」で約9割を占めている。

### 【中学生保護者】

全体では、「15分以内」が6割強、「30分以内」が約3割となった。

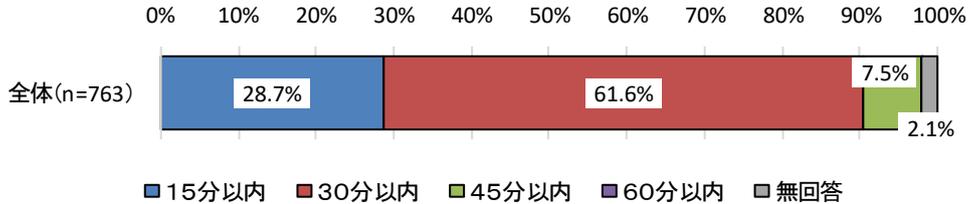
### 【教職員】

全体で「30分以内」が約7割となったが、「45分以内」とした回答が、八條北小で約4割、八條小で約3割あった。

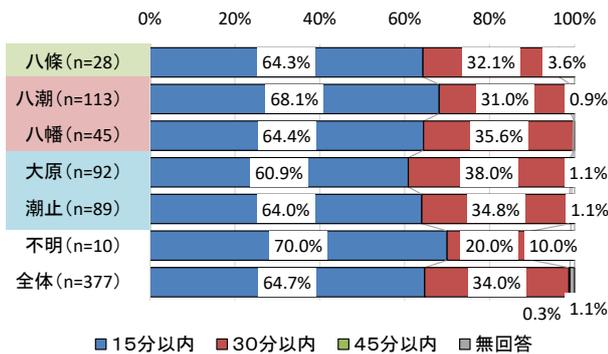
### 【学校運営協議会委員】

全体では、「30分以内」が約8割となった。

### 【全体】

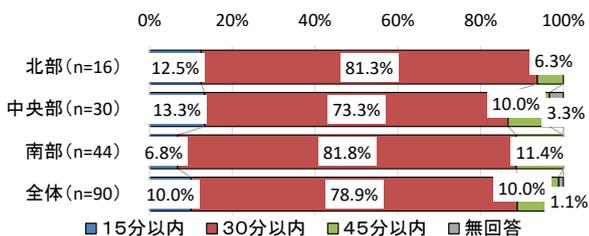


### 【中学生保護者】



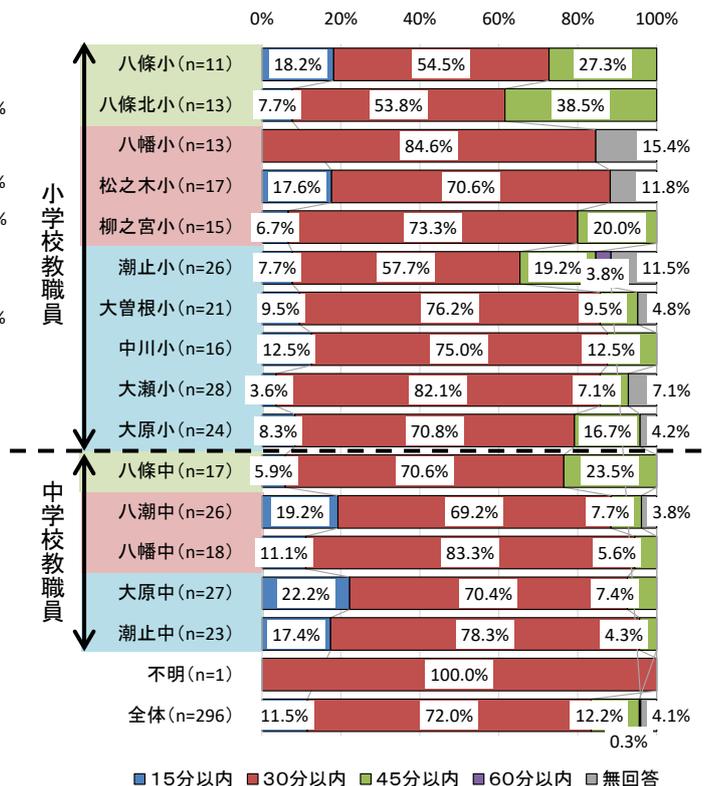
### 【学校運営協議会委員】

(中学校の通学時間に対する回答)



### 【教職員】

(中学校の通学時間に対する回答)



### (3) 小規模校対策の手法

設問：児童生徒数が少ない小規模校対策として、どの方法が適当だと考えますか？（3つまで○）

#### ① 全市での意向

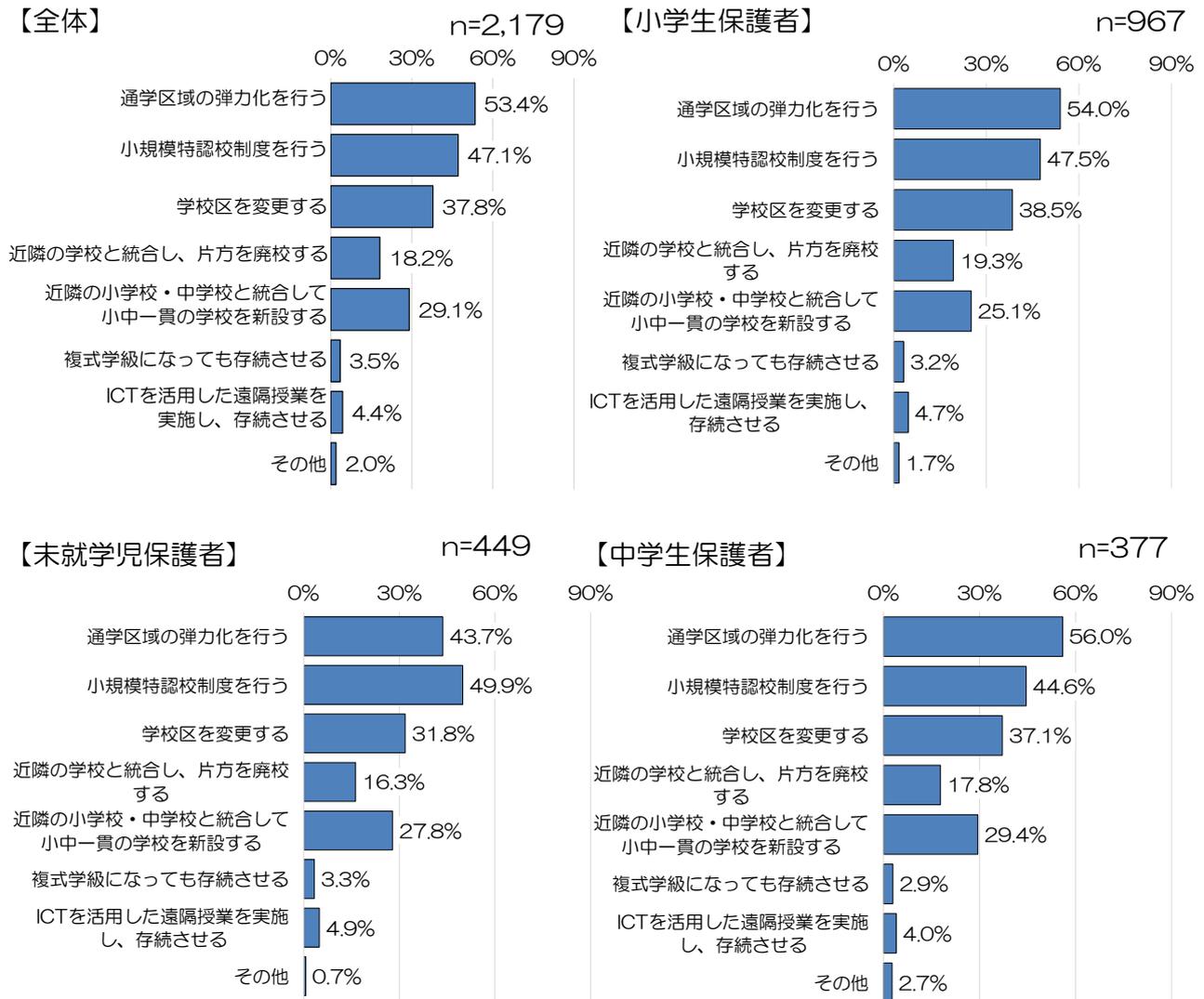
全体では「通学区域の弾力化を行う<sup>※1</sup>」と「小規模特認校制度<sup>※2</sup>を行う」が多く、5割前後を占めた。

「通学区域の弾力化を行う」が、未就学児保護者を除き、一番多く、5割以上を占めた。

未就学児保護者では、「小規模特認校制度を行う」が一番多く、教職員を除くその他の回答者区分でも2番目に多い回答となった。教職員では、3番目に多い回答であった。

「学校区を変更する」については、4割弱の回答割合となった。

一方、「近隣の学校と統合し、片方を廃校する」については、2割を下回ったが、「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」は約3割だった。

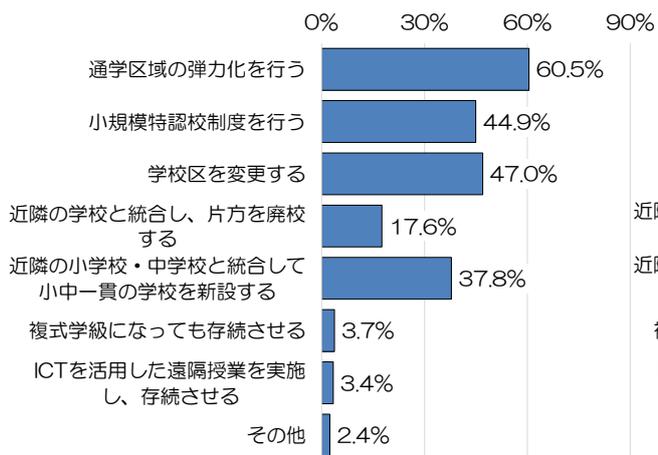


※1 特定の地域について他の学区からの通学を認めること。

※2 少人数による教育の良さを活かし、特色ある教育活動を展開する小規模校に市内全域から通学できる制度。

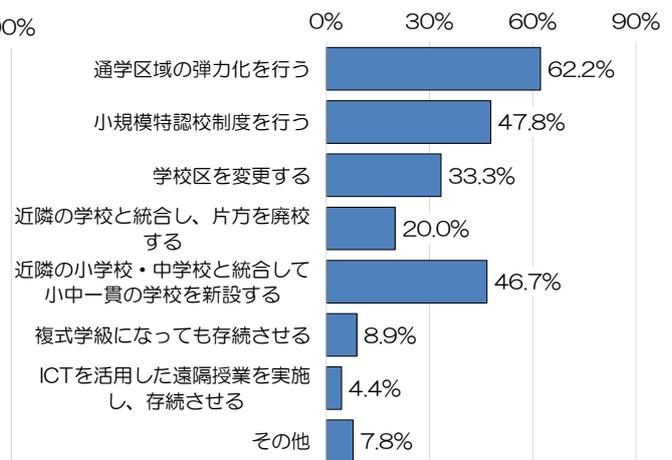
【教職員】

n=296



【学校運営協議会委員】

n=90



## ②小規模校での意向

### I. 八條北小学校

#### 【小学校保護者】

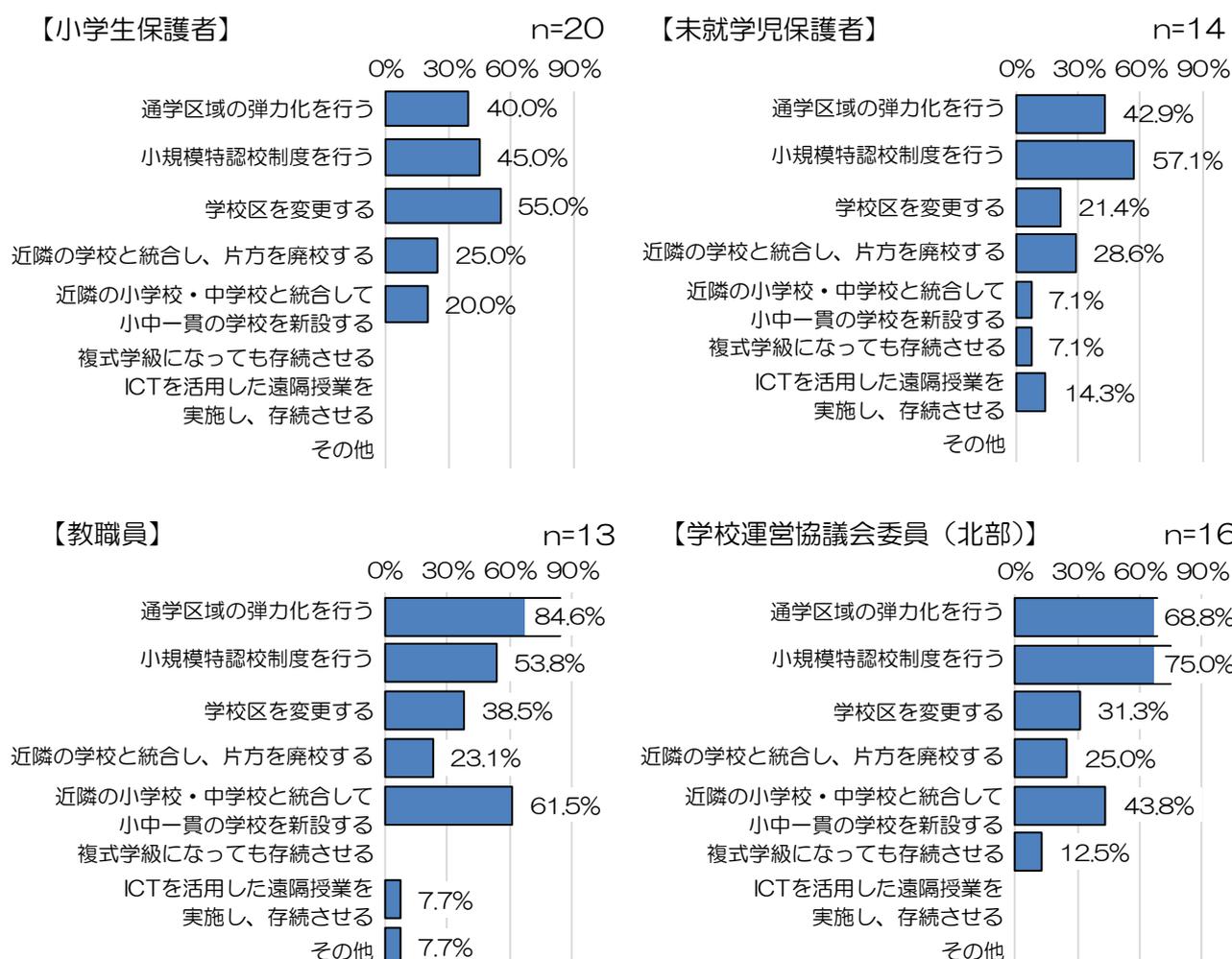
「学校区を変更する」が最も高く、次いで「小規模特認校制度を行う」が高い。

#### 【未就学児保護者】

「小規模特認校制度を行う」が最も高く、「近隣の学校と統合し、片方を廃校する」はそれほど高くない。小学校保護者では5割を超える「学校区を変更する」が、未就学児保護者では2割程度となっている。

#### 【教職員・学校運営協議会委員】

ともに「通学区域の弾力化を行う」、「小規模特認校制度を行う」、「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」が高く、殆どで5割を超えている。一方、「複式学級<sup>※3</sup>になっても存続させる」や「ICT<sup>※4</sup>を活用した遠隔授業を実施し、存続させる」は低くなっている。



※3 2つ以上の学年をひとつにした学級のこと。国の基準では、1年生を含む場合は8人以下、それ以外では16人以下で編制することとなっている。

※4 『Information and Communication Technology』の略称。情報通信技術。授業に取り入れることで、学習内容をわかりやすく説明したり、児童生徒の学習意欲を高めたりする効果がある。

## Ⅱ. 柳之宮小学校

### 【小学生保護者】

「通学区の弾力化を行う」、「小規模特認校制度を行う」がそれぞれ高く、6割近くとなっている。

### 【未就学児保護者】

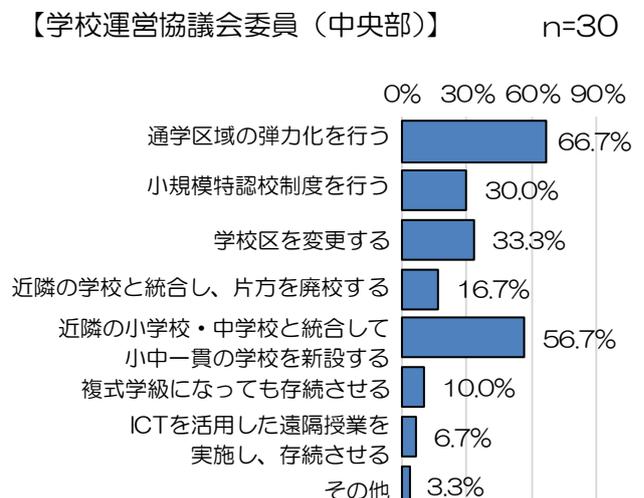
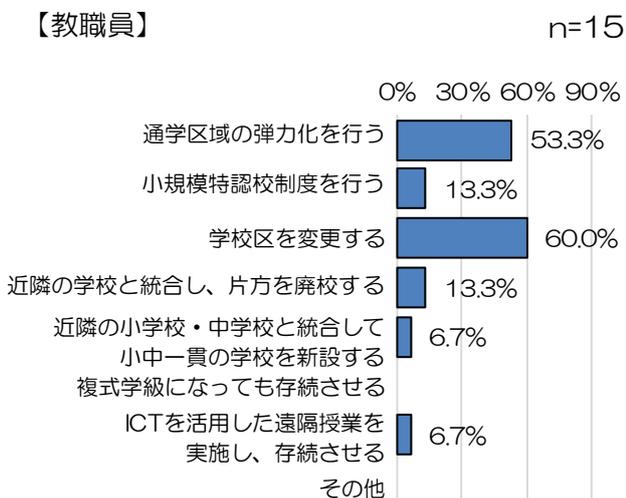
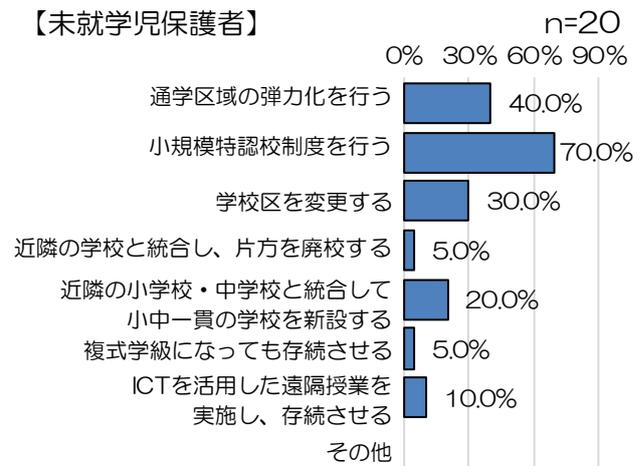
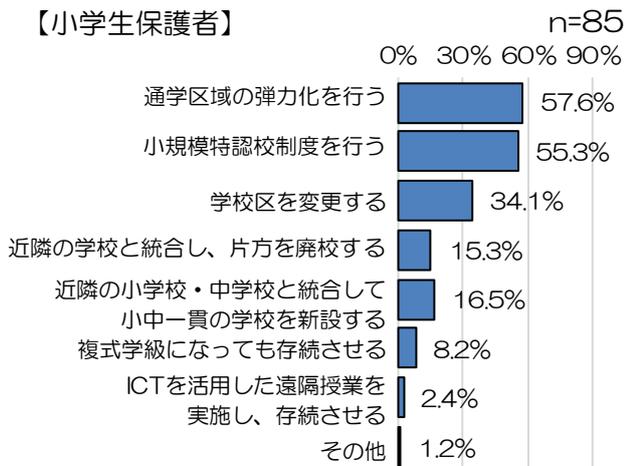
「小規模特認校制度を行う」が7割で非常に高い。

### 【教職員】

「小規模特認校制度を行う」が1割程度で、小学生保護者、未就学児保護者に比べて低くなっている。一方で、「通学区域の弾力化を行う」や「学校区を変更する」がそれぞれ6割前後と高くなっている。

### 【学校運営協議会委員】

「通学区域の弾力化を行う」が7割近くを占めて最も高く、次いで「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」が高く、6割に近い。



### Ⅲ. 中川小学校

#### 【小学生保護者】

「小規模特認校制度を行う」が6割強で最も高く、次いで「通学区域の弾力化を行う」が約5割となっている。

#### 【未就学児保護者】

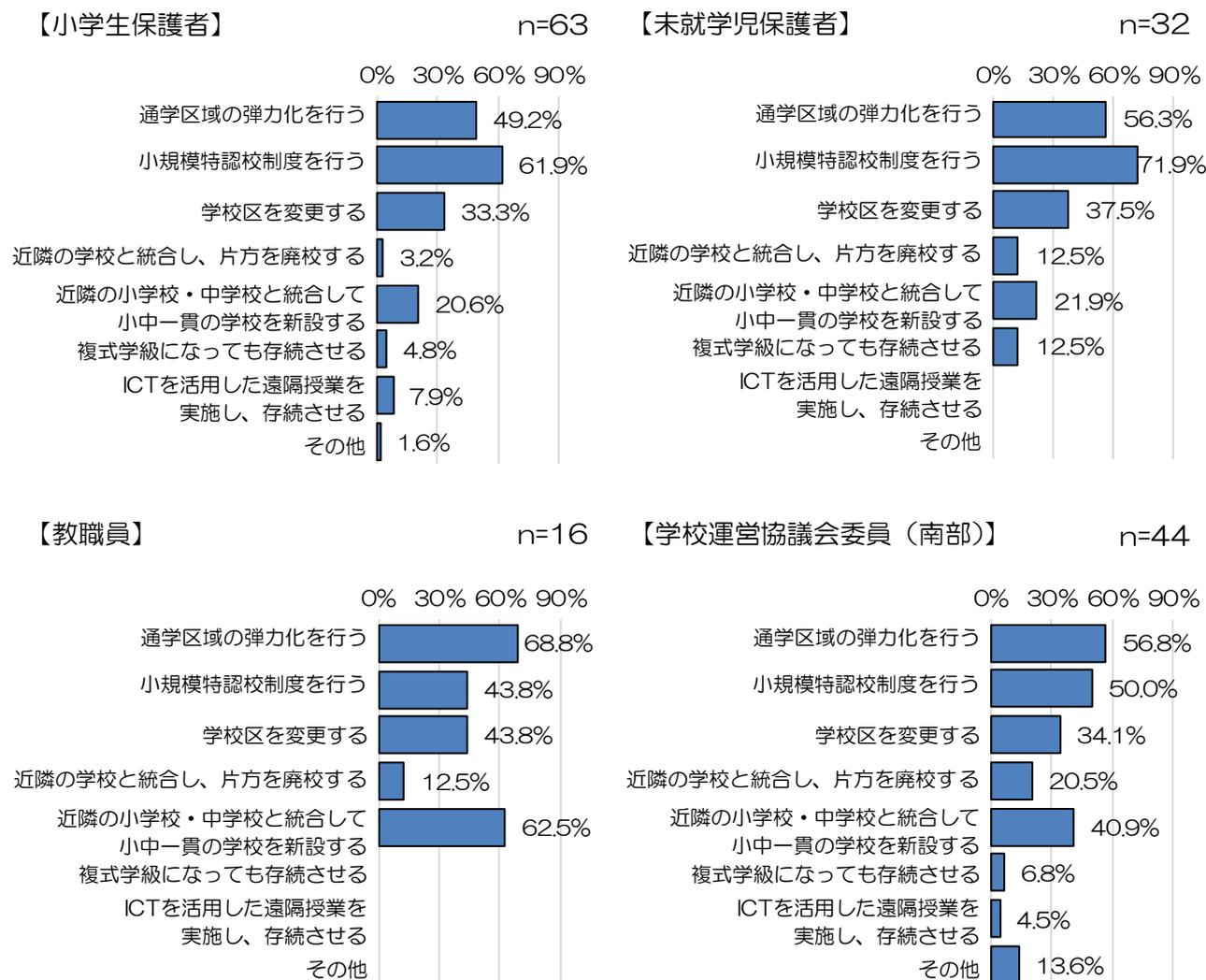
「小規模特認校制度を行う」が7割を超えて最も高く、次いで「通学区域の弾力化を行う」が6割弱となっている。

#### 【教職員】

「通学区域の弾力化を行う」が7割弱で最も高く、次いで「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」が6割強となっている。

#### 【学校運営協議会委員】

「通学区域の弾力化を行う」、「小規模特認校制度を行う」、「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」の順になっている。



#### IV. 八條中学校

##### 【中学生保護者】

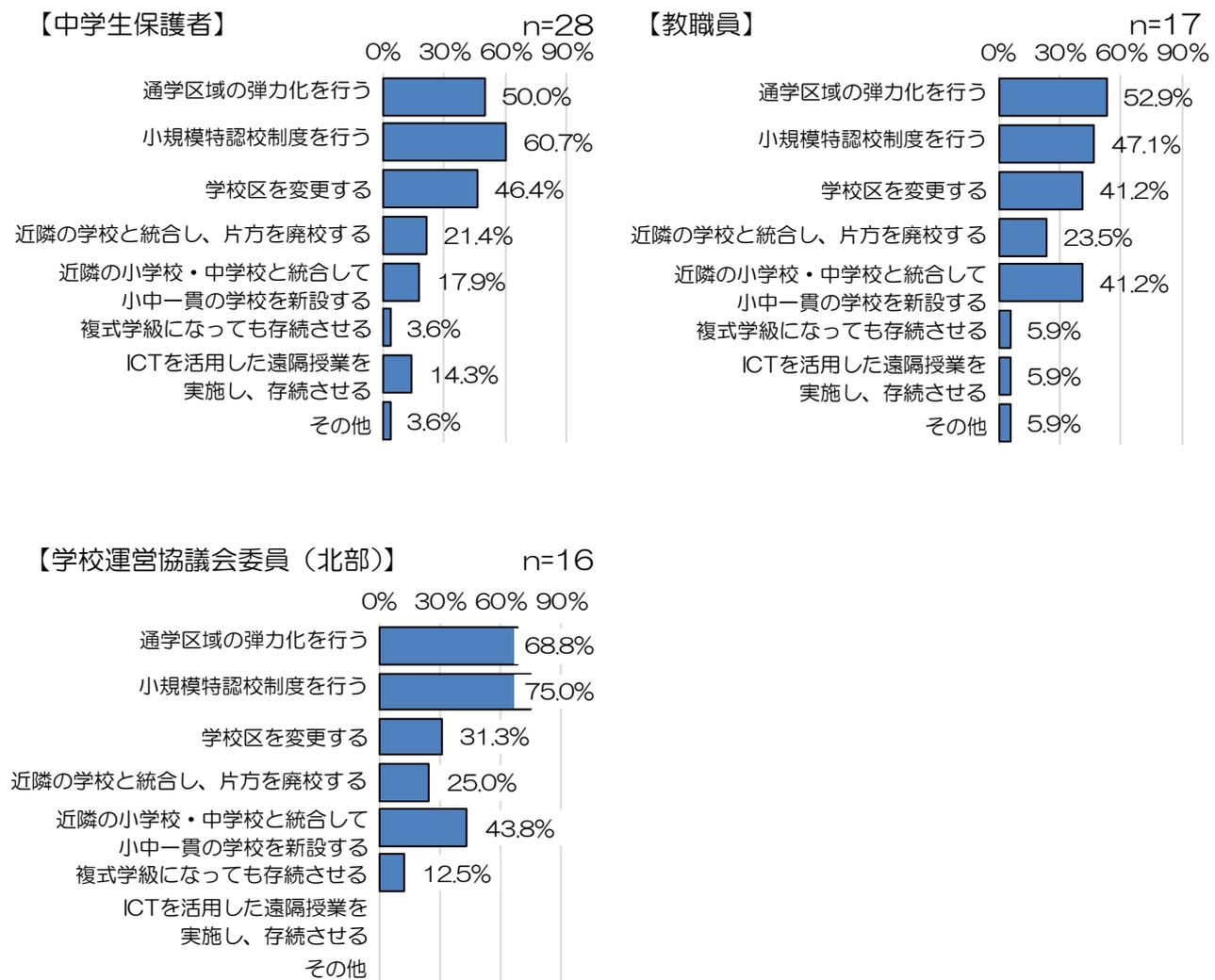
「小規模特認校制度を行う」が約6割で最も高く、次いで「通学区域の弾力化を行う」、「学校区を変更する」の順になっている。

##### 【教職員】

「通学区域の弾力化を行う」、「小規模特認校制度を行う」がそれぞれ1番目、2番目に高い。また、「学校区を変更する」、「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」も、それぞれ約4割となっている。

##### 【学校運営協議会委員】

「小規模特認校制度を行う」、「通学区域の弾力化を行う」がそれぞれ1番目、2番目に高い。また、「近隣の小学校・中学校と統合して小中一貫の学校を新設する」も、4割強となっている。



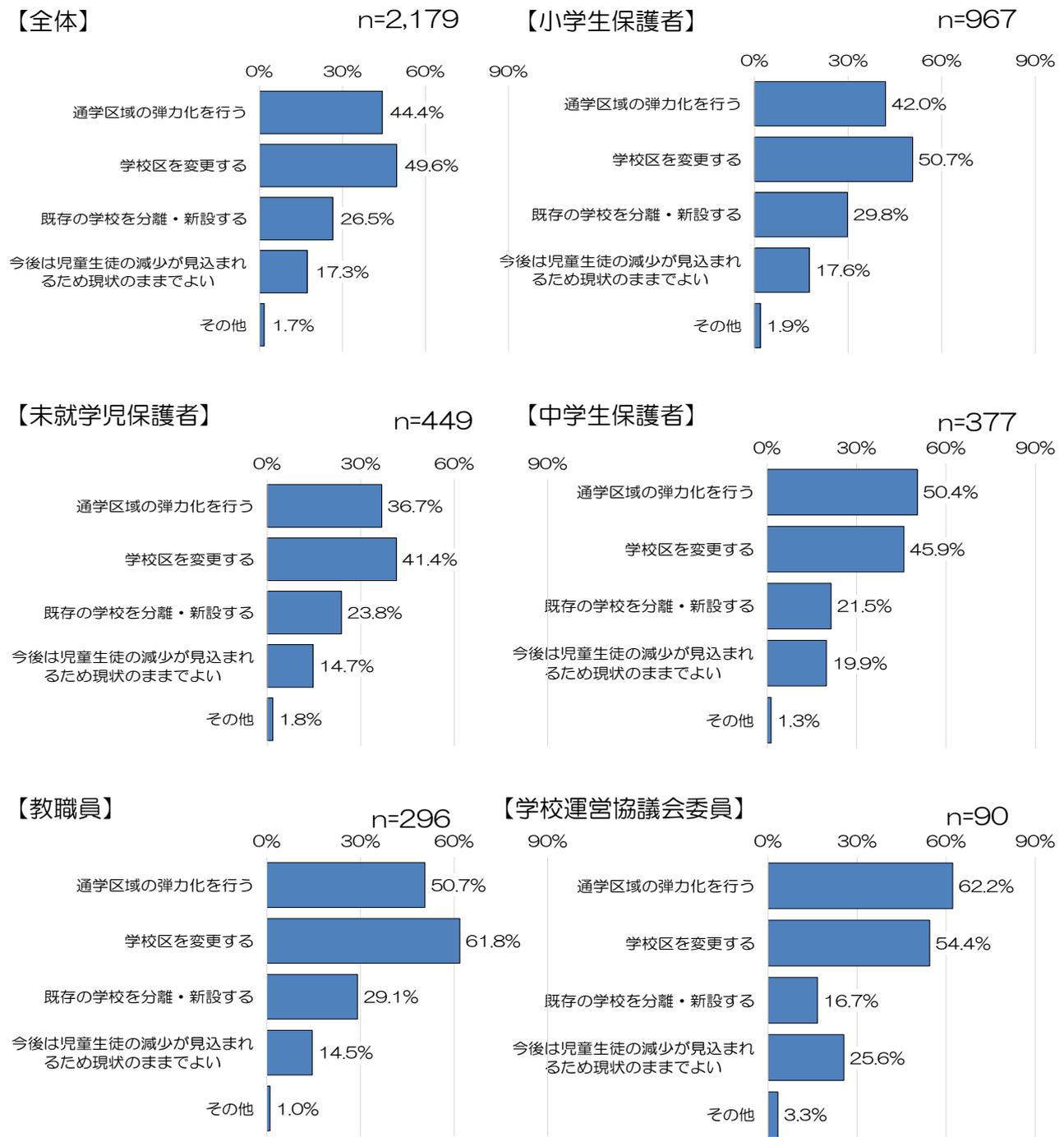
#### (4) 大規模校対策の手法

設問：児童生徒数が多い大規模校対策として、どの方法が適切だと考えますか？（2つまで○）

##### ①全市での意向

「通学区域の弾力化を行う」、「学区を変更する」、「既存の学校を分離・新設する」が、概ね上位1、2、3番目を占めた。全体では、「学区を変更する」、「通学区域の弾力化を行う」、「通学区域の弾力化を行う」の並びで高くなっている。

しかし、現在大規模校となっている大瀬小学校については、「既存の学校を分離・新設する」が最も高くなっている。



## ②大規模校での意向

### I. 潮止小学校

#### 【小学生保護者】

「通学区域の弾力化を行う」、「学校区を変更する」が高く、それぞれ5割に近い。

#### 【未就学児保護者】

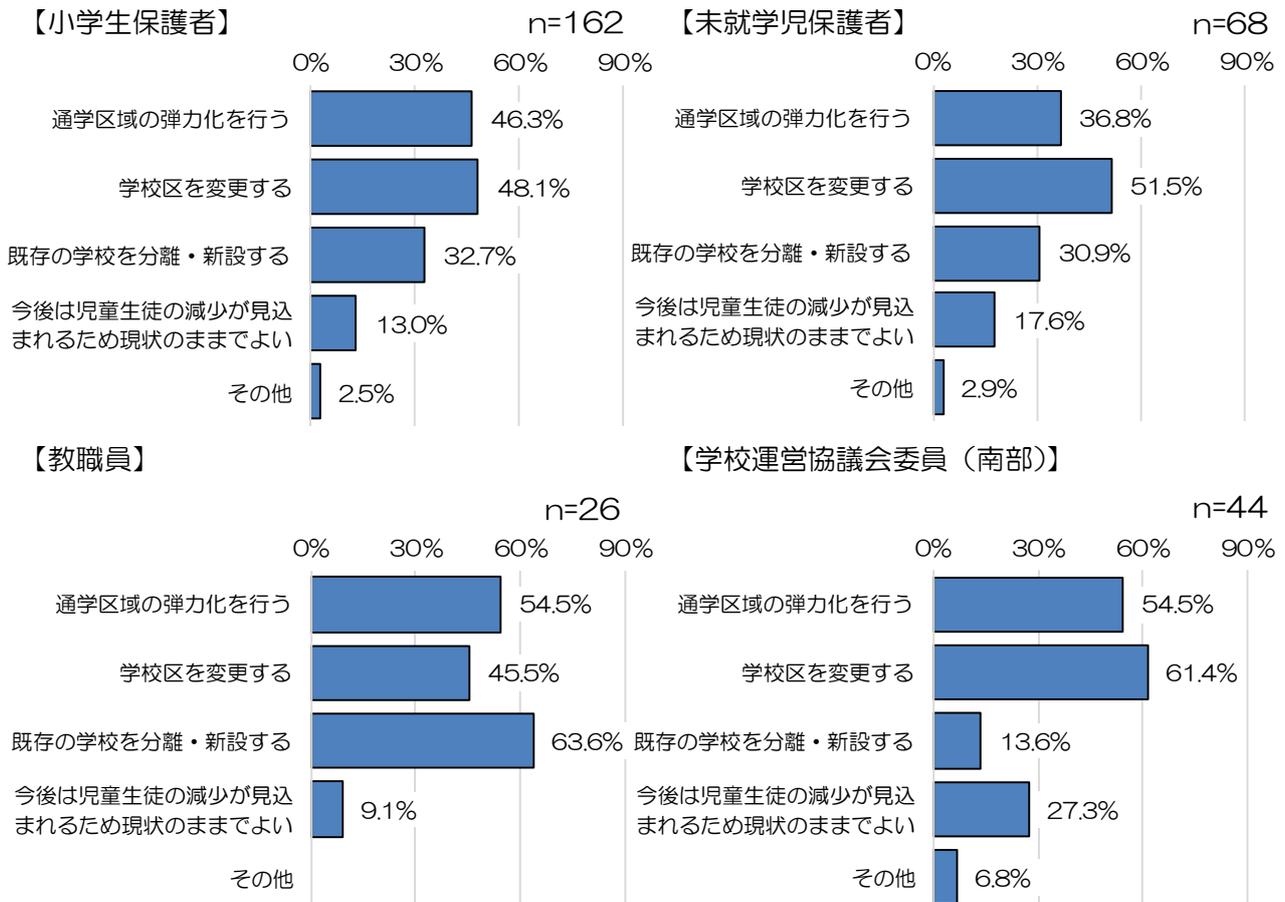
「学校区を変更する」が最も高く、5割を超えている。

#### 【教職員】

「既存の学校を分離・新設する」、「通学区域の弾力化を行う」がそれぞれ1番目、2番目に高く、5割を超えている。

#### 【学校運営協議会委員】

「学校区を変更する」、「通学区域の弾力化を行う」がそれぞれ1番目、2番目に高く、5割を超えている。また、教職員では6割を超えている「既存の学校を分離・新設する」が1割程度となっている。



## Ⅱ. 大瀬小学校

### 【小学生保護者・未就学児保護者】

「既存の学校を分離・新設する」、「学区を変更する」、「通学区域の弾力化を行う」が多い。特に、「既存の学校を分離・新設する」が多い。

### 【教職員】

「学区を変更する」が最も高く、6割を超えている。また、「既存の学校を分離・新設する」も5割近くと高くなっている。

### 【学校運営協議会委員】

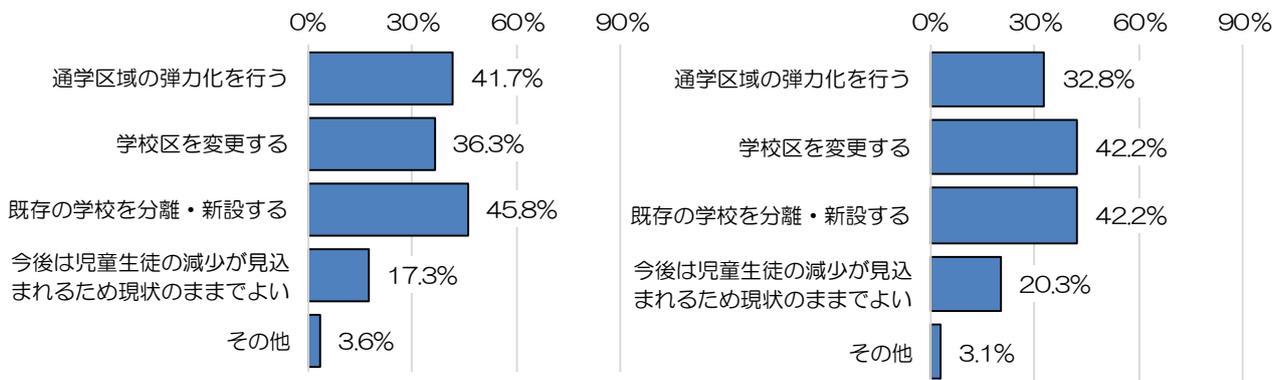
「学区を変更する」が最も高く、6割を超えている。また、教職員では5割近くとなっている「既存の学校を分離・新設する」が約1割であり、差が目立っている。

#### 【小学生保護者】

n=168

#### 【未就学児保護者】

n=64

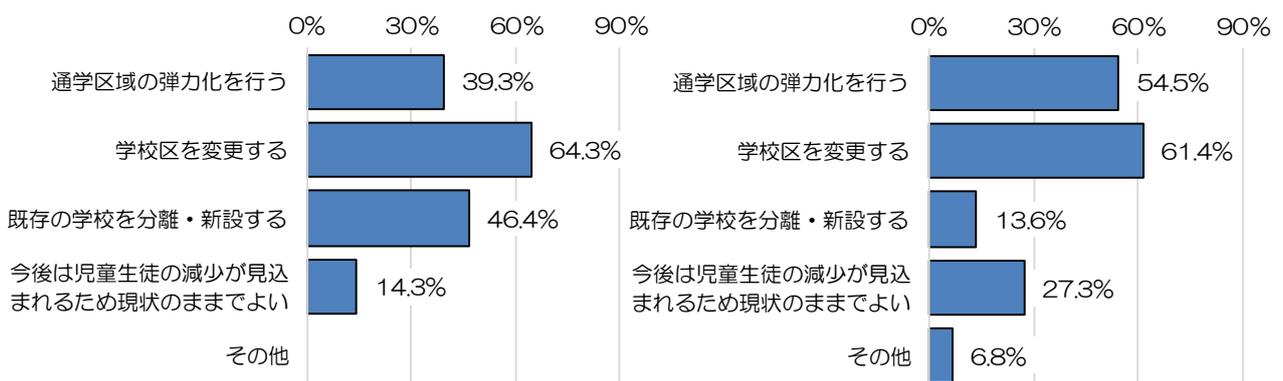


#### 【教職員】

n=28

#### 【学校運営協議会委員 (南部)】

n=44



### Ⅲ. 大原小学校

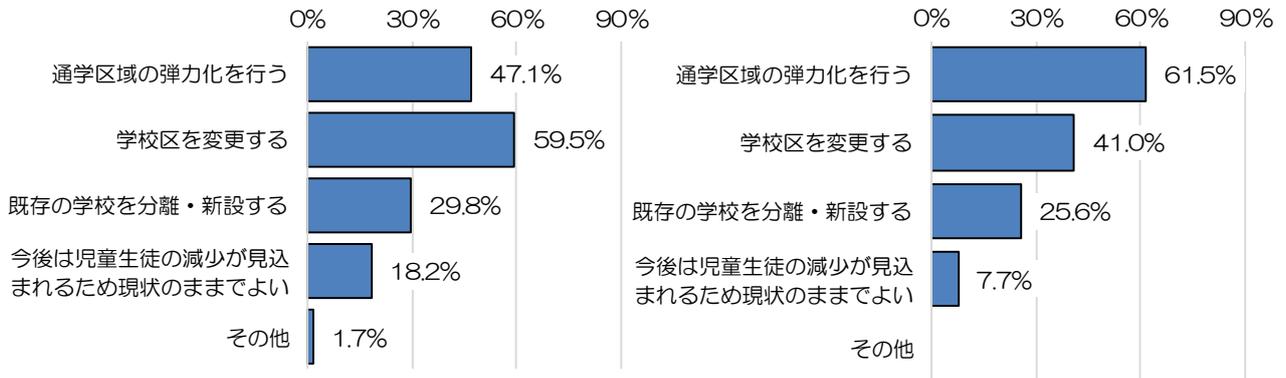
全ての区分において「通学区域の弾力化を行う」、「学校区を変更する」がそれぞれ高く、4割から7割となっている。

【小学生保護者】

n=121

【未就学児保護者】

n=39

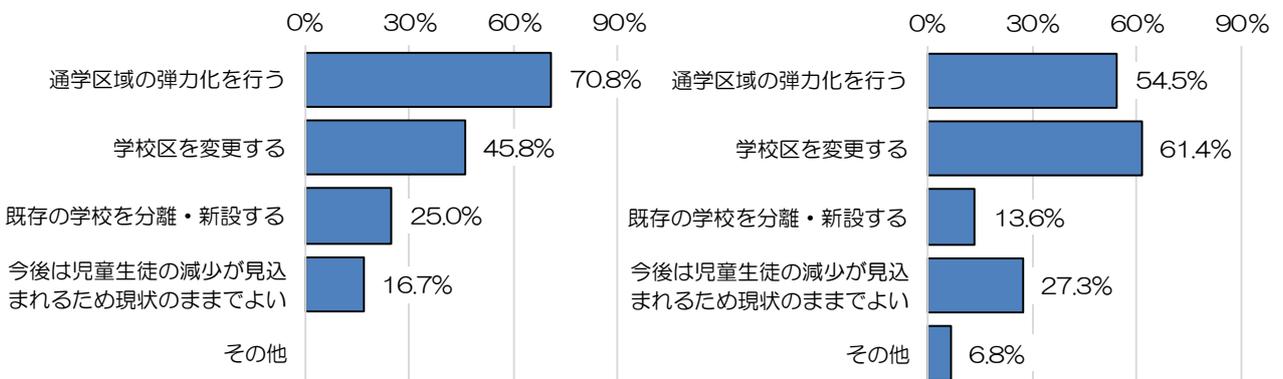


【教職員】

n=24

【学校運営協議会委員（南部）】

n=44



### (5) 施設一体型・隣接型の小中一貫校整備

設問：現在、八潮市では小学校と中学校が分かれたかたちでの小中一貫教育を実施していますが、小学校と中学校の施設を同じ敷地や隣接地に設置する施設一体型・隣接型の小中一貫校の整備について、どう思いますか？

#### 【全体】

「望ましい」と「わからない」がそれぞれ約4割となっている。

#### 【小学生保護者】

全体では「わからない」との回答が5割弱を占めた。次いで「望ましい」が3割、「望ましくない」が2割弱となった。

#### 【未就学児保護者】

全体では「わからない」との回答が約5割を占めた。次いで「望ましい」が4割弱、「望ましくない」が1割となった。特に八幡小で6割弱、大瀬小では4割強が「望ましい」と回答した。

#### 【中学生保護者】

全体では「わからない」との回答が約5割を占めた。次いで「望ましい」が3割強、「望ましくない」が2割弱となった。

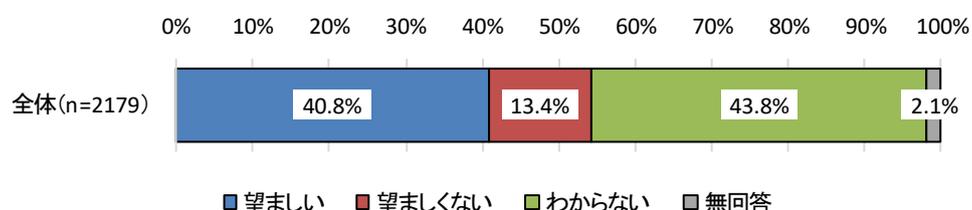
#### 【教職員】

全体では「望ましい」が約5割、「わからない」が約4割、「望ましくない」が約1割となった。特に中川小、八條北小では「望ましい」が8割を超えた。一方、八條小、潮止小、大原小では、「望ましくない」との回答が2割程度あった。

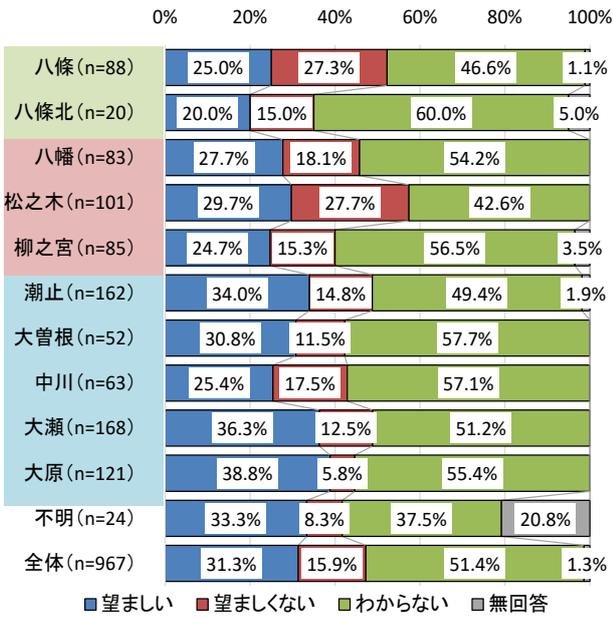
#### 【学校運営協議会委員】

全体では「望ましい」が約6割、「わからない」が約3割、「望ましくない」が約1割となった。

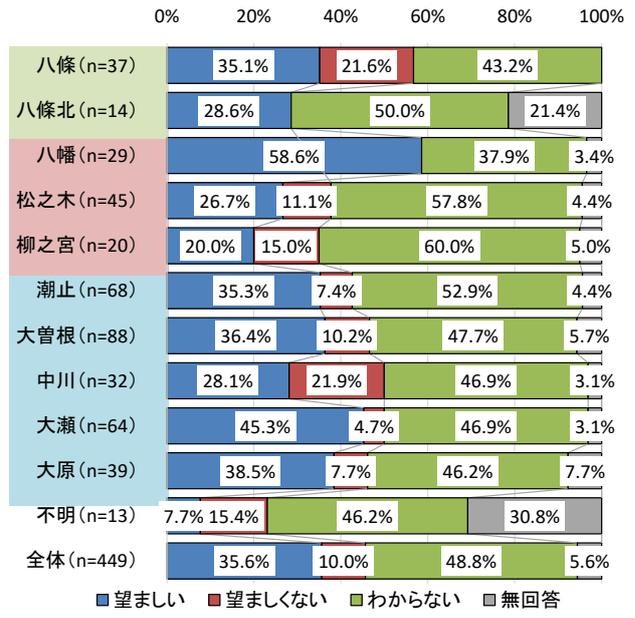
#### 【全体】



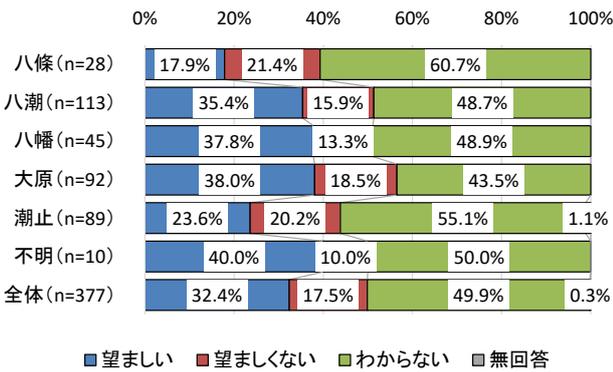
【小学生保護者】



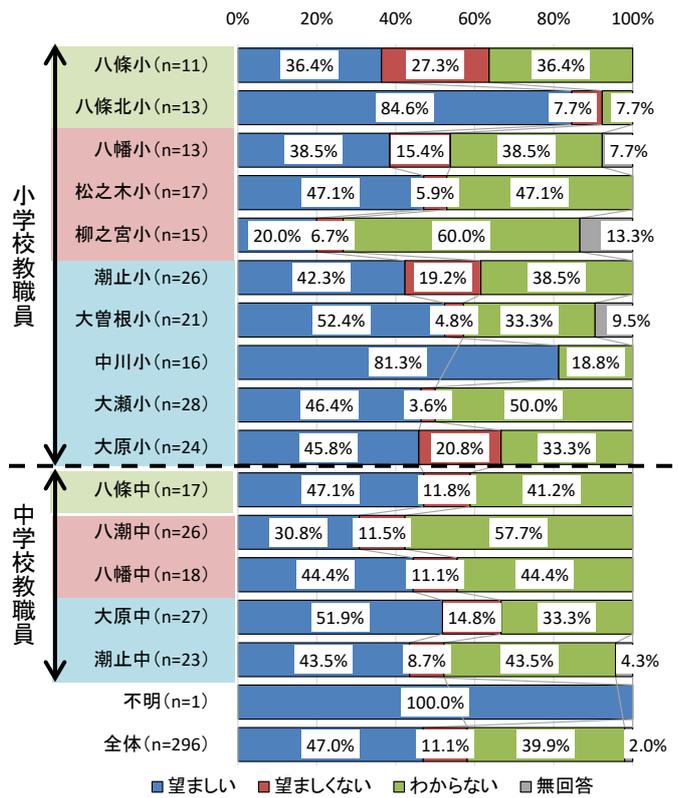
【未就学児保護者】



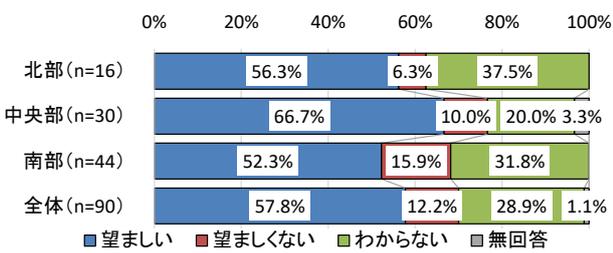
【中学生保護者】



【教職員】



【学校運営協議会委員】



(6) 学校教育に望むもの

設問

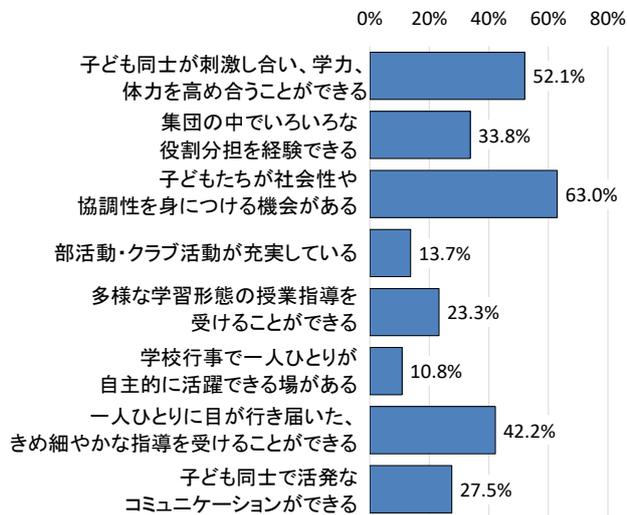
保護者：学校には、どのような教育を望みますか？（3つまで○）

教職員：学校には、どのような教育が重要だと思えますか？（3つまで○）

各保護者、教職員では、いずれも「子どもたちが社会性や協調性を身につける機会がある」、「子ども同士が刺激し合い、学力、体力を高め合うことができる」、「一人ひとりに目が行き届いた、きめ細やかな指導を受けることができる」が、概ね上位1、2、3番目を占めた。全体では、「子どもたちが社会性や協調性を身につける機会がある」、「子ども同士が刺激し合い、学力、体力を高め合うことができる」、「一人ひとりに目が行き届いた、きめ細やかな指導を受けることができる」の並びで高くなっている。

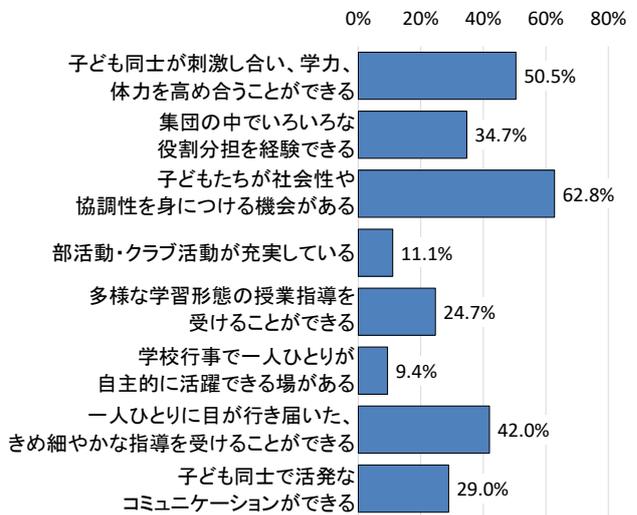
【全体】

n=2,179



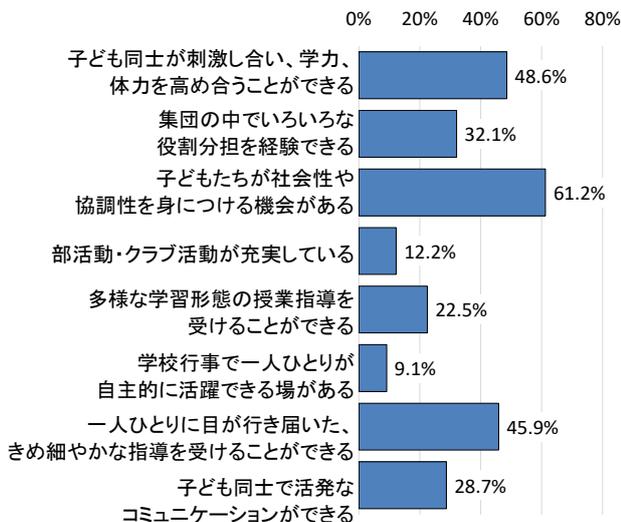
【小学生保護者】

n=967



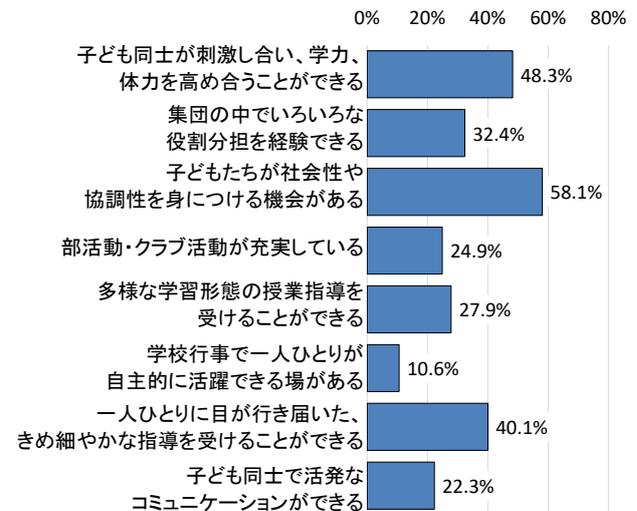
【未就学児保護者】

n=448



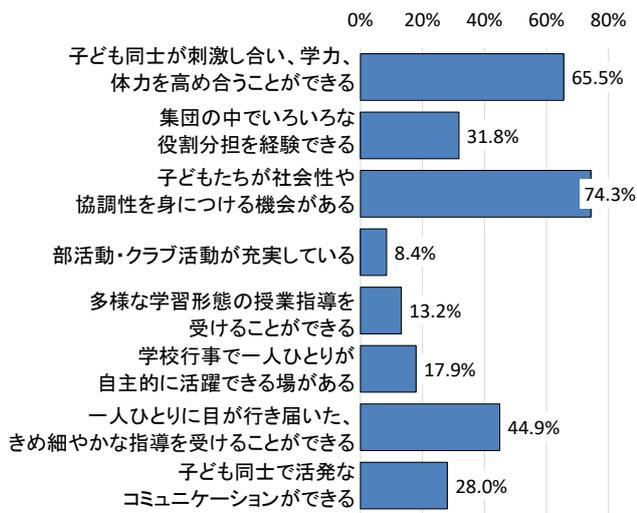
【中学生保護者】

n=377



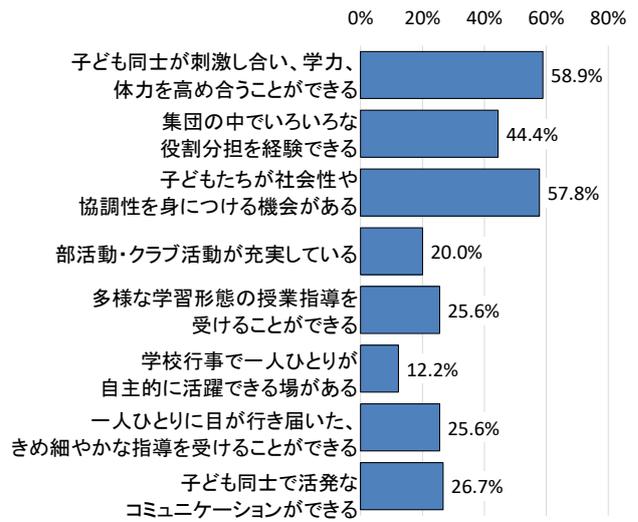
【教職員】

n=296



【学校運営協議会委員】

n=90



(7) 学区の検討で重視すべき事項

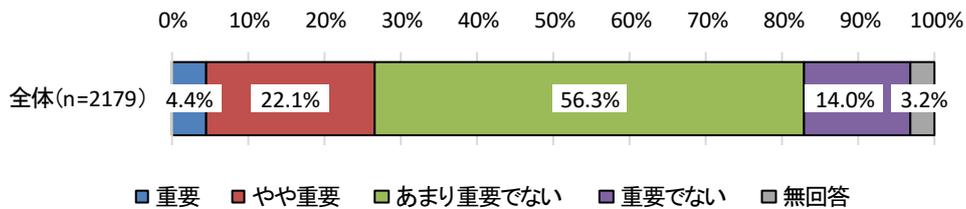
設問：学校区を考えるにあたって、以下のことについてどのように考えますか？

(それぞれ1つに○)

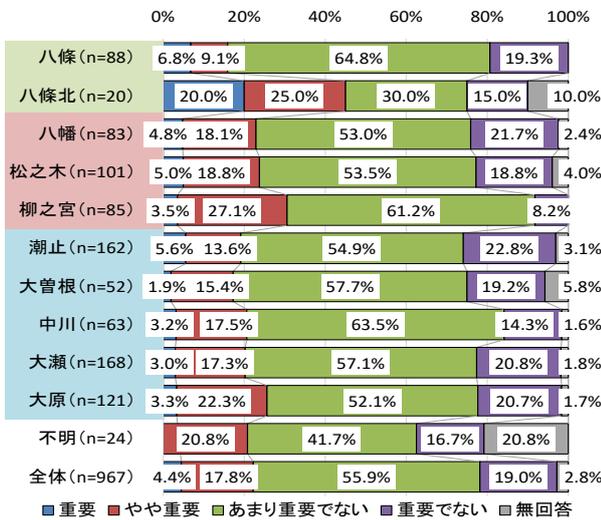
① 1つの小学校からは1つの中学校に通えるようにすること

全ての回答区分で「あまり重要でない」「重要でない」とする意見が、いずれの回答者区分でも6～7割を占めた。全体では7割に近い高さとなっている。

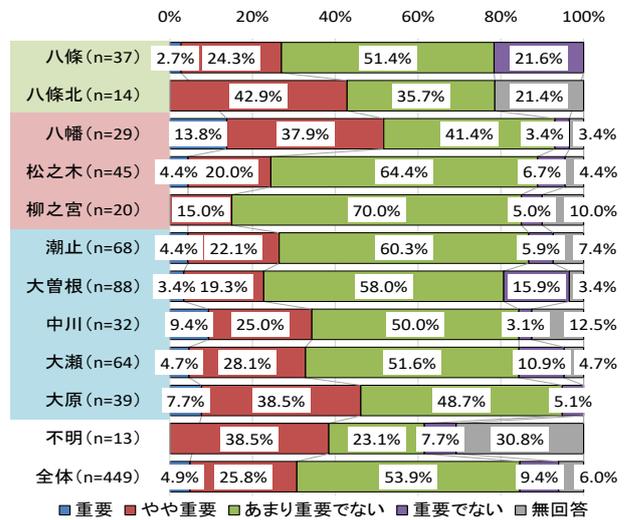
【全体】



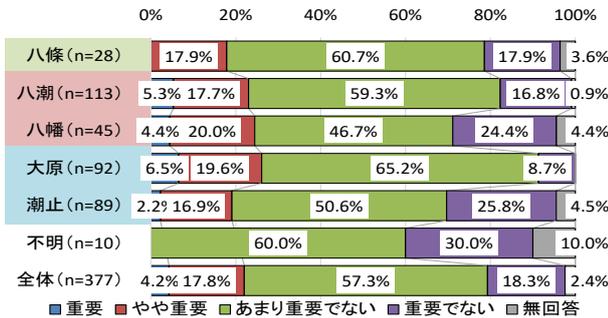
【小学生保護者】



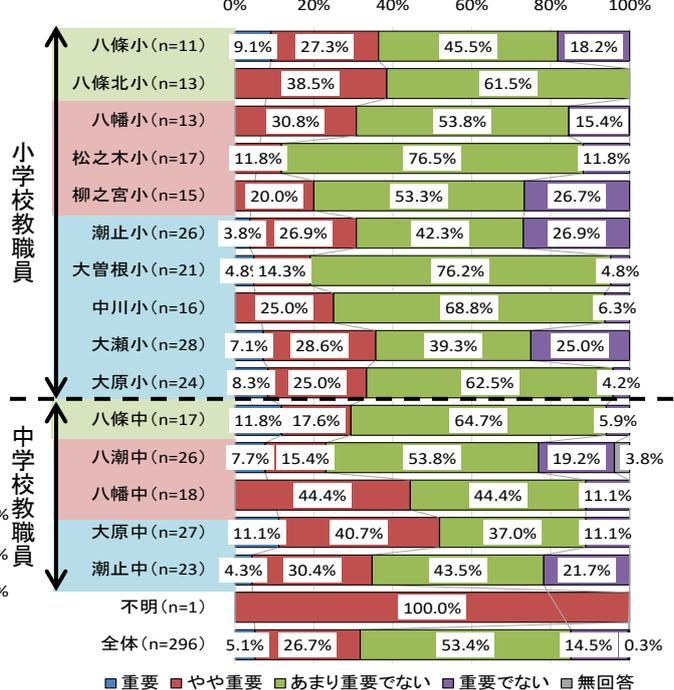
【未就学児保護者】



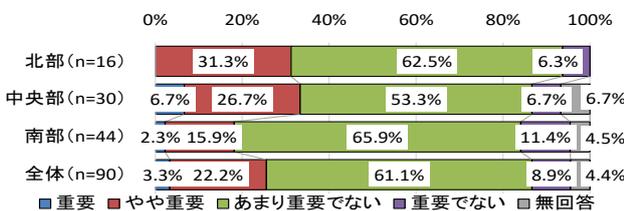
【中学生保護者】



【教職員】



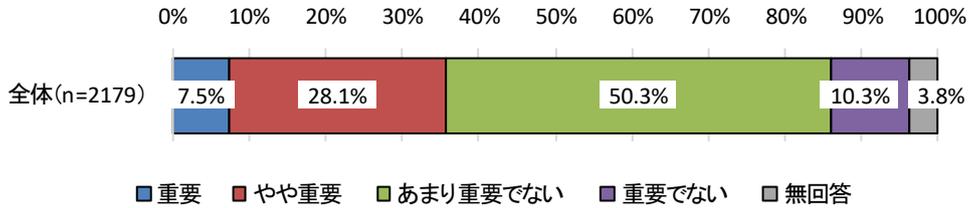
【学校運営協議会委員】



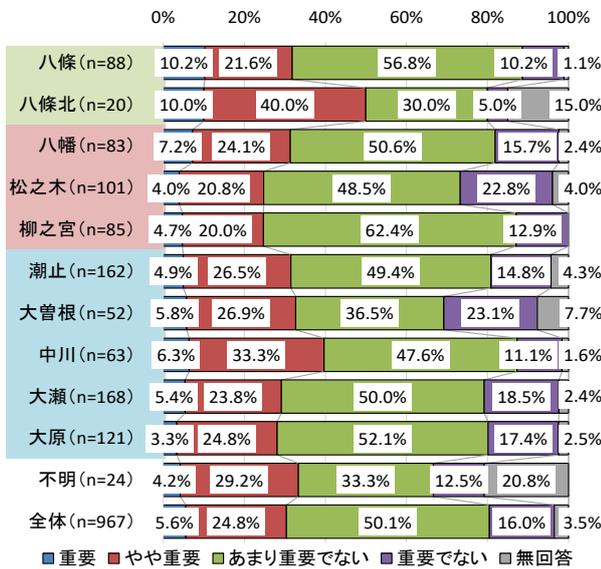
## ②町会自治会を複数の学校区に分けないように考えること

小学生保護者、未就学児保護者、中学生保護者等では、「重要」「やや重要」との回答が3割程度であったが、教職員では約4割、学校運営協議会委員では5割弱が「重要」「やや重要」と回答した。全体においては、「重要」「やや重要」は4割弱となっている。

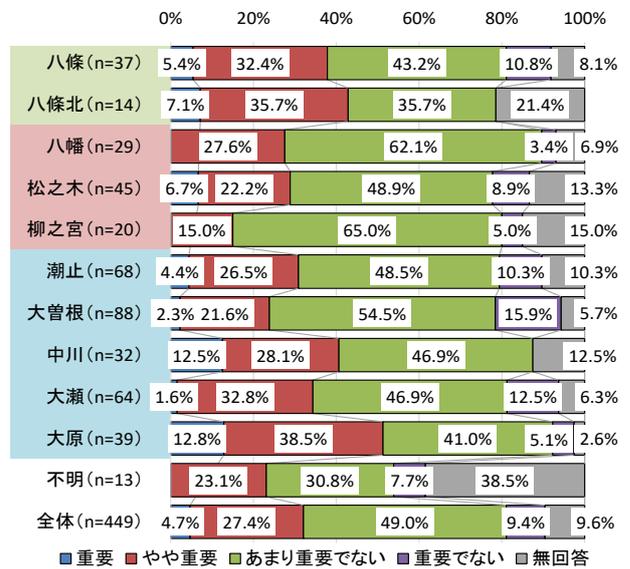
### 【全体】



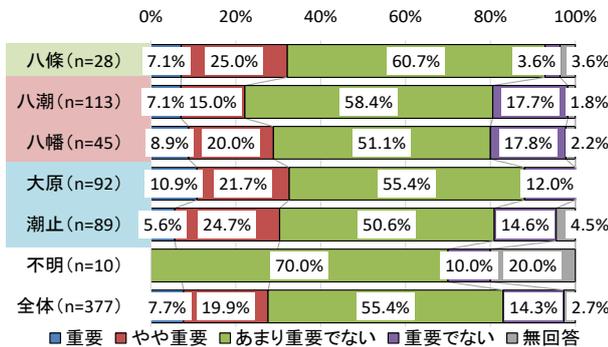
### 【小学生保護者】



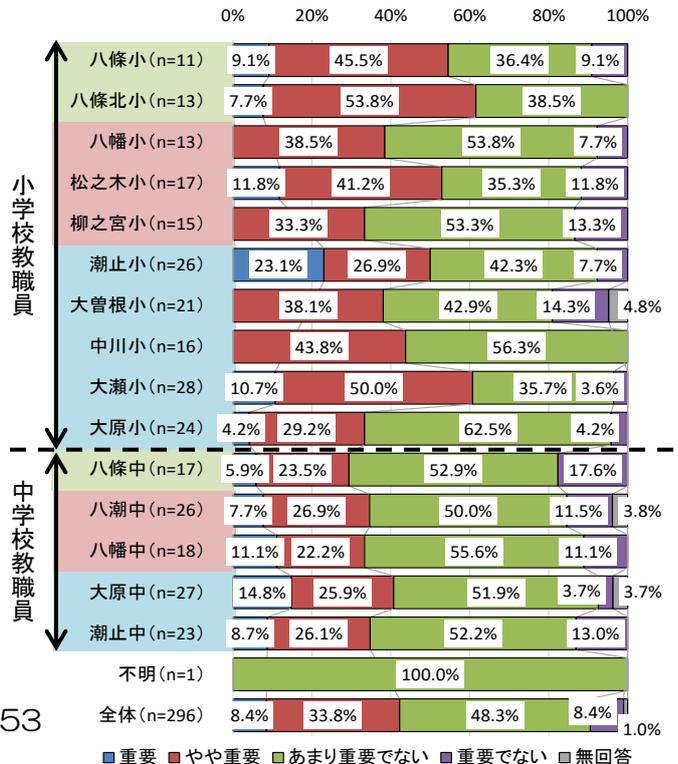
### 【未就学児保護者】



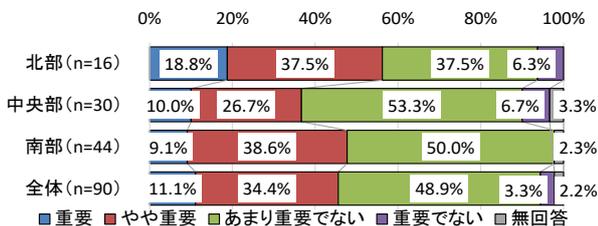
### 【中学生保護者】



### 【教職員】

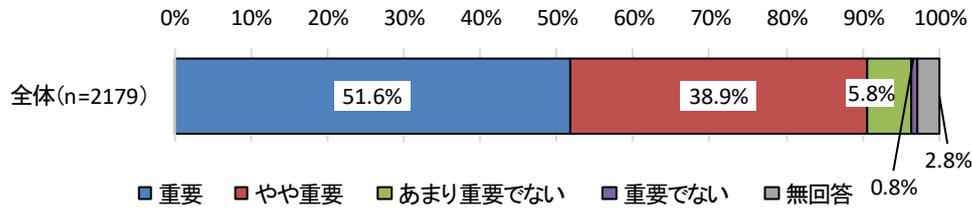


### 【学校運営協議会委員】

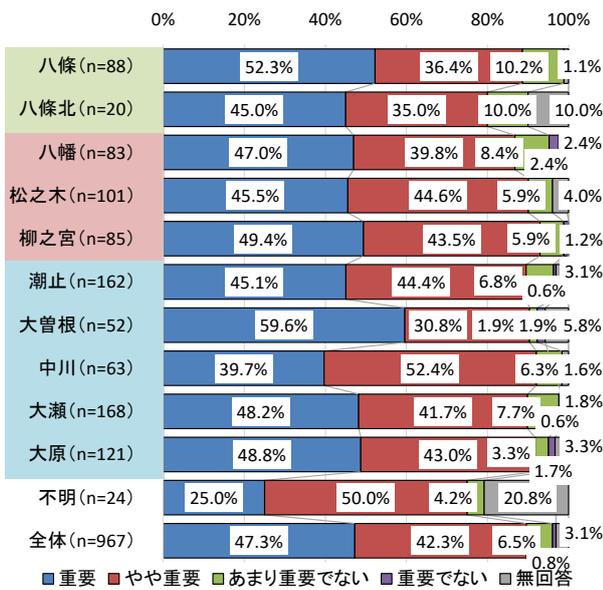


③児童生徒が学校生活を送る上で、望ましい学級数や学級人数となるよう考えること  
 いずれの回答者区分でも「重要」「やや重要」とする意見が8割以上となった。全体でも約9割となっている。

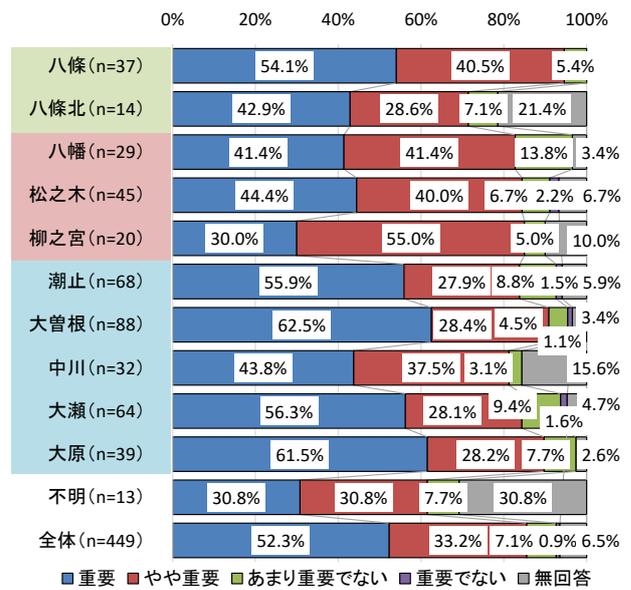
【全体】



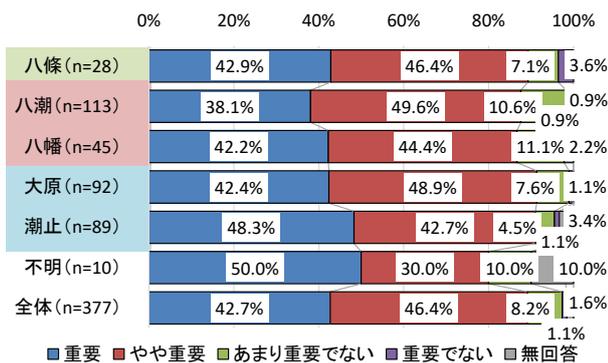
【小学生保護者】



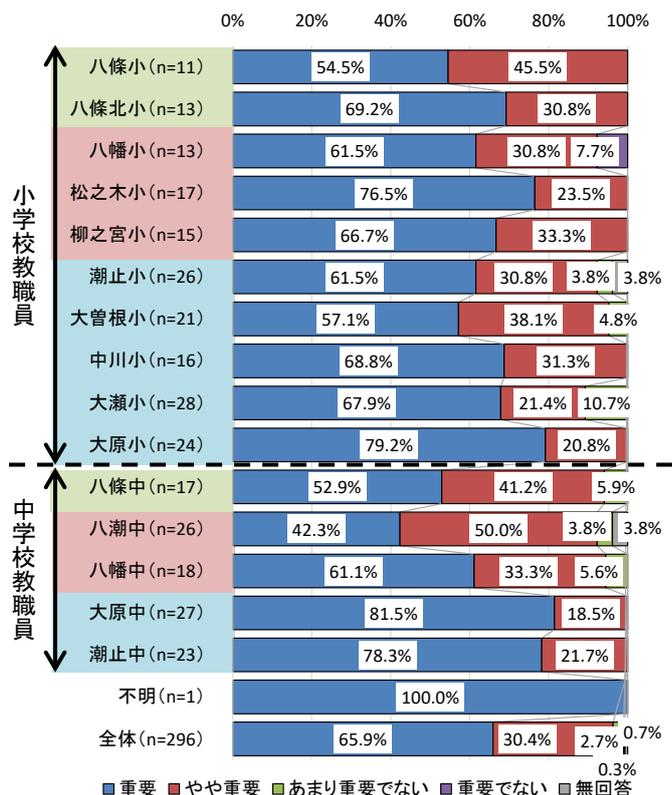
【未就学児保護者】



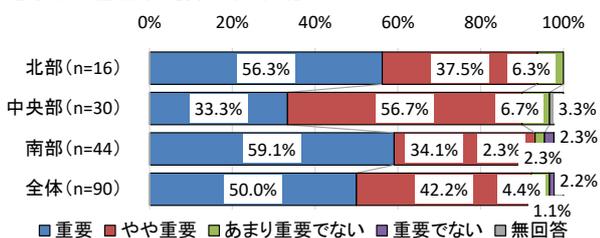
【中学生保護者】



【教職員】



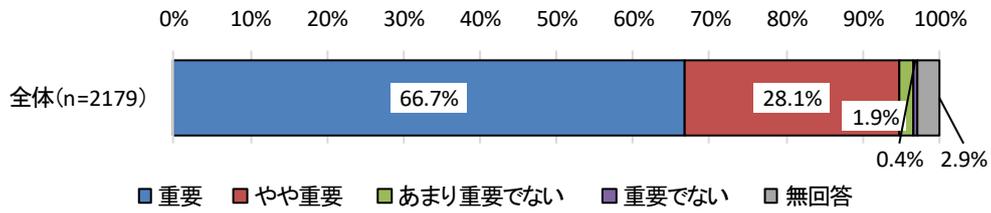
【学校運営協議会委員】



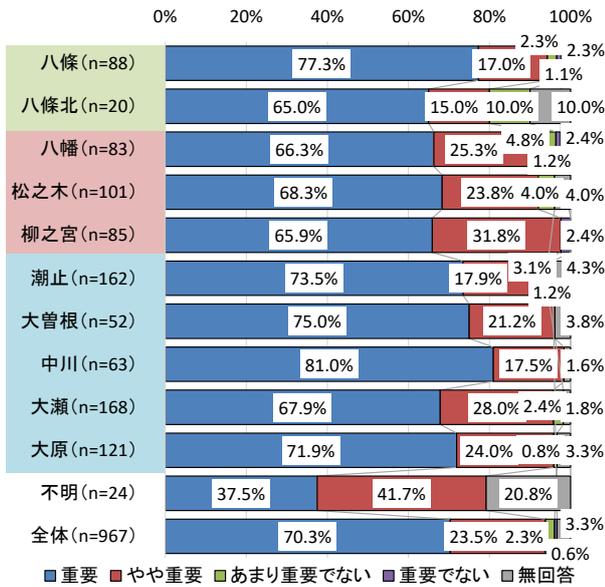
④児童生徒が安全に通学できる距離と時間になるよう考えること。

いずれの回答者区分でも「重要」「やや重要」とする意見が9割以上となった。全体でも9割を超える高さとなっている。

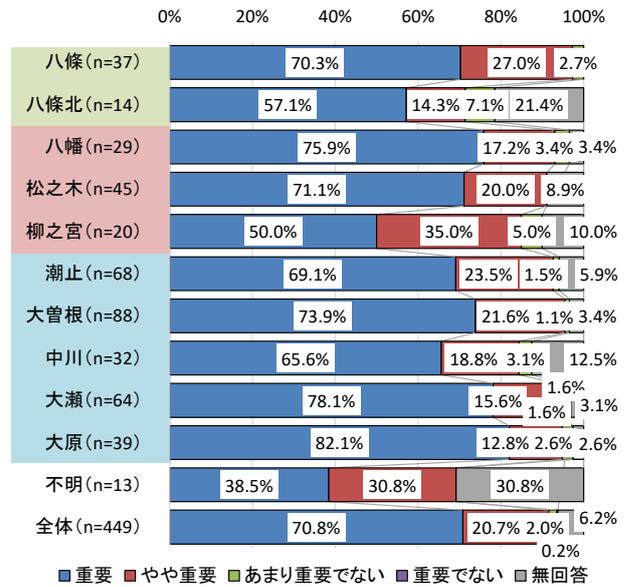
【全体】



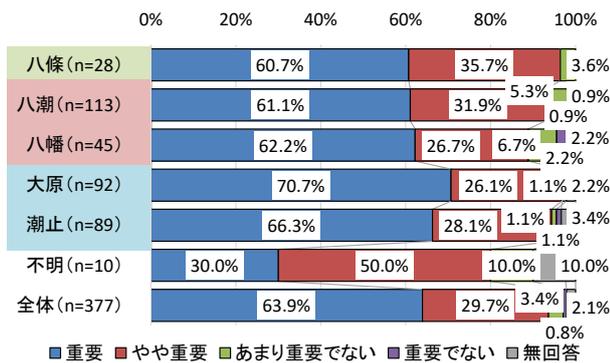
【小学生保護者】



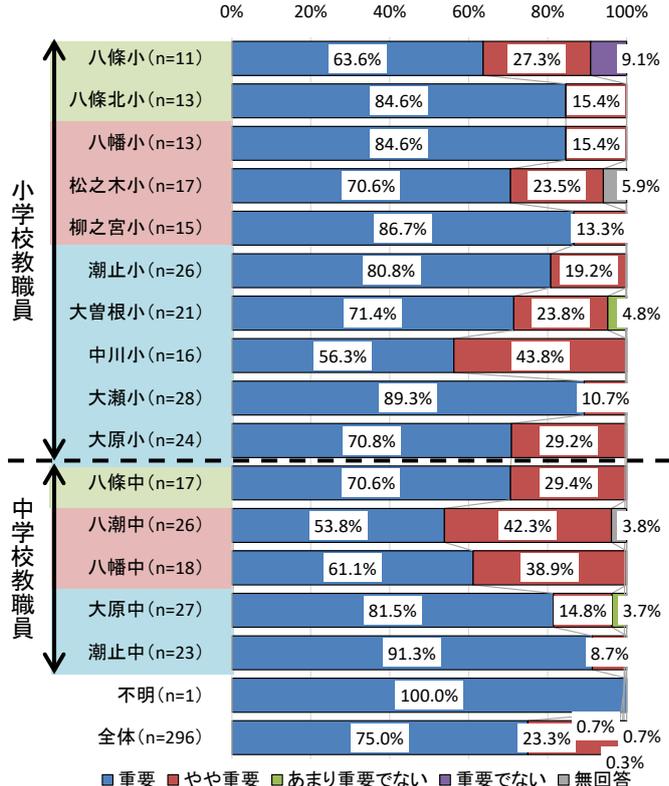
【未就学児保護者】



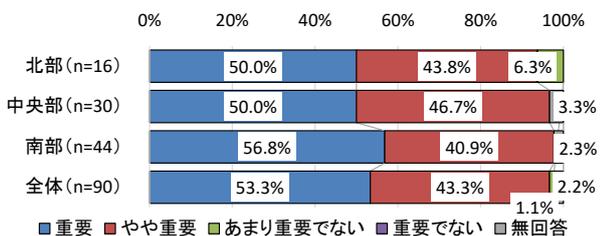
【中学生保護者】



【教職員】



【学校運営協議会委員】



## (8) 今後地域が担うべき役割

設問：今後、学校教育を進める上で、地域が担う役割はどのようなこととお考えですか？

### 【全体】

「学校の求めに応じ、できる範囲で地域がかかわるべき」との回答が5割程度、「コミュニティスクール等として地域が学校への応援、協力を積極的に行うべき」が4割程度となった。

### 【小学生保護者・未就学児保護者・中学生保護者】

「学校の求めに応じ、できる範囲で地域がかかわるべき」との回答が5割程度、「コミュニティスクール等として地域が学校への応援、協力を積極的に行うべき」が3割程度となった。

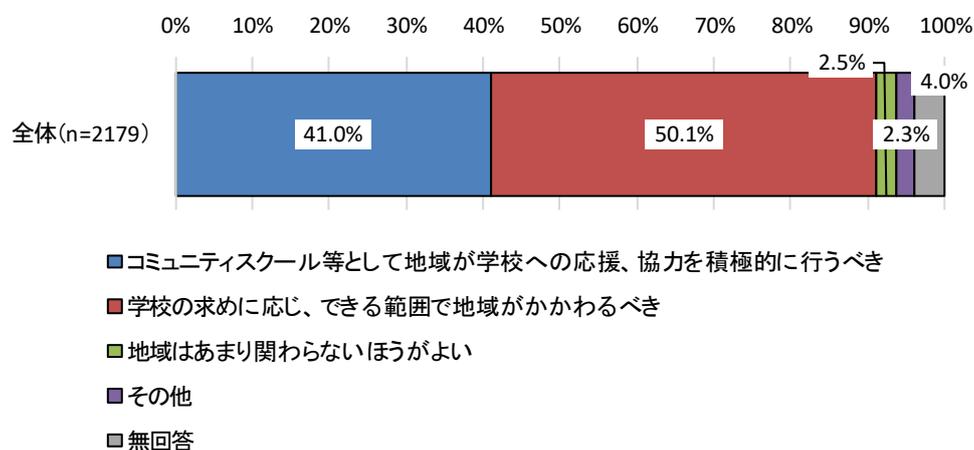
### 【教職員】

「コミュニティスクール等として地域が学校への応援、協力を積極的に行うべき」が5割となったが、中川小、八條北小、大瀬小等では約7割を占める一方で、大原小、柳之宮小、八潮中等では、3割程度にとどまった。

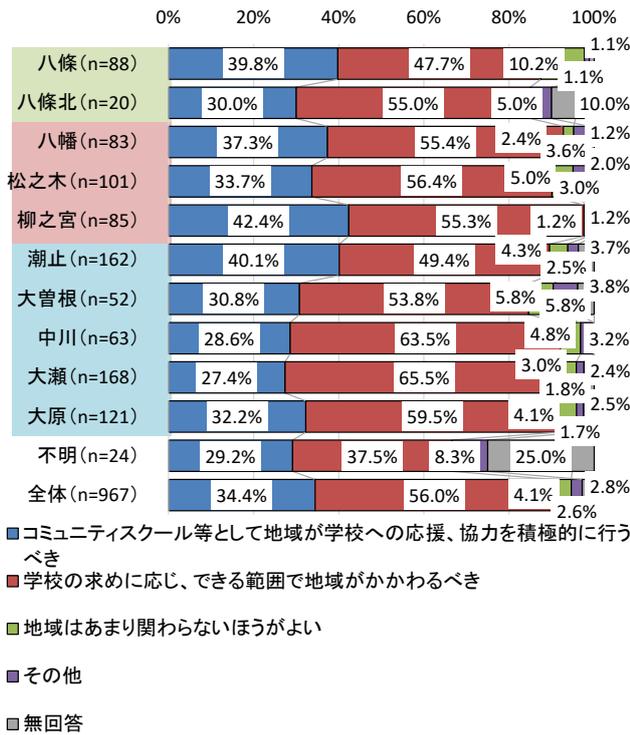
### 【学校運営協議会委員】

「コミュニティスクール等として地域が学校への応援、協力を積極的に行うべき」は5割弱となった。

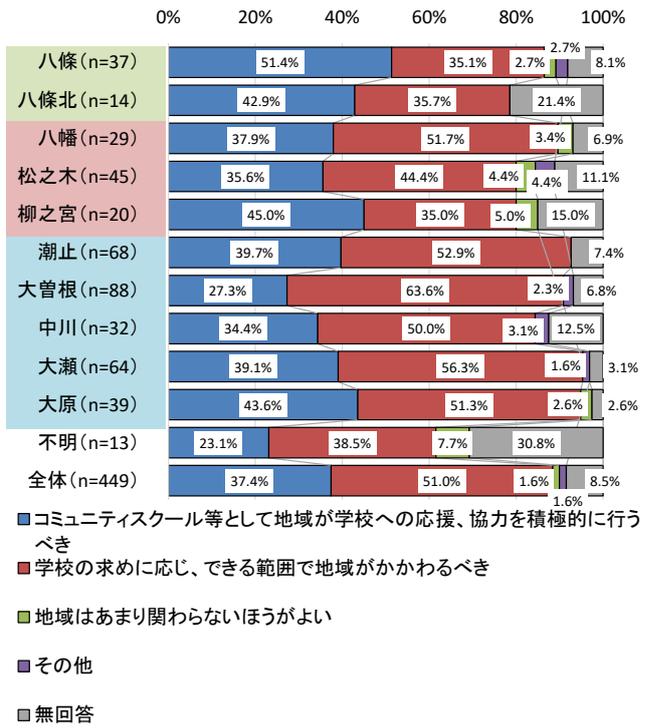
### 【全体】



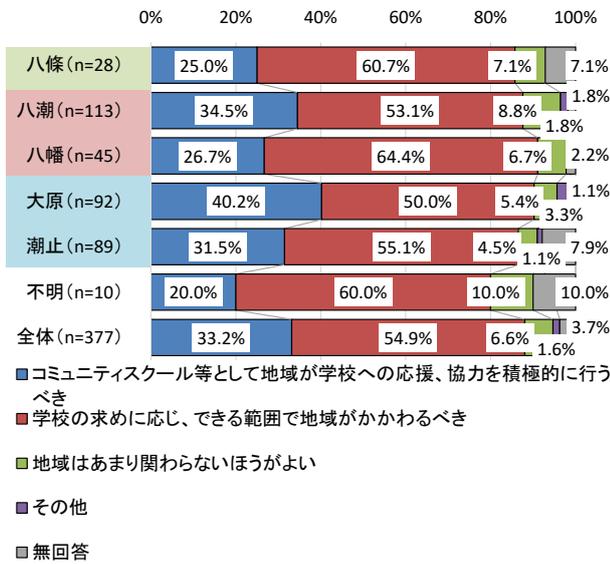
【小学生保護者】



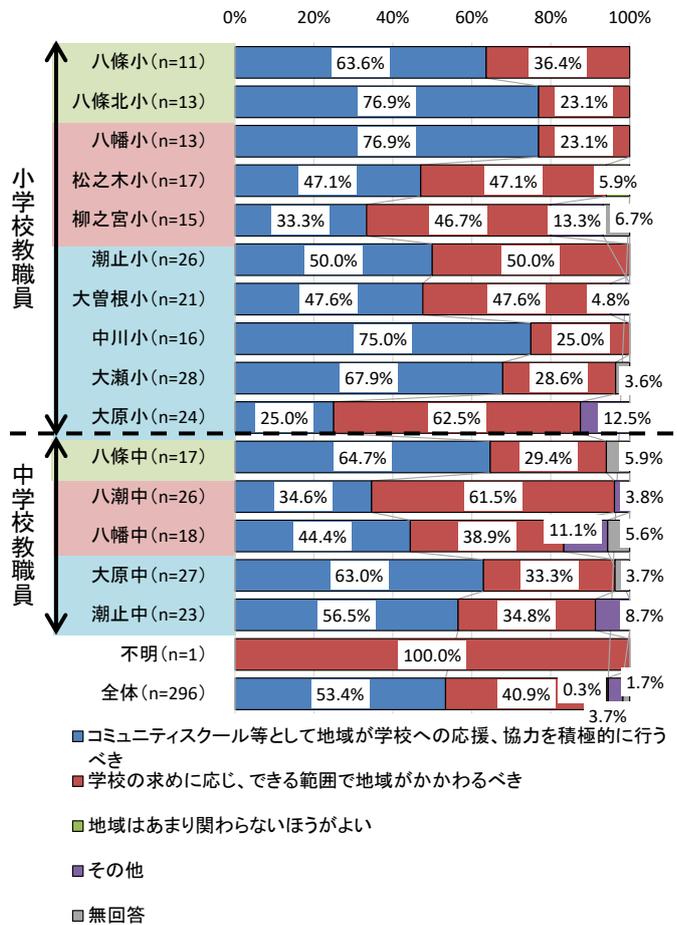
【未就学児保護者】



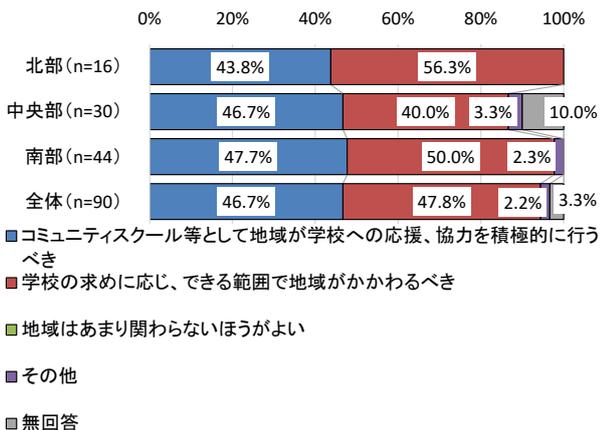
【中学生保護者】



【教職員】



【学校運営協議会委員】



### 3. 学校規模・配置についての意向のまとめ

#### ○一学年の適正規模

- ・ 小学校では、全体としては3学級以上が適正と考えられているが、小規模校に子供を通わせている保護者は小規模であることを肯定的に捉えているようである。
- ・ 中学校では、3～5学級が適正と考えられているが、小規模校に子供を通わせている保護者は小規模であることを肯定的に捉えているようである。

#### ○適正な通学時間

- ・ 小学校、中学校ともに、15分以内が適正と考えられているが、30分以内も許容範囲と考えられる。

#### ○小規模校対策の手法

- ・ 未就学児の保護者を除き、「通学区域の弾力化」が最も適当、次いで「小規模特認校制度」が適当と考えられている。未就学児保護者では、この順位が逆転し、「小規模特認校制度」が最も適当となっている。
- ・ 現在、小規模校へ子どもを通わせている保護者では、「小規模特認校制度」が最も適当と考えている割合が高い。

#### ○大規模校対策の手法

- ・ 「通学区域の弾力化」、「学区の変更」、「現在の学校を分離・新設」が最も適当と考えられている。大規模校へ子どもを通わせている保護者も、同様に捉えているが、大瀬小学校の保護者では「現在の学校を分離・新設」が最も適当と考えられている。

#### ○施設一体型・隣接型の小中一貫校整備

- ・ 保護者全体としては、「わからない」「望ましい」「望ましくない」の順で認識されている。
- ・ 未就学児保護者では、八幡小、大瀬小で「望ましい」が多い。
- ・ 教職員、学校運営協議会委員では、「望ましい」「わからない」「望ましくない」の順で認識されている。

#### ○学校教育に望むもの

- ・ 「子どもたちが社会性や協調性を身に付けることができる」ことが最も重視され、次いで「子ども同士が刺激し合い、学力、体力を高め合うことができる」ことが重視されている。

#### ○学区の検討で重視すべき事項

- ・ 「児童生徒が安全に通学できる距離と時間になるように考えること」が最も重視され、次いで「児童生徒が学校生活を送る上で、望ましい学級数や学級人数となるよう考えること」が重視されている。
- ・ 「1つの小学校からは1つの中学校に通えること」は、それほど重視されていない。

#### ○今後地域が担うべき役割

- ・ 「学校の求めに応じ、できる範囲で地域がかかわるべき」とする保護者が多く、次いで「協力を積極的に考えるべき」と捉えられている。

#### 4. アンケート調査結果から見る地域別・学校別の実態

##### (1) 北部

学校名	適正な学級数	適正な通学距離	地域との関係	小規模校対策
八條北小 (6学級)	1学級が適当とする意見が、保護者で25%、未就学児童保護者で約6割。一方、1学年の学級数は、保護者のうち約8割が少ないと感じている。	通学時間に課題があると感じている人は少ないが、バス通学の移行について、保護者の75%が肯定的で、全体の約6割に対して、比較的高い。	教職員において、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきと地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきで100%を占めている。	小学生保護者、未就学児童保護者ともに小規模特認校制度がよいとする回答が最も多い。次いで通学区域の弾力化となっている。教職員は通学区域の弾力化、次いで小中一貫教育学校の設置となっている。
八條小 (12学級)	保護者の9割弱が現状が適当としている。	通学時間が長いと感じている児童が約5割おり、通学区域が広すぎると評価されている可能性がある。通学時間が15～30分の児童が約5割存在している。	未就学児童保護者において、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが5割を超えており、北部3校の小学生保護者、未就学児童保護者、中学生保護者の中で最も高い。	小学生保護者、未就学児童保護者ともに小規模特認校制度がよいとする回答が最も多い。次いで通学区域の弾力化となっている。教職員は通学区域の弾力化、次いで小中一貫教育学校の設置となっている。
八條中 (6学級)	保護者の約6割、教職員の約8割が3～5学級が適当としている。	生徒のうち、遠い、少し遠いとの回答が5割弱と、潮止中に次いで高い。	教職員において、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが65%であり、全ての中学校で最も高くなっている。	中学生保護者では小規模特認校制度がよいとする回答が最も多い。次いで通学区域の弾力化となっている。教職員は通学区域の弾力化、次いで小規模特認校制度となっている。

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含まない）。

##### (2) 中央部

学校名	適正な学級数	適正な通学距離	地域との関係	小規模校対策
八幡小 (12学級)	保護者の5割強が少ないと考えており、現状で適当と考えているのは3割強に留まった。児童の6割強が2学級が適当だと考えているが、保護者は3学級以上が適当だとするものが6割近くとなっている。	通学時間が短いと感じている児童が約3割、長いと感じている児童が約4割となっている。通学時間は15分以内と30分以内で9割を超えている。バス通学について、保護者の5割強が肯定的となっている。	小学生保護者、未就学児童保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約4割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割となっている。教職員においては、2つの合計で100%になっており、特に地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが77%で高い。	小学生保護者では、通学区域の弾力化が5割、小規模特認校制度と学区の変更が4割を超えていた。一方、未就学児童では弾力化が3割程度となっており、最も高いのは小規模特認校で約4割だった。教職員では通学区域の弾力化が約6割で最も高い。
松之木小 (14学級)	保護者は現状で適当とする回答と少ないとする回答がそれぞれ5割近くを占めている。児童6割強が2学級が適当だと考えているが、保護者は3学級以上が適当だとするものが8割以上となっている。	通学時間が長いと感じている児童が35%、短いと感じている児童が25%存在しており、現状で適当とする回答は約3割に留まった。通学時間は15分以内と30分以内で9割を超えている。バス通学について、保護者の5割強が肯定的となっている。	小学生保護者においては地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割。未就学児童保護者においては約3割と約4割となっている。教職員においては、2つの合計が9割に達している。	小学生保護者では通学区域の弾力化と小規模特認校制度がそれぞれ5割を超えており、未就学児童保護者でもそれぞれ4割となっている。教職員では、各保護者では3割弱程度だった小中一貫化が約6割となっている。

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含まない）。

学校名	適正な学級数	適正な通学距離	地域との関係	小規模校対策
柳之宮小 (10学級)	保護者の4割が現状で適当としているが、一方で5割以上が現状では少ないと考えている。 児童の約8割が2学級、約2割が3学級が適当だと考えている。 また、小学校保護者では、2学級が6割強、3学級以上が4割弱となっている。	通学時間が短いと感じている児童が約3割、長いと感じている児童が約2割となっている。 通学時間は15分以内が7割を占め、30分以内と合計するとほぼ100%となっている。 バス通学について、保護者の6割強が肯定的となっている。	小学生保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約4割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割。未就学保護者においては約4割と約3割となっている。教職員においては、2つの合計が8割で、他の学校より若干低い。	小学生保護者は通学区の弾力化と小規模特認校制度が高く、5割強となっている。未就学児保護者では、小規模特認校制度が約7割と高い。 教職員では、弾力化が約5割であり、各保護者では3割程度の学区の変更が約6割となっている。
八潮中 (12学級)	保護者の6割強が現状で適当だと考えているが、一方、約2割が現状では不足していると考えている。 生徒及び中学生保護者の約9割が3学級（保護者は3学級～5学級）が適当だと考えている。	通学時間が短いと感じている生徒が3割強、長いと感じている生徒が約4割となっている。 通学時間は15分以内と30分以内で約9割を占めている。 バス通学について、肯定的な回答が保護者の5割近くとなっている。	中学生保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割となっている。教職員においては、2つの合計が95%に達している。	中学生保護者では、通学区の弾力化が5割を超えている。また、小規模特認校制度や学区の変更が4割に近くなっている。 教職員では、弾力化と小規模特認校制度が5割を超えている。また、小中一貫校化が3割強となっている。
八幡中 (12学級)	保護者の7割強が現状で適当だと考えているが、一方、2割弱が現状では不足していると考えている。 生徒及び中学生保護者の約9割が3学級（保護者は3学級～5学級）が適当だと考えている。	通学時間が短いと感じている生徒が3割強、長いと感じている生徒が約4割となっている。 通学に関して適当だと思っていない生徒が全体の約7割を占めている。 通学時間は15分以内と30分以内で約9割を占めている。 バス通学について、肯定的な回答が保護者の5割強となっている。	中学生保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが3割弱、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが6割強となっている。教職員においては、2つの合計が8割に達している。	中学生保護者では、通学区の弾力化、小規模特認校制度と学区の変更が約5割となっている。 教職員では、学区の変更が6割を超えている。また、生徒保護者では5割を超える弾力化が4割程度に留まっている。

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含まない）。

### (3) 南部

学校名	適正な学級数	適正な通学距離	地域との関係	大規模校対策
潮止小 (22学級)	保護者の約8割が現状が適当としており、また、約9割が3学級が適当としている。 児童の約9割が3学級が適当としている。	通学時間が長いと感じている児童が約5割おり、通学区が広すぎると評価されている可能性がある。 通学時間は、30分以内と45分以内で約7割となっている。 バス通学について、保護者の61%が肯定的である。	小学生保護者において、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが5割未満で他の学校より低くなっている。しかし、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべき、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきはともに高くなっている。	小学生保護者、未就学児保護者は学区の弾力化と学区の変更が高く、分離・新設も高い。 教職員は分離新設が最も高く、学区の弾力化も各保護者を上回る高さとなっている。
大曾根小 (18学級)	保護者の9割弱が現状が適当としており、また、96%が3学級が適当としている。	通学時間が長いと感じている児童が約5割おり、通学区が広すぎると評価されている可能性がある。 通学時間は30～45分の児童が15%存在している。 バス通学について、保護者の65%が肯定的である。	小学生保護者、未就学児保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割と約6割となっている。教職員においては、2つの合計が9割に達している。	小学生保護者、未就学児保護者は通学区の変更が最もよい、次に学区の弾力化がよいと考えている。 教職員は、学区の弾力化、次いで学区の変更がよいと考えている。

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含まない）。

学校名	適正な学級数	適正な通学距離	地域との関係	大規模校対策
中川小 (8学級)	保護者の約5割が現状では少ないと感じており、75%が2学級を望ましいとしている。児童の6割弱が1学級を適当としている。	通学時間が近い、ないしちょうどいいと感じている児童が約7割となっている。保護者の94%が通学時間15分以内を適切と捉えている。	小学生保護者、未就学保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約6割と約5割となっている。教職員においては、2つの合計で100%になっており、特に地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが75%で高い。	小学生保護者と学校運営協議会委員は通学区域の変更が最もよい、次に学区の弾力化がよいと考えている。未就学児の保護者と教職員は、学区の弾力化、次いで学区の変更がよいと考えている。
大瀬小 (22学級)	3学級以上という点については、児童、保護者、教職員のいずれも否定的ではない。	通学時間に課題があると感じている人は少ない。保護者の82%が通学時間15分以内を適正と考えている。	小学生保護者、未就学保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割と約4割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約6割となっている。教職員においては、2つの合計が9割に達している。	小学生保護者、未就学児保護者は学校の分離・新設が最もよいと考えている。教職員は、学区の変更が最もよいと考えている。
大原小 (19学級)	3学級以上という点については、児童、保護者、教職員のいずれも否定的ではない。	通学時間が近い、ないしちょうどいいと感じている児童が約6割となっている。保護者の約7割が通学時間15分以内、残り約3割が30分以内を適正な通学時間としている。	小学生保護者においては地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約6割。未就学保護者においては約4割と約5割となっている。教職員においては、2つの合計が8割に達している。	小学生保護者は通学区域の変更が最もよい、次に学区の弾力化がよいと考えている。未就学児の保護者と教職員、学校運営協議会委員は、学区の弾力化、次いで学区の変更がよいと考えている。
大原中 (15学級)	保護者の8割強が現状を適当としており、約9割が3～5学級を適当と感じている。	生徒の43%が通学時間を少し遠い、あるいは遠いと感じている。保護者の約6割が15分以内、約4割が30分以内を適正な通学時間としている。	中学生保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約4割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割となっている。教職員においては、2つの合計が9割に達している。	中学生保護者は通学区域の変更が最もよい、次に学区の弾力化がよいと考えている。教職員、学校運営協議会委員は、学区の弾力化、次いで学区の変更がよいと考えている。
潮止中 (14学級)	保護者の約8割が現状が適当としており、また、約9割が3～5学級が適当としている。	生徒のうち、遠い、少し遠いとの回答が5割超と、多い。	中学生保護者においては、地域が学校への応援、協力を積極的に行うべきが約3割、地域は学校の求めに応じて学校に関わるべきが約5割となっている。教職員においては、2つの合計が9割に達している。	中学生保護者、教職員ともに、学区の変更が最もよい、次いで学区の弾力化がよいと考えている。

※「学級数」は、平成30年5月1日現在の学級数（特別支援学級を含まない）。

## 第4章 適正規模・適正配置の基本的な考え方（指針・基準）

### 1. 国の動向

#### （1）教育課程

小学校は令和2年、中学校では令和3年から学習指導要領の改訂が全面実施されます。この改定に向け、中央教育審議会の「審議のまとめ」には、2030年の社会と、さらにその先の豊かな未来において子どもたちがよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割が示されています。

そして、2030年の社会と子どもたちの未来について、次のように記されています。

- ・最近では、第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされています。

【人工知能の急速な進化が、人間の職業を奪うのではないか】

【今、学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか】

といった不安の声もあり、それを裏付けるような未来予測も多く発表されています。

- ・情報技術の飛躍的な進化等を背景として、経済や文化等社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりは益々緊密さを増してきます。こうしたグローバル化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、先を見通すことがますます難しくなっています。

また、研究者の様々な未来予想がありますが、今の子どもたちの約65%は大学卒業後に現在は存在しない職業に就く、あるいは今後10年から20年で約半分の仕事が自動化されると予想している研究者もいます。

このことは、生産年齢人口が今後50年で半減すること、他方で人工知能やIoT、ロボティクス等が急激に進展する社会の到来を示しているものと受け止めることができます。

#### （2）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省）

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、以下のような基本的な考え方等が示されています。

図表 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」等

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

## 2. 八潮市が目指す学校教育

### (1) 小中一貫教育の実践

本市ではかつて、中学校において長年にわたり非行問題行動や不登校問題の解消、小中学校における学力の向上が教育課題としてありました。

課題解決のために教育現場も懸命に努力してまいりましたが、教職員の中に疲弊感が漂い、地域、保護者からの負託に応えることができず焦燥感さえ覚える教育現場がありました。

この教育課題を解決すべく、教育委員会では、平成18年11月、国の構造改革特別区域法に基づき、八潮市小中一貫教育特区として認定され、小中一貫教育の取り組みが始まりました。

小中一貫教育という手法を取り入れたことにより、小中学校9年間という義務教育を学びでつなぐ中で、教職員の意識改革を図り、現状からの脱却を目指しました。

以来13年の歳月が流れる中、本市の小中一貫教育の取り組みは全国的にも知られ、多数の自治体が視察のために訪れるようになりました。

このことは、児童生徒一人ひとりの学力の向上の兆しが見えてきたこと、特に小中学校における埼玉県教育委員会が実施した基礎基本の定着を図る「3つの達成目標（「学力」、「規律ある態度」、「体力」）」の数値は県平均を超えるまでになり、不登校児童生徒の減少、非行問題の激減という成果が評価されたものと考えています。

今後の小中一貫教育の推進にあたっては、これまでの施設分離型で進める中で、学校施設の新築・建替え、学校の統合等を行う際には施設一体型、施設併設型も視野に入れ、児童生徒一人ひとりにとってより効果的な小中一貫教育を模索していき、「教育は八潮で」という高みを目指し、更なる取り組みを進めていきます。

八潮市小中一貫教育 これまでのあゆみ

年 度	内 容
平成18年度	・内閣府より、「構造改革特別区域計画(八潮市小中一貫教育特区)」に認定される(～平成20年度まで)。これにより、八潮市独自の教育課程(えらべる科・ふるさと科・こくさい科)の編成が可能になる。
平成19年度	・八潮中学校ブロック(潮止小学校・松之木小学校・八潮中学校)・八條中学校ブロック(八條小・八條北小・八條中学校)を研究委嘱校として指定する。 ・八潮市小中一貫教育広報紙「はばたきプラン」発行開始。 ・八潮市学校教育審議会の設置・開催(～平成21年度まで)。
平成20年度	・教育課程特例校に認定される(～平成22年度まで)。 ・市内全小・中学校を「小中一貫教育研究指定校」に指定するとともに、5つの中学校ブロックを組織し、ブロックの実態に応じた小中一貫教育の推進を図る。
平成21年度	・第1回八條北小学校・八條中学校合同運動会・体育祭開催。 ・全教科・領域にわたる9年間の「単元配列表」の配付・活用開始。 ・八潮中学校ブロック・八條中学校ブロック初の研究発表会開催。
平成22年度	・初代「八潮 Basic」(基礎問題集)の配付開始。 ・「八潮市小中一貫教育生活・学習ガイド」の配付開始。 ・八潮市小中一貫教育懇談会の設置・開催(～平成23年度まで)。 ・潮止中学校ブロック(中川小学校・潮止中学校)初の研究発表会開催。
平成23年度	・ジョイスタ(土曜勉強会)開始。 ・ノーDAY(ノー携帯・ノーゲーム・ノーテレビによる読書推進日)の市内統一実施開始。 ・大原中学校ブロック(大曾根小学校・大瀬小学校・大原小学校・大原中学校)・八幡中学校ブロック(八幡小学校・柳之宮小学校・八幡中学校)初の研究発表会開催。
平成24年度	・新学習指導要領に対応した全教科・領域にわたる9年間の「単元配列表」の配付・活用開始。 ・2代目「八潮 Basic I」(基礎問題集)、「八潮 Basic II」(応用問題集)の配付開始。 ・「参観のしおり」配付開始。 ・八條中学校ブロック研究発表会開催。 ・八潮市学校教育審議会の開催(～平成26年度まで)。
平成25年度	・学びをつなぐ「春休みの課題」の配付開始。 ・八潮中学校ブロック研究発表会開催。
平成26年度	・市内3校に5名の学力向上指導員配置事業開始。 ・潮止中学校ブロック研究発表会開催。 ・通学区域の変更により、潮止中学校ブロックに大瀬小学校が加わる。
平成27年度	・秋田県小坂町派遣研修事業開始。 ・大原中学校ブロック研究発表会開催。
平成28年度	・小中一貫教育推進検討部会に「まなび(体力)部会」を加え、5部会体制を確立する。 ・全小中学校で「八潮スタンダード」の試行的活用を開始する。 ・「(通称)いじめゼロ条例」を基にした授業実践を市内全学級で実施する。 ・八幡中学校ブロック研究発表会開催。
平成29年度	・全小中学校で「八潮スタンダード」を全面実施とする。 ・秋田県小坂町より初めて3名の教職員を受け入れ、合同の研修会を開催する。 ・教師用「新体力テスト攻略ハンドブック」活用開始。 ・「こころ部会」と「しえん部会」が初の合同開催。 ・八條中学校ブロックで市内最多となる3回目の研究発表会開催。
平成30年度	・「八潮 Basic I・II」のデータ化。 ・「不登校対策の手引き」活用開始。 ・児童生徒、保護者用「新体力テスト攻略ハンドブック」の活用開始。 ・個別支援ファイルと登校支援個人票を統合した「はばたきファイル」活用開始。

## (2) 目指す児童生徒像

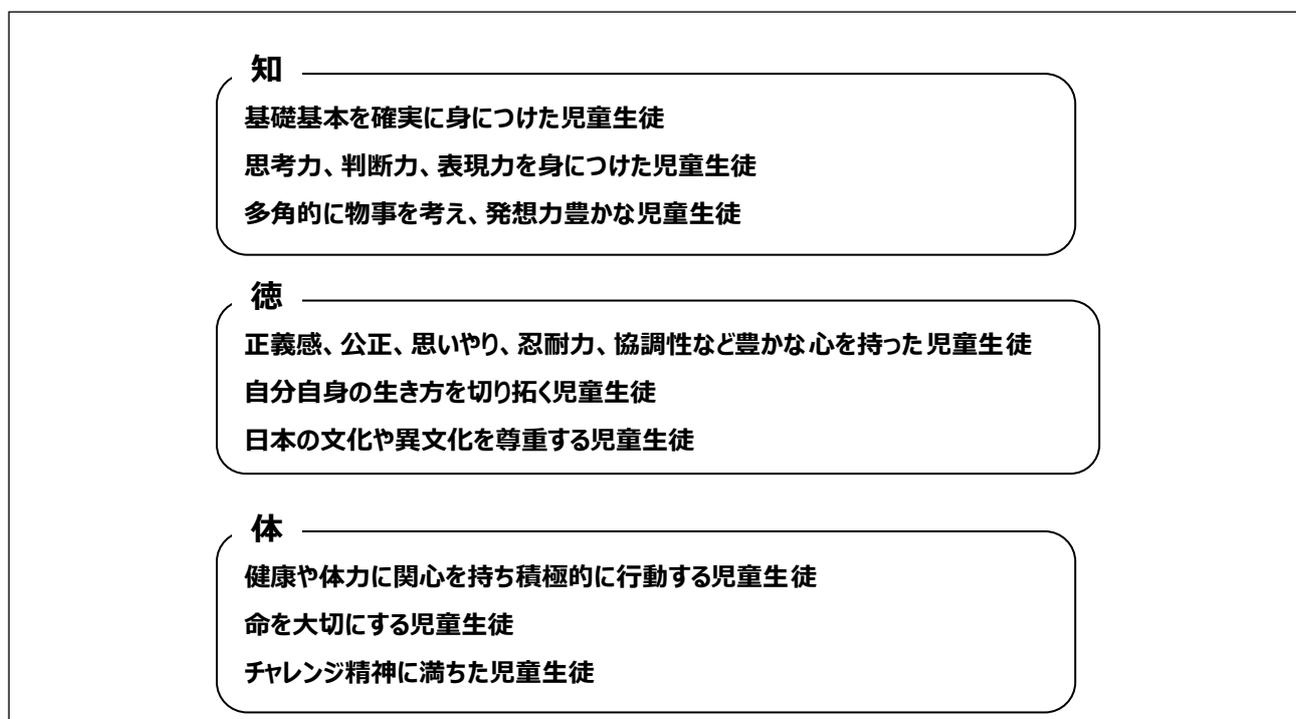
このような時代だからこそ、子どもたちには、社会の変化を前向きに受け止め、主体的に活動し、現在では思いもつかない新しい未来の中で、自ら学ぶ意欲を持ち続け、社会の変化に積極的に対応する能力やグローバルな時代の中で生きていくたくましい行動力が求められているものと考えます。

これから加速度的に社会が大きく変わろうとしている中で、子どもたちの教育の充実のためにICT、図書室（学校図書館）、外国語を学ぶためのLL 教室等、ハード面の充実が求められます。

また、子どもたちの教育の担い手である教職員は、アクティブラーニングを積極的に取り入れるとともに、外国語やICTへの理解とともに道徳の教科化に対し一層の研修を充実していく必要があります。

そこで、八潮市教育委員会は、目指す児童生徒像を次のように定めます。

図表 八潮市の目指す児童生徒像



これら求める児童生徒像は、学校はもとより家庭、地域が互いに協力し合い求め続けられなければなりません。

したがって、今後の適正な学校配置については、八潮の教育の目指す児童生徒像を実現するためのものであると同時に、超少子高齢社会を視野に入れて考えていく必要があります。

教育は希望であり、ロマンでもあります。次代を担う児童生徒の未来を豊かなものにしたいと願っています。

### 3. 教育環境のあり方

学校施設の物的環境を捉えるとともに、その物的環境の中で学び教え育む児童生徒及び教職員にとって毎日過ごす学び舎は、機能的であり知的好奇心を育み、魅力あるものでなくてはなりません。

また、人的環境は、教職員はもとより地域の方々や外部指導者が一致協力して児童生徒の教育に携わる重要な教育環境であることから、さらにその力量を高める必要があります。

教育委員会として、八潮市が目指し、希求する教育、そして、少子高齢社会、グローバル化、学校施設の老朽化状況等を考慮し、教育環境のあり方を以下の10項目に整理しました。

#### (1) 教育環境の視点から

これからの時代に生きる子どもたちの教育は、不易と流行を大切にしながら、グローバルな社会の中でたくましく生きていくことが望まれます。

これからの学校施設、設備は児童生徒一人ひとりのニーズに対応しながらも、それぞれの学校が特色を持てるようなものでなくてはなりません。

具体的には、図書室（学校図書館）の充実、ICTを活用した情報活用能力の育成のための設備の充実、外国語教育に資するための教育機器の充実、インクルーシブ教育システムの構築、主権者教育やキャリア教育の充実等が挙げられます。

#### (2) 環境教育の視点から

中長期的展望に立ったこれからの学校施設は、環境にやさしい施設でなければなりません。エコを視野に入れた、太陽光発電、雨水を活用した施設等も必要です。

#### (3) 地域の中の学校という視点から

加速度的に超少子高齢社会になることは、国の人口動態からも明白です。

学校が児童生徒だけの教育にとどまらず、高齢者福祉や子育て支援等の場としての活用も求められます。

そして、地域の中の学校として、図書室（学校図書室）やパソコンの開放等、誰もが学ぶことができる施設が必要になります。

また、今後、学校運営協議会を通じて、一層、学校と地域社会の連携が必要になり、地域コミュニティを推進するためにも地域に根差した学校のあり方も考えていく必要があります。

#### (4) 避難場所としての視点から

今後、30年以内に70%の確率で起こるといわれる首都直下地震、さらに気象変動による災害は、増え続けると考えられます。

このような事態に適切に対応するため、避難場所としての学校の配置は地域の方々にとって重要な位置を占めるものと考えます。

## (5) 通学区域の視点から

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。

学校の位置や学区の決定等にあたっては、児童生徒の負担面や安全面等にも配慮し、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね 4 km以内、中学校ではおおむね 6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

八潮市の通学区域では、通学上の安全確保や通学時間、体格・体力等を考慮し、通学距離は小学校がおおむね 2 km以内、中学校がおおむね 4 km以内となっています。

なお、本市においては、アンケートの結果では 30 分以内が適当とされ、現実的には小学校低学年等には、2km は難しい基準といえます。

また、これまで通学区域は町会・自治会の単位ごとに設定され、学校を核として、地域コミュニティの醸成に大きく関与してきました。

このため、通学区域変更にあたっては、各町会・自治会の分断や子ども会との関わり、歴史ある学校への思い、兄弟姉妹が在籍している学校への就学変更、通学班の問題、通学距離、通学路の安全性の確保等、課題が大変多いといえます。

このことから、現段階では、通学区域のみを変更しての適正配置は、かなりの困難が予想されるものと考えます。

なお、統合等に伴いスクールバス等を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下などの課題が生じることが考えられ、保護者等の考えも十分配慮する必要があります。

## (6) 適正規模という視点から

子どもが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質の向上や能力をさらに伸ばしやすくなるといわれています。

学校は子どもたちの社会性を醸成する場、子どもたちがお互いに切磋琢磨する場であり、一定の規模が必要です。

法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされています。

### 学校教育法施行規則

第 41 条：小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 (同第 79 条により、中学校に準用)
--

学級数が少ない学校においては、児童生徒数が少なくなることにより、クラス替えができない等の児童生徒への影響や、教職員数が少ないことにより教育活動に大きな影響が生じる恐れがあると指摘されています。

このため、小学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校においても、1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要となりますが、免許外指導をなくしたり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

なお、文部科学省では、25 学級以上の学校を「大規模校」、31 学級以上の学校を「過大規模校」とし、過大規模校については速やかにその解消を図るように設置者に求めています。

### （7）校舎の耐用年数の視点から

建設から 40 数年が経過し、校舎等はいずれ耐用年数を迎えることとなります。児童生徒数の減少と併せ、統合を視野に入れた学校建設が必要となります。

『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』では、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を適切な長寿命化によって、原則として 65 年（財務省の減価償却資産の耐用年数に関する省令の 3 割増）としています。

これに準じて他の構造の目標耐用年数についても財務省の省令の 3 割増としています。

図表 八潮市公共施設マネジメントアクションプランにおける目標耐用年数

構造	目標耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	65 年
鉄骨造	50 年
軽量鉄骨造	39 年
木造	32 年

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条に基づき、国庫補助（公立学校施設整備費補助金等）の交付を受けて、取得した財産（建物、用地等）を補助金等の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、貸し付け又は取り壊し等を文部科学大臣が定める期間内に行う場合には、文部科学大臣の承認が必要となります。

また、次の場合は、処分する部分の残存価額に対する国庫補助金を返還しなければなりません。

- ・有償の貸与・譲渡等（事業完了後 10 年以上経過し、学校施設整備のための基金に国庫納付金相当額を積み立てる場合は返還不要）
- ・事業完了後 10 年未満の無償の転用・貸与・譲渡・取壊し

図表 処分制限期間

財産名	構造等	処分制限期間（年）	
		①	②
校舎	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	60	47
屋内運動場	鉄骨造	24	34
		木造	30
水泳プール			

① 平成 12 年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用

② 平成 13 年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用

#### (8) 校舎の長寿命化の視点から

老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修を「長寿命化改修」といい、適切なタイミング（おおむね築後 45 年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、改修後 30 年以上、物理的な耐用年数を延ばすことができるとされています。

長寿命化改修については、工期の短縮、工事費の縮減ができ、廃棄物が少ないというメリットがありますが、設計及び施工上の制約が多く、また、構造耐力上主要な部分（柱、梁、床版、屋根版等）のコンクリートの強度が著しく低い場合や基礎の鉄筋が腐食している場合等は適しません。

このため、建物の築後の年数、老朽化の状況等を勘案するとともに、建替え費用、改修後の維持費用等を比較検討する必要があります。

#### (9) 小学校予定地への学校建設という視点から

中長期的展望に立った場合、新たな学校が必要なのか、調査研究し、検討する必要があります。

特に、大瀬小学校の児童数の増加が著しいことから、隣接する小学校の状況を踏まえ、検討する必要があります。

#### (10) 中学校予定地への学校建設という視点から

中長期的展望に立った場合、新たな学校が必要なのか、調査研究し、検討する必要があります。

特に、潮止中学校の生徒数が増えて、教室数不足が懸念されており、隣接する中学校の状況を踏まえ、検討する必要があります。

#### 4. 学校の適正規模についての考え方（指針・基準）

##### （1）学校規模適正化の必要性

学校教育法第 21 条に義務教育の目標として、学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことをはじめ 10 項目にわたり記されています。

この目標を具現化するために、各学校では、学習指導要領に基づいた教育活動が展開されています。

このため、各学校では、教科等の知識や技能の習得を図るとともに、児童生徒一人ひとりが集団生活の中で、多様な考えに触れ、自分と他者との関わりを大切にしながら、思いやりの心や協調性、尊敬の念、正義、忍耐力、公正等を学び、社会の一員として必要なことを身に付けています。ここで、児童生徒一人ひとりにとって重要になるのが、学級集団です。この集団の中で切磋琢磨して、社会性や社会規範を身に付けていきます。

したがって、この集団は一定の規模の児童生徒集団が保証されていることや、児童生徒一人ひとりの教育にあたる教職員組織が、経験年数、専門性、男女比のバランスがとれていることが重要となります。このようなことから適正規模という考え方が生まれることとなります。

学校規模の適正化については、児童生徒一人ひとりにとって望ましい教育とは何かを一義的に考え、進めていかなければなりません。

なお、義務教育を進める上で、教室の不足が生じるようなことのないよう、十分注意し、計画的に進める必要があります。

#### 図表 学校教育法 第 21 条【義務教育の目標】

<p>義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</li><li>2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</li><li>3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</li><li>4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。</li><li>5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。</li><li>6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</li><li>7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</li><li>8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。</li><li>9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。</li><li>10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。</li></ol>
---

## (2) 学校の規模適正化の考え方(指針・基準)

### ①適正規模の基本的な考え方(指針)

学校教育法第21条【義務教育の目標】のため、具体的な視点により規模適正化を進めていきます。

#### I. 児童・生徒の視点から

- ・集団による教育の実施により、児童・生徒間のふれあいや切磋琢磨の機会が多くなる。
- ・集団活動を通して児童・生徒の社会性が高められ、自らの個性や能力を伸長できる。
- ・課題別活動や選択教科、部活動、学校行事等において、多様な選択肢が提供できる。
- ・一人ひとりの児童生徒が、自分らしく、安心して学校生活を営むことができる。

#### II. 学校運営の視点から

- ・学年や教科担当・部活動の教員が確保され、効果的な指導体制が図れる。
- ・同一学年複数教員による充実した研究、研修活動が可能となる。
- ・校務分掌を複数で分担することができ、学校運営組織の効果的な編成ができる。
- ・児童・生徒の安全確保や不測の事態に適切な対応が図れる。
- ・学校規模が維持されれば、学校運営協議会など、地域の協力が得られ、コミュニティ・スクールが推進される。

### ②適正な学校規模(基準)

#### I. 学級数の基準(通常学級)

上記適正規模の基本的な考え方を踏まえ、学校教育を行う上で適正な学校規模を確保するのは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。小学校では、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成し、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。また、十分な教育効果を得るためには、図書室や理科室等の特別教室が少なくとも週1回は使えることが望ましいため、時間割編成上、学校全体で24学級以下が望ましいものと考えられます。

一方、中学校では、学習指導は教科担任制であり、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で9学級以上(1学年3学級以上)は必要です。また、生徒一人ひとりの活躍する機会が確保でき、教員が生徒一人ひとりの把握がしっかりできること、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすいこと等、十分な教育効果が期待できることから、国の基準に合わせ、学校全体で18学級以下(1学年6学級以下)が望ましいものと考えます。

このことから、国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも12学級以上18学級以下ですが、学校規模によるメリット・デメリットや八潮市の実態を踏まえ、八潮市における適正な学校規模を以下の通りの基準とし、対応します。

少子化により児童生徒数の減少が生じることが想定され、小規模校となった場合や、複式学級化が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

なお、元々小規模校に近い形で設置された学校もあるため、単学級になったとしても、この

場合は学校教育法施行規則第41条に基づく特別の事情にあたるか、地域の実情を踏まえ、総合的に判断します。

また、児童生徒数の増加により、大規模校となった場合や教室数不足が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

図表 学級数の基準・対応（通常学級）

	小規模		適正規模	大規模	
小学校	複式学級化	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 (特別の事情がある場合を除く)	25 学級以上	教室数不足
中学校	複式学級化	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 (特別な事情がある場合を除く)	19 学級以上	教室数不足
方策	対応	要検討	維持	要検討	対応

図表 学校規模適正化に向けた各種手法

対策の手法	メリット	デメリット	アンケートによる評価順位										
			小規模校対策					大規模校対策					
			小学生保護者	未就学児保護者	中学生保護者	教職員	学校運営協議会委員	小学生保護者	未就学児保護者	中学生保護者	教職員	学校運営協議会委員	
小規模校対策	小規模特認校制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特色のある教育活動</li> <li>きめ細やかな指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域が広いこと、負担の大きい児童生徒が生じる恐れがある</li> <li>受入可能数が少ない</li> </ul>	2	1	2	3	2	—	—	—	—	—
	学校の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級数が少ないことによる様々な課題の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域の拡大に伴い、負担の大きい児童生徒が生じる</li> </ul>	5	5	5	5	5	—	—	—	—	—
小規模・大規模共通対策	通学区域の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の希望に沿った教育を受けられる</li> <li>学校間の競争、切磋琢磨によって教育の質が向上する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校間の格差が広がる恐れがある</li> <li>学校と地域の連携が難しくなる</li> </ul>	1	2	1	1	1	2	2	1	2	1
	通学区域の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政負担が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学の負担が大きくなる可能性</li> <li>根本的な問題解決にならない恐れがある</li> </ul>	3	3	3	2	4	1	1	2	1	2
	施設一体型 小中一貫校整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員相互の交流を図りやすい</li> <li>異年齢交流学習を行いやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備に伴う財政負担が大きい</li> <li>小学生高学年の活躍機会が減少する可能性</li> </ul>	4	4	4	4	3	—	—	—	—	—
大規模校対策	分離・新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級数が多すぎることによる様々な課題の解消</li> <li>通学の負担が減る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備に伴う財政負担が大きい</li> <li>人口減少に転じた際の負担が大きくなる</li> </ul>	—	—	—	—	—	3	3	3	3	3
	教室等の増設	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の敷地活用</li> <li>通学区域の変更がない</li> <li>プレハブの場合、一時的な財政負担にとどめることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の配置・動線の変更</li> <li>グラウンド面積減少の可能性</li> </ul>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※「アンケートによる評価順位」は、平成30年度に実施した「学校規模・配置についてのアンケート調査」において、小学生保護者をはじめとする学校関係者に対して、「小規模校対策として適切と考えること」、「大規模校対策として適切と考えること」について手法を示し、それぞれ複数回答を求めた。これに対して各回答者区分において、どのような手法が適切と考えられているのかについて、順位付けを行った結果を示す。1が最も評価されたことを示す。

## 5. 学校の適正配置についての考え方（指針・基準）

### （1）学校適正配置の必要性

八潮市が目指す学校教育を進めるためには、学校規模と合わせて学校の配置についても考える必要があります。

地域とのつながりの上での学校は、子どもたちの教育を通し、まちづくりにも大きく関与しており、その配置については慎重に考える必要があります。

また、学校の配置は、その設置の仕方によっては、児童生徒の通学距離に大きな影響を及ぼします。

さらに、本市の小中一貫教育を進める上でも、学校の配置の方法によっては、施設一体型、隣接型など、様々な様態による小中一貫校を進めることができます。

こうしたことをバランスよく配慮し、適正配置をより良い方向へ進めることが必要です。

### （2）学校適正配置についての考え方（指針・基準）

#### ①通学距離

##### I. 通学距離の考え方（指針）

アンケート調査結果からは、通学時間について「15分以内」あるいは「30分以内」が適正とする回答が多く見られることから、この通学時間をもとに、本市の実情に合わせ、適正な通学距離を設定することが適切と考えられます。

小学校低学年、高学年の歩行速度の違い、中学生では自転車通学時間も考慮して、適切な通学距離を設定することとします。

##### II. 適正な通学距離（基準）

現在の通学距離が、小学校においては概ね2 km以内、中学校においては概ね4 km以内である状況を考慮し、適正配置を検討するにあたって、現在の通学実態や交通事情、地形、子どもの通学時間等を踏まえ、通学距離は、小学校においては2 km以内を基準とし、特別な事情がある場合には、3 km以内を許容範囲とします。

また、中学校においては、4 km以内を基準とします。

学校の配置にあたっては、可能な限りこれらに配慮するとともに、通学区域の設定においても配慮が必要です。

また、児童生徒の居所によっては、やむを得ずこの基準を超えてしまう場合もあることから、柔軟な対応が必要です。

図表 通学距離の基準

	通学距離の基準
小学校	2 km以内
中学校	4 km以内
小学校にあつては、特別な事情がある場合、3 km以内。	

## ②小・中学校の適正配置の留意事項

小・中学校の適正配置にあたっては、八潮市が目指す学校教育を達成するために行うものであり、下記事項に留意しながら検討していきます。

図表 小・中学校の適正配置の留意事項

	留意事項
1	八潮市が目指す学校教育に配慮したものであること。
2	適正化にあたっては、児童生徒数の増減率、余裕教室数、特別教室数、建物の経過年数、周辺校との距離、1人当たりの運動場面積等を総合的に考慮すること。
3	適正化にあたっては、分離新設、通学区域の変更、通学区域の弾力化等の対応策を講じることが困難と判断される学校では、教育活動の充実や教育施設の整備・改善を図りながら、可能な限り望ましい教育環境を維持していくよう努めること。
4	大規模集合住宅の開発に伴う急激な人口増加に対して、受け入れが困難な学校においては開発の動向を注視しつつ、隣接する周辺校の状況も勘案しながら早期に対策を検討していくこと。
5	通学区域の変更、通学区域の弾力化を実施するにあたっては、近接する他の学校の標準とする学校規模に著しい影響を及ぼさないように留意すること。
6	「八潮市公共施設等マネジメント基本方針」との整合を図りながら検討すること。

## 第5章 適正配置の方向性の検討

### 1. 11小の今後の方向性について

#### (1) 11小を取り巻く児童数の現状及び見込み

##### ①八條小・潮止小の児童数・学級数の将来推計と最大教室数（再掲）

※出生中位仮定による推計値を示す。

※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

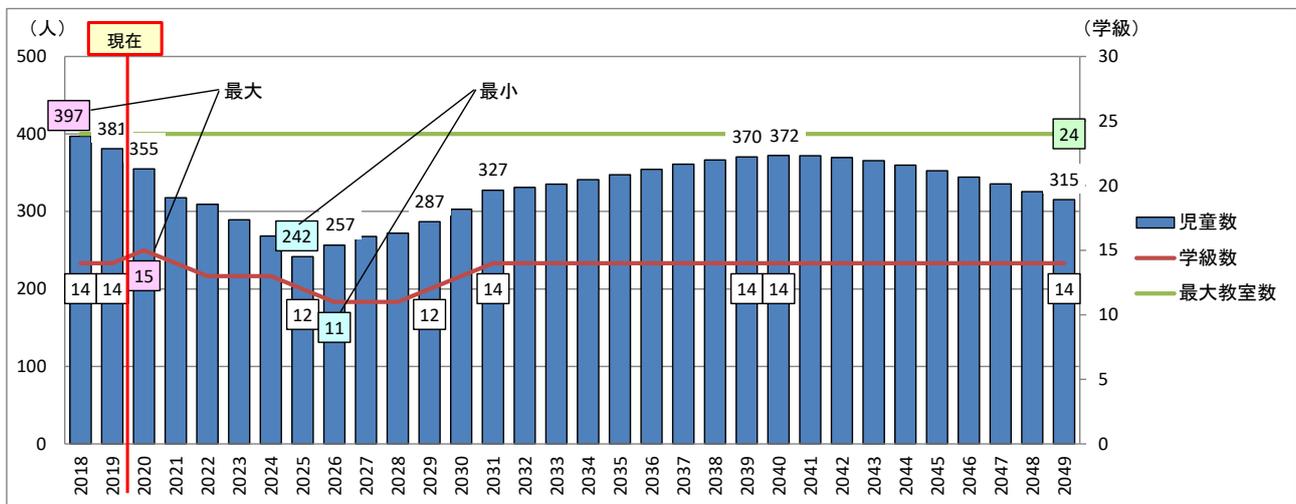
※学級数には、特別支援学級（各校2学級で仮定）を含む。

※最大教室数は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

※2018年、2019年の値は実績値。2020年以降は推計値。

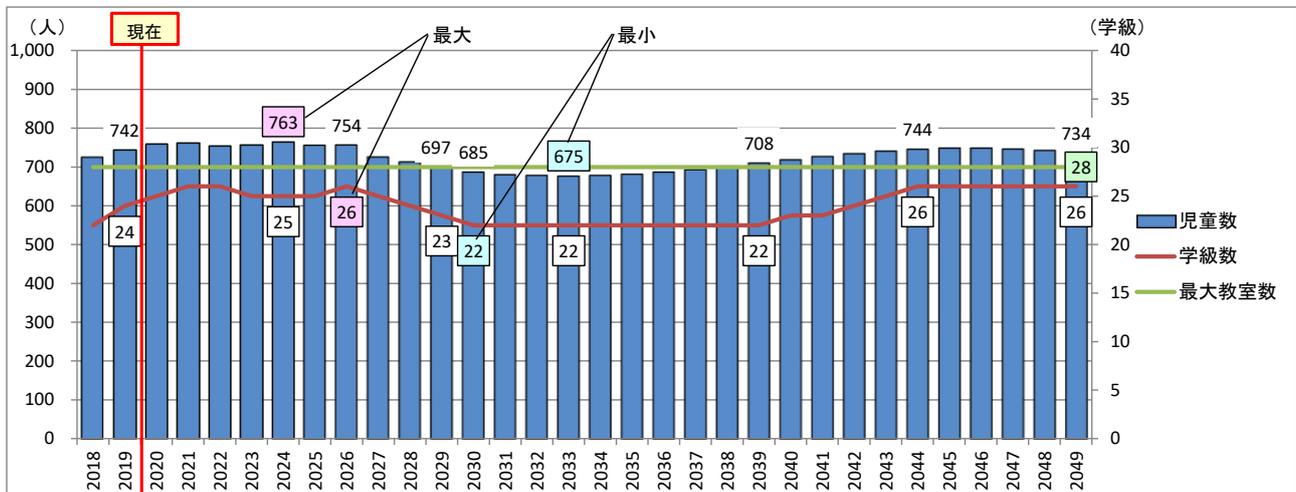
※推計値については、就学指定校の変更、区域外就学、私立学校への進学等を加味していない。

#### I. 八條小学校



- ✓ 今後7年間程度、児童数は急減するが、その後15年程度は増加した後、再度減少に転じる。
- ✓ 学級数は、今後30年間、11～15学級で推移する見込み。

#### II. 潮止小学校



- ✓ 児童数は、増減の波はあるものの、概ね横ばいで推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、22～26学級で推移する見込み。

## ②11 小を建設した場合の児童・学級数の将来推計

※出生中位仮定による推計値を示す。

※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

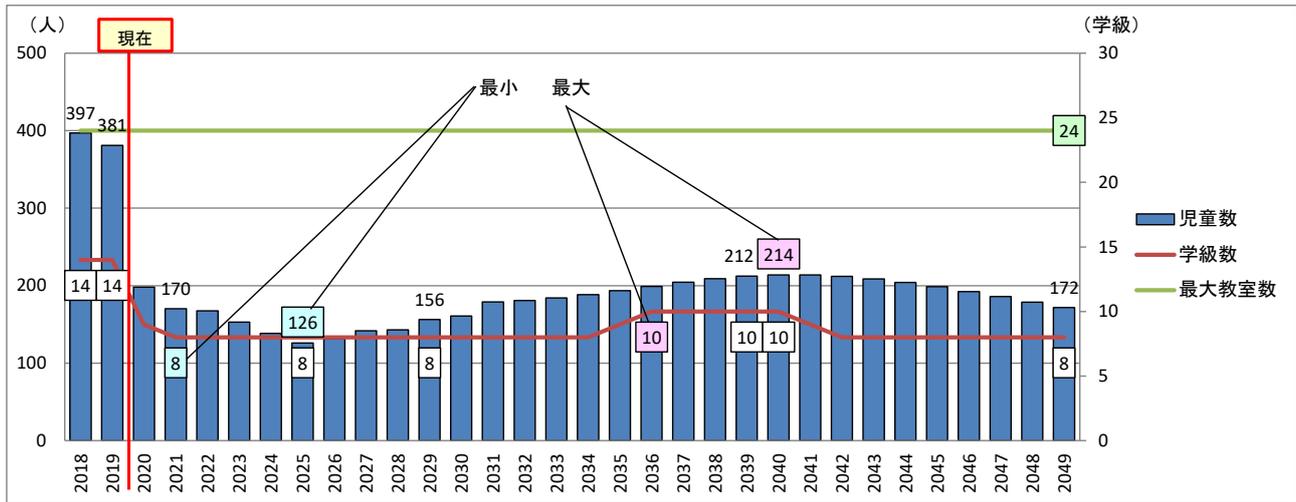
※学級数には、特別支援学級（各校2学級で仮定）を含む。

※最大教室数は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

※2018年、2019年の値は実績値。2020年以降は推計値。

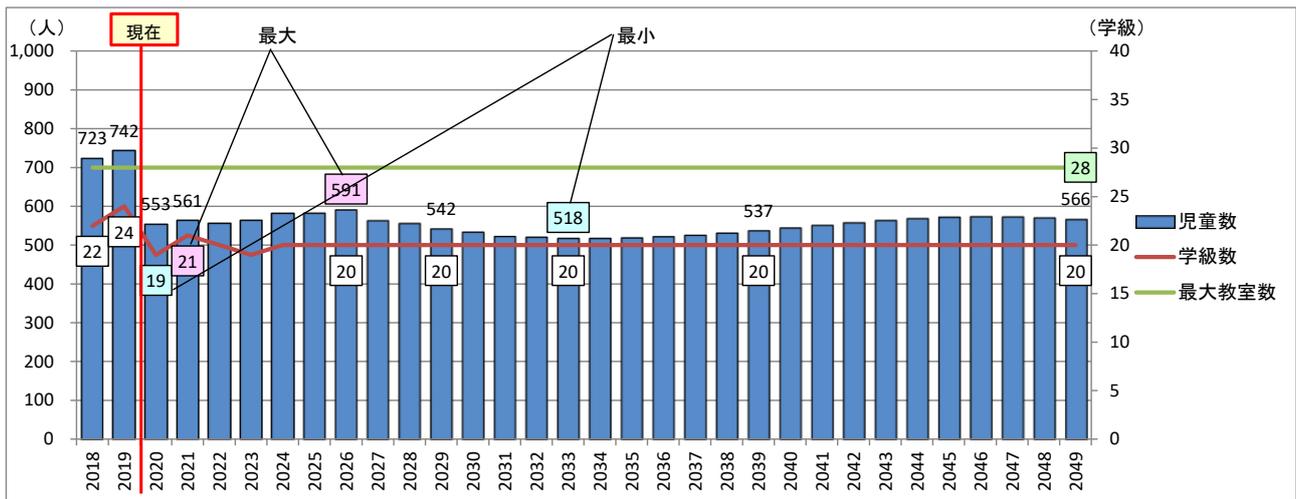
※推計値については、就学指定校の変更、区域外就学、私立学校への進学等を加味していない。

### I. 八條小学校



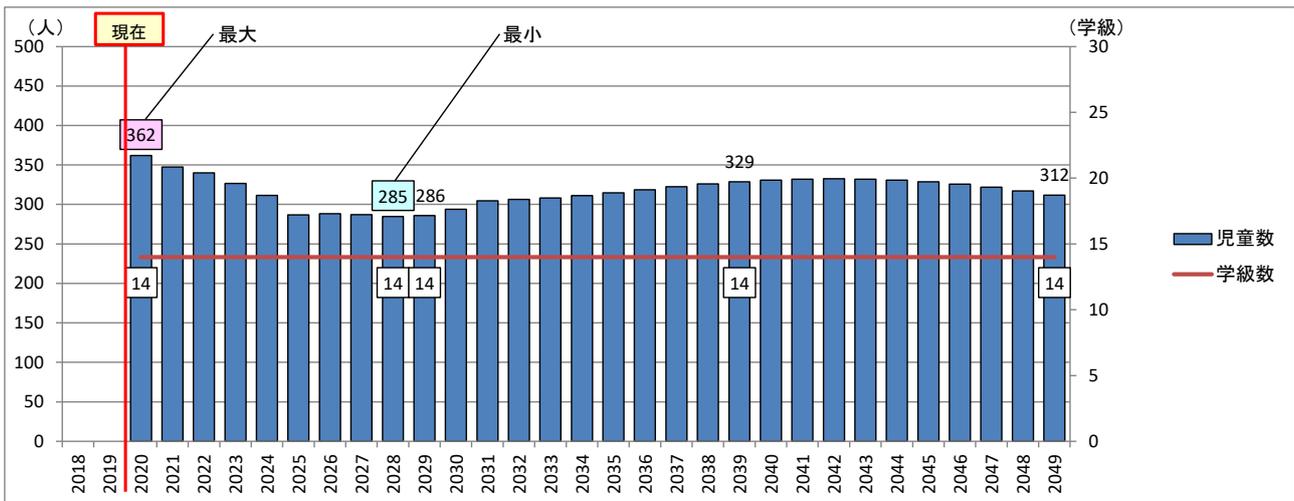
- ✓ 今後7年間程度、児童数は急減するが、その後15年程度は増加した後、再度減少に転じる。
- ✓ 学級数は、今後30年間、8~10学級で、複数の学年が1学級のままで推移する見込み。

### II. 潮止小学校



- ✓ 児童数は、増減の波はあるものの、概ね横ばいで推移する見込み。
- ✓ 学級数は、今後30年間、19~21学級で推移する見込み。

### Ⅲ. 11小



- ✓ 今後7年間程度、児童数は急減するが、その後15年程度は増加した後、再度減少に転じる。
- ✓ 学級数は、今後30年間、14学級で推移する見込み。

#### (2) 11小の必要性

昭和54年の計画当時、11小については、将来的な人口の増加見込みを踏まえ、新たな学校建設が不可欠であるとして用地を確保しましたが、市全体の児童数は、2031年まで増加するものの、以後減少に転じることが見込まれています。

今後30年間の児童数・学級数の将来推計では、八條小学校と潮止小学校ともに児童数・学級数は現状の施設規模で充足しています。

また、11小を建設した場合には、八條小学校が全学年1学級となる恐れがあり、適正な学校規模を維持する観点からは望ましくないものと考えられます。

#### (3) 今後の11小の方向性

以上のことから、鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、現状のままで適正規模を維持できることから、建設はしないこととします。

## 2. 南部地区内における教室不足への対応について

### (1) 新設小・中学校を取り巻く児童生徒数の現状及び見込み

#### ① 小学校の児童数・学級数の将来推計と最大教室数（再掲）

※出生中位仮定による推計値を示す。

※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

※学級数には、特別支援学級（各校2学級で仮定）を含む。

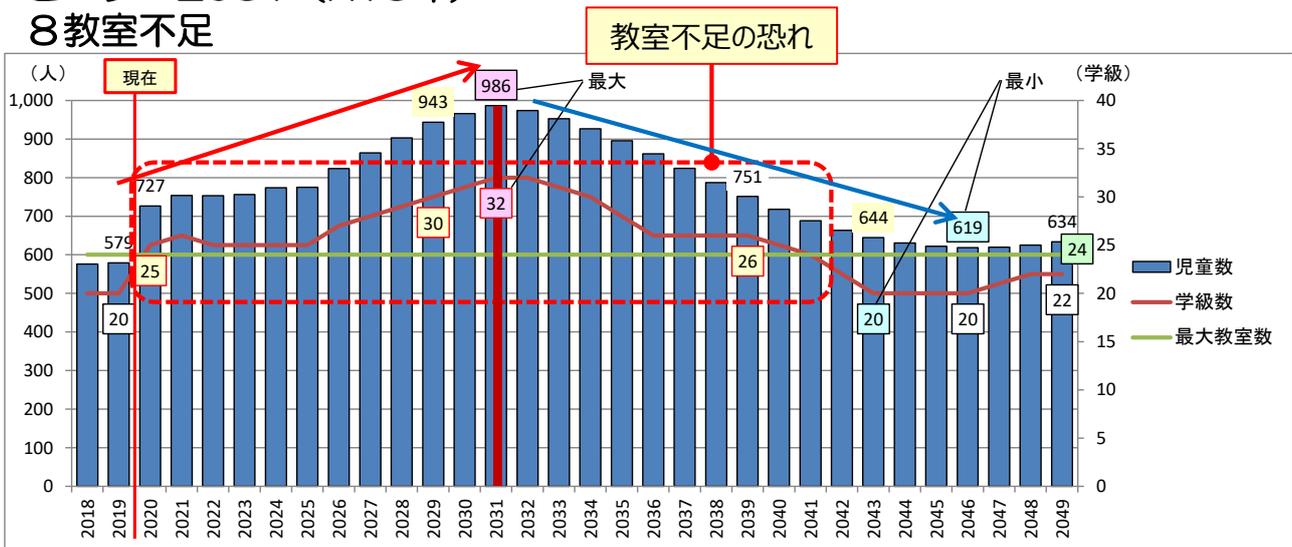
※最大教室数は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

※2018年、2019年の値は実績値。2020年以降は推計値。

※推計値については、就学指定校の変更、区域外就学、私立学校への進学等を加味していない。

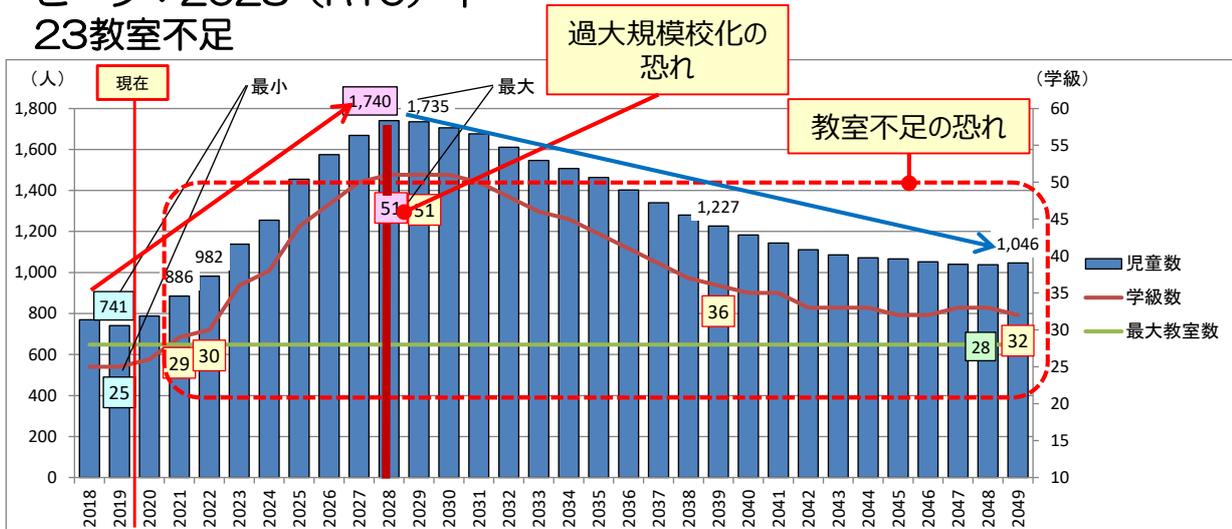
#### I. 大曾根小学校

ピーク：2031（R13年）  
8教室不足



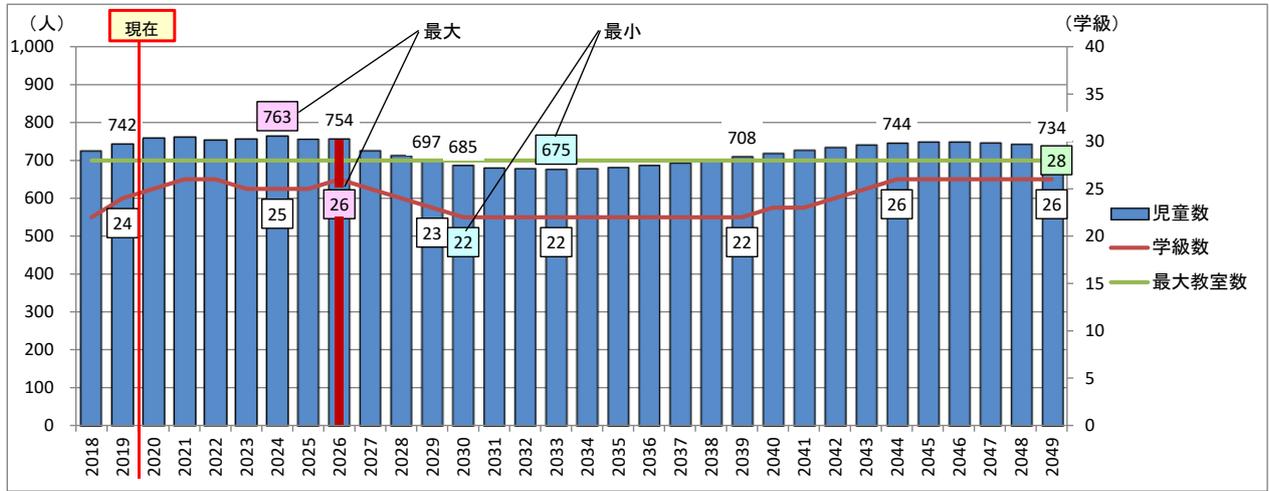
#### II. 大瀬小学校

ピーク：2028（R10）年  
23教室不足



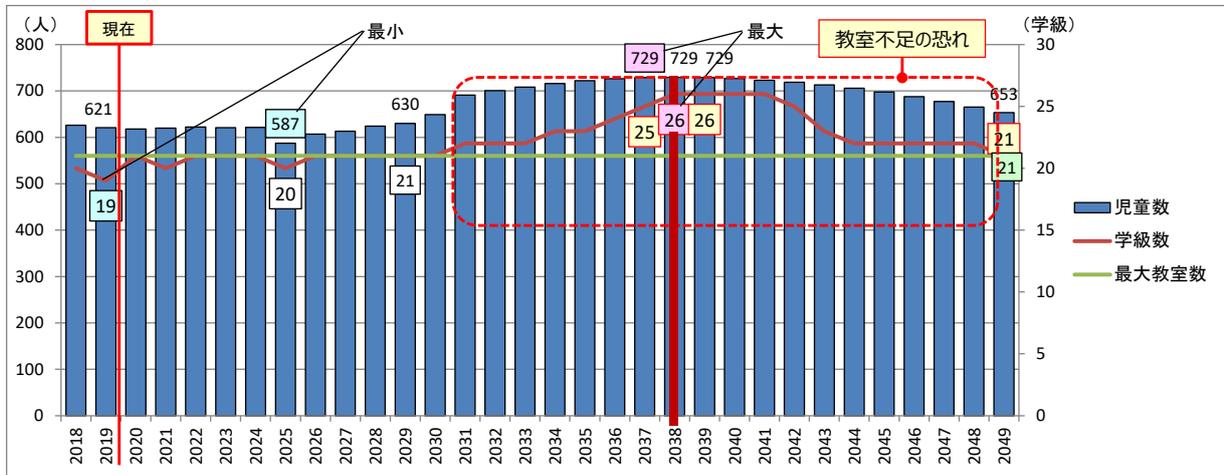
### Ⅲ. 潮止小学校

ピーク：2026 (R8年)  
 余剰2教室



### Ⅳ. 大原小学校

ピーク：2038 (R20) 年  
 5教室不足



## ②八潮中・潮止中の生徒数・学級数の将来推計と最大教室数（再掲）

※出生中位仮定による推計値を示す。

※児童生徒数には、特別支援学級在籍児童生徒数を含む。

※学級数には、特別支援学級（各校2学級で仮定）を含む。

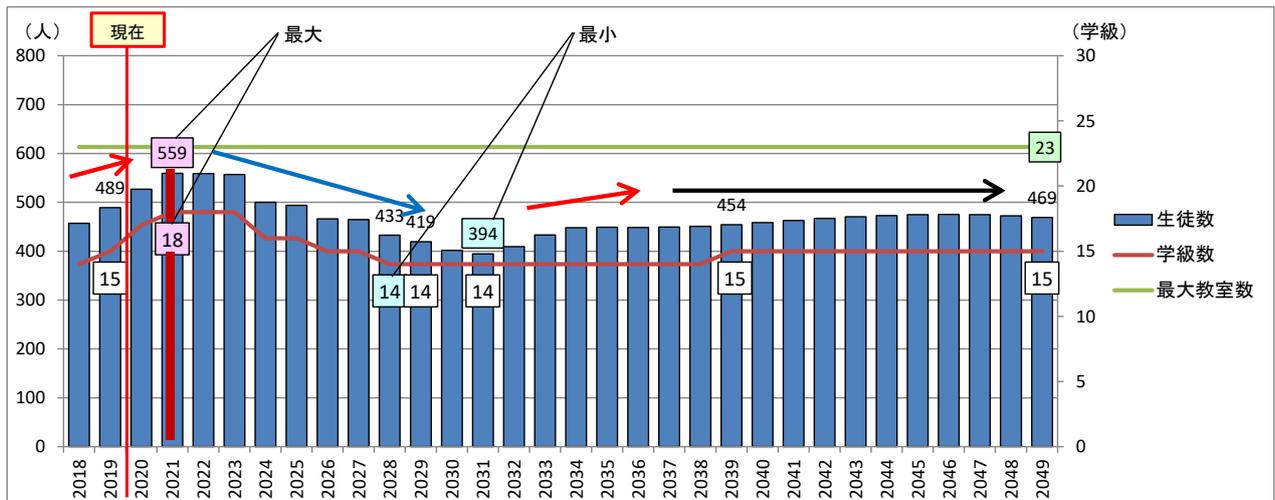
※最大教室数は、平成30年4月現在、普通教室として使用可能な教室数。

※2018年、2019年の値は実績値。2020年以降は推計値。

※推計値については、就学指定校の変更、区域外就学、私立学校への進学等を加味していない。

### I. 八潮中学校

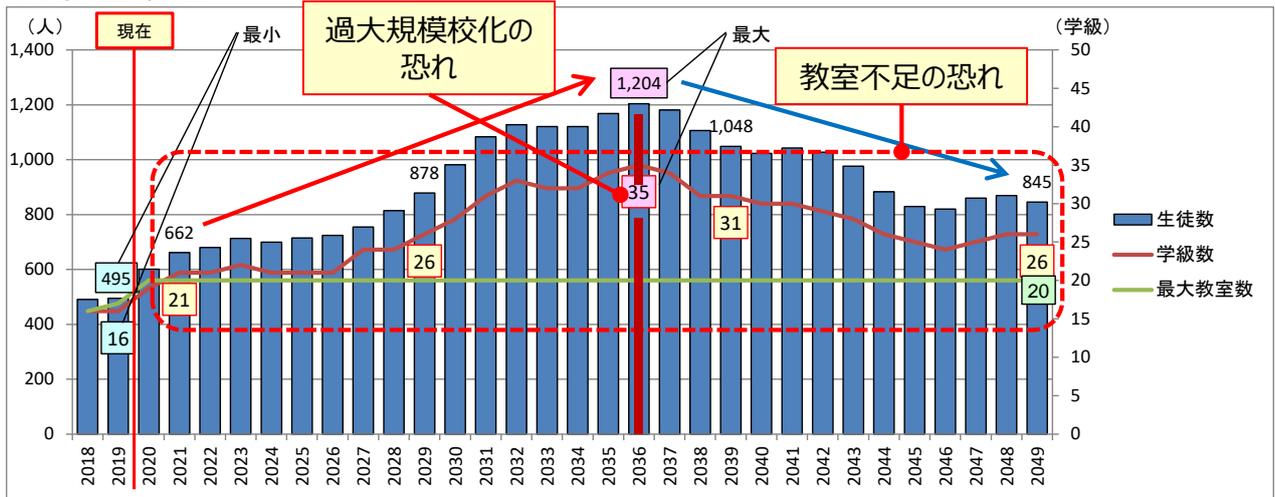
ピーク：2021（R3年）



### II. 潮止中学校

ピーク：2036（R18）年

15教室不足



## (2) 大規模校対応の必要性

今後 30 年間の児童生徒数・学級数の将来推計では、大曾根小学校と大瀬小学校、潮止中学校で数年のうちに教室不足が発生する恐れがあります。

特に、大瀬小学校では、最大で 23 教室と、小学校一校分の規模にもなる教室不足となり、校舎の増設だけでは対応することが困難な状況が見込まれます。

また、隣接する潮止小学校、大原小学校にも教室数に余裕はなく、通学区域の変更による受け入れは困難な状況にあります。

一方、潮止中学校も最大で 15 教室の不足が発生する恐れがありますが、隣接する八潮中学校では、教室数に余裕がある見込みです。

## (3) 今後の対応の方向性

以上のことから、小学校については、新設小学校の建設を検討する必要があります。

また、中学校については、通学距離の関係から通学区域の変更による対応が可能なことから、まず通学区域の変更を検討することとし、さらにその後も教室数不足が生じる場合は、新設校も視野に入れた大規模校対応を行うこととします。

## 第6章 適正配置の方向性（計画）

### 1. 地域別方向性

#### （1）北部

##### ①概況と今後の見込み

北部地区においては、児童生徒数は当面の間、現状維持のまま推移する見込みです。八條北小学校では、これからも1学年・1学級が続く中、小規模特認校制度の導入により、児童生徒数を増やすことに成功している他の自治体の取組事例もあることから、まずは、アンケート調査の結果も受け、小規模特認校制度の導入に向けて調査・研究する必要があります。

また、今後、小規模特認校制度の効果を見定めつつ、併せて児童生徒数の推計を行って注視するとともに、（仮称）外環八潮パーキングエリア及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジが整備される予定であることから、児童生徒の安全面や教育環境面での課題を十分視野に入れ、保護者や地域住民とその都度協議する必要があります。

また、鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、P75「11小の今後の方向性について」において検討した通り、現状のまま適正規模を維持できることから、建設しないこととします。

#### 八潮市学校教育審議会答申（平成26年9月）

○少人数の弊害等を解消し、これまでの成果をより一層高める視点から、八條中学校、八條小学校、八條北小学校を統合し、早急に新設の一体型や併設型の小中一貫教育校を設置する必要がある。

#### 八潮市教育委員会「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置について」

##### <意見>

◎学校教育審議会の答申を受け、第5次八潮市総合計画や八潮市教育大綱を踏まえて協議したが、現段階では新設の一体型や併設型の小中一貫教育校は設置しないこととする。

◎当面施設の統廃合は行わない。ただし、今後児童生徒数の減少に伴い、二つ以上の学年で編成する学級が生じる場合は、学校の統廃合をする必要がある。

図表 北部地区の学校施設の状況と学校規模の将来予測

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八條小	25	14年	19年	9~13	小~適正規模	維持~要検討	11	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八條北小	18	18年	23年	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応
11小 (予定)	-	-	-	-	-	建設しない	-	-	-	-	-	-
八條中	15	19年	24年	6~7	小規模	要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

## ②適正配置の方向性（計画）

### 【第1期】

- ①：八條北小学校においては、小規模特認校制度など、小規模校のメリットを最大限活かすことについて検討し、魅力ある学校づくりのための制度を創設し、児童数の増加を促進する。
- ②：①の方策において一定の成果が出ないと教育委員会で判断した場合、又は2つ以上の学年で編成する学級が生じる場合については、統合の対応について検討を開始する。その際は、地域の意見を聴くとともに、統合の方法や登校の手段や方法についても検討する。
- ③：鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、現状のままで適正規模を維持できることから、建設はしないこととする。

### 【第2期】

- ①：八條小学校の耐用年数に留意し、建替え等の対応を検討する。検討の際は、第1期の状況を踏まえる。

### 【第3期】

- ①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

## (2) 中央部

### ①概況と今後の見込み

八幡小学校、松之木小学校、柳之宮小学校、八幡中学校の児童生徒数については、当面の間、減少が見込まれます。

八幡小学校の管理・教室棟については、老朽化が著しく、令和13年から16年までに『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数を超えるため、対策を講じる必要があります。

八潮市学校教育審議会答申（平成26年9月）

○今後の児童生徒数の変動に注視し、学区の再編成などを含めて対応していくことが望ましい。

八潮市教育委員会「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置について」

<意見>

◎今後の児童生徒数の変動に注視し、学校配置の再編を検討すべきである。

図表 中央部地区の学校施設の状況と学校規模の将来予測

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八幡小	26	8年	13年	12	適正規模	維持	12	適正規模	維持	14	適正規模	維持
松之木小	21	15年	20年	12~14	適正規模	維持	14	適正規模	維持	14	適正規模	維持
柳之宮小	15	21年	26年	7~9	小規模	要検討	8	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八潮中	23	32年	37年	12~16	適正規模	維持	12	適正規模	維持	13	適正規模	維持
八幡中	15	20年	25年	7~11	小~適正規模	維持~要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

### ②適正配置の方向性（計画）

#### 【第1期】

①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

#### 【第2期】

①：八幡小学校、松之木小学校、柳之宮小学校については、目標耐用年数に到達するため、建替え等の対応を検討するが、柳之宮小学校が小規模校化し、児童数が適正規模に達していない場合は、小規模校対応を検討する。

②：八幡中学校が小規模校化している場合は、小規模校対応を検討する。

#### 【第3期】

①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

### (3) 南部

#### ①概況と今後の見込み

南部地区の開発に伴い児童生徒数が増加し、大曾根小学校、大瀬小学校、大原中学校、潮止中学校では、児童生徒数が大きく増加すると予想されます。

大曾根小学校、大瀬小学校、大原中学校、潮止中学校の4校が「大規模校」となるため、適正化を図る必要があります。

特に、大瀬小学校、潮止中学校については、児童生徒数が急増し普通教室が不足するとともに特別教室の不足、体育館の狭隘により教育活動への影響が懸念されます。

大瀬小学校近辺では、大規模集合住宅の影響により、今後、大瀬小学校及び潮止中学校の児童生徒数が急増すると見込まれ、この数年で教室の不足が懸念されます。

その中でも、大瀬小学校は、31 学級以上の「過大規模校」となるおそれがあり、隣接校の潮止小学校、大曾根小学校、大原小学校の児童数の状況では教室数に余裕はなく、通学区域の変更は難しいものと考えられます。また、南部から中央部の八幡小学校へ通学区域を変更することについても、隣接する学校へは通学できず、児童に遠距離の通学を強いることとなり、適切ではないと考えます。さらに、大曾根小学校においても数年後に教室数不足が生じる推計が出ており、大規模校対応を行う必要があります。

このことから、アンケート調査の結果も踏まえ、南部の小学校予定地での分離新設等、適正規模化のための方策を十分検討し、速やかにその解消を図らなければなりません。

潮止中学校については、平成 25 年度に通学区域の変更を行い、さらに平成 30 年度に増築を行いました。しかしながら、潮止中学校では、今後の生徒数予測をみてもさらなる教室数不足が数年後に見込まれており、施設的な対応においても既に特別教室を普通教室に転用していること、さらに図書室や体育館の面積も十分とは言えない状況であること等から、大規模校対応を行う必要があります。大規模校対応においては、学校予定地もあることから、区画整理事業の進捗状況を鑑みるとともに、中学校は自転車通学などにより通学区域を広くとれることもあるため、通学区域の変更についても検討し、教室不足が生じないように講じる必要があります。さらにその後も教室数不足が生じる場合は、新設校も視野に入れた大規模校対応を行う必要があります。

一方、中川小学校は小規模校のまま推移しますが、最大教室数が少ないことから、一時的に教室不足が発生する恐れがあります。

#### 八潮市学校教育審議会答申（平成 26 年 9 月）

○人口増加により、今後も児童生徒数が増え、学校施設が不足し、教育活動に支障をきたすことが予測される。このことから、潮止中学校に隣接する小学校予定地には、一体型や併設型の小中一貫教育校の設置を視野に入れた新設校の建設を検討すべきである。また、県立八潮南高等学校西の中学校予定地には生徒数の増加を見据え、新たに中学校を建設する必要がある。

#### 八潮市教育委員会「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置について」

##### <意見>

◎望ましい教育環境という視点においては、新設の一体型や併設型の小中一貫教育校の設置を検討すべきである。

図表 南部地区の学校施設の状況と学校規模の将来予測

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
潮止小	29	15年	20年	21~24	適正規模	維持	20	適正規模	維持	21	適正規模	維持
大曾根小	23	12年	17年	23~28	適正~大規模	維持~要検 討~大規模 校対応	29	大規模	大規模校対応	23	適正規模	維持
中川小	13	15年	20年	7~12	小~適正規模	維持~要検 討	7	小規模	要検討	8	小規模	要検討
大瀬小	28	19年	24年	24~49	適正~大規模	維持~要検 討~大規模 校対応	49	大規模	大規模校対応	33	大規模	大規模校対応
大原小	21	20年	25年	18~19	適正規模	維持	19	適正規模 ~大規模	要検討	24	適正規模 ~大規模	要検討
新設小 (予定)	-	-	-	-	-	建設	-	-	-	-	-	-
大原中	28	15年	20年	18~20	適正~大規模	維持~要検 討	20	大規模	要検討	21	大規模	要検討
潮止中	15	22年	27年	17~24	適正~大規模	維持~要検 討~大規模 校対応	26	大規模	大規模校対応	28	大規模	大規模校対応
新設中 (予定)	-	-	-	-	-	建設の検 討	-	-	-	-	-	-

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

※学級数が小規模~適正規模であっても教室数不足が見込まれる場合、区分を大規模とし、基準に基づく方策についても「要検討」または「対応」とします。

## ②適正配置の方向性（計画）

### 【第1期】

- ①：児童数の急増に伴い、大曾根小学校、大瀬小学校の学校規模の適正化を図るため、早急に小学校予定地へ新設校の建設を検討する必要がある。また、その際は、将来的な潮止中学校との小中一貫教育も視野に入れ、検討する。なお、児童数の増加の速度によっては、臨機に増築も行う。
- ②：生徒数が増加する潮止中学校については、普通教室及び特別教室の不足が生じることから、学校規模の適正化を図るため、早急に通学区域の変更を検討する。
- ③：中川小学校においては、今後の児童数の動向を注視し、中川小学校の教室が不足する場合には、教室を増築する。
- ④：潮止中学校においては、通学区域の変更後、さらに生徒数が増加し、中長期にわたり生徒数が適正規模を超えて推移する場合は、学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による新設校も視野に入れた大規模校対応を検討する。

### 【第2期】

- ①：大原小学校においては、今後の児童数の動向を注視し、教室が不足する場合には対応を検討する。
- ②：潮止小学校、大瀬小学校、大原小学校については、目標耐用年数に到達するため、対応を検討する。

### 【第3期】

- ①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。
- ②：潮止中学校においては、目標耐用年数に到達するため、対応を検討する。

## 2. 適正配置の方向性まとめ

図表 学校規模の将来予測と基準に基づく対応

学級数の基準・対応（通常学級）					
	小規模		適正規模	大規模	
小学校	複式学級化	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 （特別の事情がある場合を除く）	25 学級以上	教室数不足
中学校	複式学級化	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 （特別な事情がある場合を除く）	19 学級以上	教室数不足
方策	対応	要検討	維持	要検討	対応

通学距離の基準	
	通学距離の基準
小学校	2 km以内
中学校	4 km以内
小学校にあつては、特別な事情がある場合、3 km以内。	

適正配置の留意事項	
	留意事項
1	八潮市が目指す学校教育に配慮したものであること。
2	適正化にあたっては、児童生徒数の増減率、余裕教室数、特別教室数、建物の経過年数、周辺校との距離、1人当たりの運動場面積等を総合的に考慮すること。
3	適正化にあたっては、分離新設、通学区域の変更、通学区域の弾力化等の対応策を講じることが困難と判断される学校では、教育活動の充実や教育施設の整備・改善を図りながら、可能な限り望ましい教育環境を維持していくよう努めること。
4	大規模集合住宅の開発に伴う急激な人口増加に対して、受け入れが困難な学校においては開発の動向を注視しつつ、隣接する周辺校の状況も勘案しながら早期に対策を検討していくこと。
5	通学区域の変更、通学区域の弾力化を実施するにあたっては、近接する他の学校の標準とする学校規模に著しい影響を及ぼさないように留意すること。
6	「八潮市公共施設等マネジメント基本方針」との整合を図りながら検討すること。

児童生徒数・学級数の将来推計と、適正規模・適正配置の基本的な考え方（指針・基準）より、今後、各小中学校においては、以下のような対応が必要となります。

### 北部

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八條小	25	14年	19年	9～13	小～適正規模	維持～要検討	11	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八條北小	18	18年	23年	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応
11小 (予定)	-	-	-	-	-	建設しない	-	-	-	-	-	-
八條中	15	19年	24年	6～7	小規模	要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

### 中央部

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八幡小	26	8年	13年	12	適正規模	維持	12	適正規模	維持	14	適正規模	維持
松之木小	21	15年	20年	12～14	適正規模	維持	14	適正規模	維持	14	適正規模	維持
柳之宮小	15	21年	26年	7～9	小規模	要検討	8	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八潮中	23	32年	37年	12～16	適正規模	維持	12	適正規模	維持	13	適正規模	維持
八幡中	15	20年	25年	7～11	小～適正規模	維持～要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

### 南部

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
潮止小	29	15年	20年	21～24	適正規模	維持	20	適正規模	維持	21	適正規模	維持
大曾根小	23	12年	17年	23～28	適正～大規模	維持～要検討 ～大規模校対応	29	大規模	大規模校対応	23	適正規模	維持
中川小	13	15年	20年	7～12	小～適正規模	維持～要検討	7	小規模	要検討	8	小規模	要検討
大瀬小	28	19年	24年	24～49	適正～大規模	維持～要検討 ～大規模校対応	49	大規模	大規模校対応	33	大規模	大規模校対応
大原小	21	20年	25年	18～19	適正規模	維持	19	適正規模 ～大規模	要検討	24	適正規模 ～大規模	要検討
新設小 (予定)	-	-	-	-	-	建設	-	-	-	-	-	-
大原中	28	15年	20年	18～20	適正～大規模	維持～要検討	20	大規模	要検討	21	大規模	要検討
潮止中	15	22年	27年	17～24	適正～大規模	維持～要検討 ～大規模校対応	26	大規模	大規模校対応	28	大規模	大規模校対応
新設中 (予定)	-	-	-	-	-	建設の検討	-	-	-	-	-	-

※学級数が小規模～適正規模であっても教室数不足が見込まれる場合、区分を大規模とし、基準に基づく方策についても「要検討」または「対応」とします。

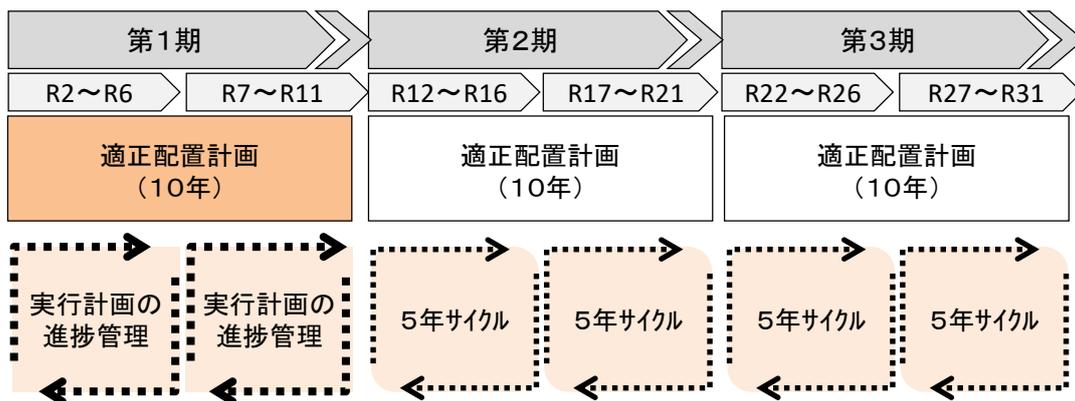
## 第7章 計画の見直し等について

### 1. 計画の見直し

本計画は、今後、教育制度の変更や児童生徒数の推移、学校施設の状況、社会環境の変化等に対応していくため、概ね5年ごとに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、本計画の上位計画である八潮市総合計画・基本構想や八潮市教育大綱、八潮市教育計画の見直しに際しても、必要に応じた見直しを行います。

図表 計画の見直しサイクル



### 2. 今後の進め方

学校規模適正化・適正配置の実施には時間をかけて地域と話し合いながら進めていく必要があります。併せて今後、児童生徒数の推移を注視していきます。

本計画と連動して計画期間内に行うことを示した実行計画により、進捗管理を行います。さらに、別途策定する学校施設個別計画で示される、改築や長寿命化改修、大規模改修等の機会をとらえ、地域機能の集約・複合化と教育環境の向上を合わせて段階的に検討、実施していくこととします。

## 参考資料

### 1. 八潮市学校教育審議会規則

平成 19 年 3 月 20 日

教委規則第 2 号

改正 平成 31 年 1 月 24 日 教委規則第 1 号

改正 平成 31 年 4 月 24 日 教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第 3 条の規定に基づき、八潮市学校教育審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要に応じて八潮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 町会・自治会長
- (2) 市内小中学校長
- (3) 市内小中学校 PTA
- (4) 学校運営協議会の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 公募
- (7) その他教育委員会が必要と認めたる者

2 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 31 教委規則 1 ・一部改正)

(平 31 教委規則 3 ・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、教育委員会の諮問に応じ、会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要のあるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(平31 教委規則1・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 2. 八潮市学校教育審議会委員名簿

	氏 名	所属団体等
1	大 久 保 龍 雄	鶴ヶ曾根一町会長
2	金 子 政 雄	南川崎町会長
3	昼 間 竹 雄	大曾根中町会長
4	柳 田 進 也	八條北小学校長
5	飯 山 美 夕 貴	大原小学校長
6	◎ 原 田 義 明	潮止中学校長
7	○ 玄 内 真 由 美	大原中学校PTA
8	小 嶋 章 寛	潮止中学校PTA
9	並 木 利 美 子	八條小学校・八條中学校運営協議会委員
10	田 中 明 実	八幡小学校・八潮中学校運営協議会委員
11	幸 元 千 春	八條北小学校運営協議会委員
12	荒 船 ま さ 子	柳之宮小学校運営協議会委員
13	濱 本 一	学識経験のある者
14	會 田 昭	公募
15	石 川 賢 吾	公募

◎は会長、○は副会長。敬称略。

### 3. 八潮市学校適正配置指針・計画策定に係る諮問及び答申

八潮教学発第709号  
令和元年 7月24日

八潮市学校教育審議会会長 様

八潮市教育委員会

#### 八潮市学校適正配置指針・計画について（諮問）

八潮市学校適正配置指針・計画について、別紙諮問書のとおり貴審議会の意見を求めます。  
なお、令和2年2月28日までに答申をお願いします。

---

令和元年11月28日

八潮市教育委員会 様

八潮市学校教育審議会  
会長 原 田 義 明

#### 八潮市学校適正配置指針・計画について（答申）

令和元年7月24日付け、八潮教学発第709号で諮問のあった「八潮市学校適正配置指針・計画」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめたので答申します。

なお、答申にあたり下記のとおり意見を付しますので、ご配意いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 児童生徒数は、開発などによる影響を受けやすく、特に北部地区においては、児童生徒数の少ない状況が続くことから、継続して児童生徒数の推移に注視するようお願いします。
- 2 児童数の急増に伴い大曽根小学校、大瀬小学校では数年後に教室数不足が懸念されています。義務教育の中では、教室数の不足が生じてはならないことであり、早急に小学校予定地への新設校設置の対応をお願いします。

#### 4. 八潮市学校適正配置指針・計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八潮市の児童・生徒にとって、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指す(仮称)八潮市学校適正配置指針・計画の策定に際し、必要な事項を検討するため、(仮称)八潮市学校適正配置指針・計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 検討委員会は、(仮称)八潮市学校適正配置指針・計画の策定に当たり検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げるものを委員とする。

- (1) 企画財政部副部長
- (2) 企画財政部政策担当
- (3) 健康福祉部副部長
- (4) 子育て福祉部副部長
- (5) 生活安全部副部長
- (6) 市民活力推進部副部長
- (7) 都市デザイン部副部長
- (8) 都市デザイン部区画整理課長
- (9) 教育総務部副部長
- (10) 教育総務部教育総務課長
- (11) 学校教育部指導課長
- (12) 前各号に定める者のほか、教育委員会が必要とする者

2 前項に掲げる者のうち市長部局に属する者の検討委員任命の手続については、教育委員会が市長への任命の依頼によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、教育総務部副部長とし、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係機関に依頼し、関係職員等の出席を求めるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、(仮称)八潮市学校適正配置指針・計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、八潮市教育委員会学校教育部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、教育長決裁のあった日から施行する。

5. 八潮市学校適正配置指針・計画検討委員会委員名簿

所 属		平成30年度委員		令和元年度委員	
		役 職	氏 名	役職	氏 名
企画財政部		副部長	○菊池俊充	副部長	○菊池俊充
		副部長	宇田川智	副部長	宇田川智
	政策担当	主幹	保坂航平	主幹	保坂航平
健康福祉部		副部長	津村哲郎	副部長	津村哲郎
子育て福祉部		副部長	小林健一	副部長	小林健一
生活安全部		副部長	中西恵一	副部長	中西恵一
市民活力推進部		副部長	宮下泰朗	副部長	恩田秋弘
都市デザイン部		副部長	石塚清	副部長	石塚清
	区画整理課	課長	本間尚樹	課長	本間尚樹
教育総務部		副部長	◎井上隆雄	副部長	◎井上隆雄
	教育総務課	課長	関根宏夫	課長	関根宏夫
学校教育部	指導課 (小中一貫教育推進室)	課長 (室長)	猪原誠一	課長 (室長)	五味理絵子

◎は委員長、○は副委員長。敬称略。

## 八潮市学校適正配置指針・計画

令和2年3月

発行：八潮市教育委員会

編集：八潮市教育委員会学校教育部学務課

八潮市中央一丁目2番地5

048-996-2111（代表）



